不動産の表示に関する公正競争規約

• 同施行規則 改正案 新旧対照表

2022年3月17日 更新

不動産公正取引協議会連合会

一般社団法人 北海道不動産公正取引協議会 公益社団法人 近畿地区不動産公正取引協議会東北地区不動産公正取引協議会中国地区不動産公正取引協議会公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会四国地区不動産公正取引協議会北陸不動産公正取引協議会一般社団法人九州不動産公正取引協議会東海不動産公正取引協議会

目 次

7	王な改正点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
2	不動産の表示に関する公正競争規約 新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	不動産の表示に関する公正競争規約施行規則 新旧対照表・・・・・・・・ 2	26
4	表示規約第8条に規定する必要な表示事項の一覧表(新旧対照)・・・・・	45
*	 その表示規約改正案は、2022年2月14日に認定申請(施行規則は変更 承認申請)を行いました。	σ.

施行日は「2022年9月1日」に決まりました

この日をもって新しいルールが適用されますので表示の変更・修正等をお忘れ にならないよう、お願いします。

※ これまで表紙に、「2021年10月22日(金)」、「2022年1月 21日(金) 更新」又は「2022年2月10日 更新」と記載されている新旧対照表と「内容についての違い(この規定が削除された等)」はございません。

「2022年3月17日 更新」のものは、<u>主な改正点を追加</u>しています。

- 1 主な改正点(参照している規約及び規則の条項は、改正案の条項です)
 - (1) 物件種別に「一棟リノベーションマンション」を新設(規則第3条第11号)するとともに、 予告広告やシリーズ広告が実施できる物件に「一棟リノベーションマンション」を追加(規約 第4条第6項第3号・第5号)します。

また、必要な表示事項を定めた一覧表(規則第4条)のうち、別表6に「一棟リノベーションマンション」を追加し、当該マンションを広告する際に必要な表示事項を追加します。

- (2) 物件種別に「一棟売りマンション・アパート」を新設(規則第3条第17号) します。また、必要な表示事項を定めた一覧表(規則第4条)のうち、別表5に「一棟売りマンション・アパート」を追加し、当該マンション又はアパートを広告する際に必要な表示事項を追加します。
- (3) 予告広告を実施した後に行う必要がある「本広告」は、予告広告と同一媒体(同一エリア)で行うほか、インターネット広告のみでも実施できることを追加します(規約第9条第2項)。
- (4) 物件名称の使用基準において、
 - ア 物件から直線距離で300m以内の「公園、庭園、旧跡等の名称」を使用できることとしていますが、これらに「海(海岸)、湖沼、河川の岸又は堤防から300m以内に所在している場合は、これらの名称」を追加します(規約第19条第1項3号)。
 - イ 街道の名称については、物件が面していないと使用できないこととしていますが、直線距離で50m以内であれば使用できることに変更します(規約第19条第1項第4号)。
- (5) 電車等の所要時間について、
 - ア 「平常時の所要時間を著しく超えるときは通勤時の所要時間を明示すること」と規定していますが、これを「朝の通勤ラッシュ時の所要時間を明示し、平常時の所要時間をその旨を明示して併記できる」に変更します(規則第9条第4号のウ)。
 - イ 「乗換えを要するときは、その旨を明示すること」と規定していますが、これを「乗換え を要するときは、その旨を明示し、所要時間に乗換えに概ね要する時間を含めること。」に 変更します(規則第9条第4号のエ)。
 - ※ この時間を算出する際には、インターネットの乗換案内サイトをご利用いただいて構いません。

- (6) 物件から、駅や商業施設等までの所要時間や道路距離を記載する場合において、
 - ア マンションやアパートについては、「建物の出入り口を起点」とすることを明文化します (規則第9条第7号)。
 - イ 販売戸数(区画数)が2以上の分譲物件においては、最も近い区画までの表示のみで可と していましたが、最も遠い住戸(区画)までの所要時間等を併記するを追加します(規則第 9条第8号)。
- (7) 新築住宅等の外観写真について、建物が未完成等の場合には、取引する建物と「規模、形質及び外観が同一の他の建物」に限り認めていますが、これを「取引する建物を施工する者が過去に施工した建物であり、構造、階数、仕様が同一であって、規模、形状、色等が類似する他の建物」に変更します(規則第9条第22号)。
- (8) 学校等の公共施設やスーパー等の商業施設を表示する場合、物件からの道路距離を記載することとしていますが、これに徒歩所要時間での表示も可能とすることを追加します(規則第9条第29号・第31号)。
- (9) 住宅ローンの表示について、提携ローンと紹介ローンの別の記載を義務づけていますが、この規定を削除します(規則第9条第44号)。
- (10) 旧価格(過去の販売価格)を比較対象とする二重価格表示は、3か月以上前に公表された 価格で3か月以上販売していなければできないとしていますが、3か月以上前に公表された 価格を「直前の価格」に変更し、販売していた期間を「2か月以上」に短縮します(規則第 12条第2号)。
- (11) 必要な表示事項を定めた別表 (1から10) について、
 - ア 別表 1 から別表10の交通の利便について、利用できる公共交通機関がない場合には、記載しないことができる旨を追加します。
 - イ 別表4から別表7のインターネット広告に「引渡し可能年月」を追加します。
 - ウ 別表8及び別表9のインターネット広告に「入居可能時期」を追加します。
 - エ 別表 1、別表 4 及び別表 6 のインターネット広告に「取引条件の有効期限」を追加します。
 - オ 別表3、別表5及び別表7から別表10のインターネット広告に「所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨」を追加します。
 - カ 別表6に「管理員の勤務形態」を追加します。
 - キ 別表7の「管理方式(管理人の勤務形態。自主管理の場合はその旨)」を「管理形態及び 管理員の勤務形態」に変更します。

2 不動産の表示に関する公正競争規約 新旧対照表

(下線部が変更箇所)

	(下線部が変更箇所)
9月1日以降の規約	現 行(8月31日まで)	改正理由等
第1章 総則	第1章 総則	
第1節 目的	第1節 目的	
N. W. EL.	N. W. H.	
(目的)	(目的)	
第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、不当景品類及び不当表示防止		
法 (昭和37年法律第134号) 第31条第1項の		
規定に基づき、不動産の取引について行う 表示に関する事項を定めることにより、不		
当な顧客の誘引を防止し、一般消費者によ		
る自主的かつ合理的な選択及び事業者間の		
公正な競争を確保することを目的とする。		
第2節 会員の責務	第2節 会員の責務	
(事業者の責務)	(事業者の責務)	
第2条 事業者は、不動産広告の社会性にか んがみ、深くその責任を自覚し、この規約		
を遵守することはもとより、社会的・経済		
的諸事情の変化に即応しつつ、常により適		
正な広告その他の表示をするよう努めなけ ればならない。		
(広告会社等の責務) 第3条 事業者から広告制作の依頼を受けた	(広告会社等の責務) 第3条 (同左)	
広告会社等は、不動産広告の社会性にかん		
がみ、深くその社会的な責任を認識し、この担約の類片にのよりに、いいの説は書きの言		
の規約の趣旨にのっとり、一般消費者の適 正な選択に資する広告を制作するよう努め		
なければならない。		
第3節 用語の定義	第3節 用語の定義	
(用語の定義)	 (用語の定義)	
第4条 この規約において「不動産」とは、		
土地及び建物をいう。 2 この規約において「宅地」とは、宅地建	2 (同左)	
物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「宅		
建業法」という。)第2条第1号に定める ものをいう。		
	3 この規約において「建物」とは、土地に	
着し、屋根及び周壁を有する工作物であって、ナルトで民体の円に供されてものたり		
て、主として居住の用に供されるものをいい、賃貸マンション、賃貸アパートその他の		規定の不備
貸室等建物の一部を含むものとする。	一部を含むものとする。	***
4 この規約において「事業者」とは、宅建 業法第3条第1項の免許を受けて宅地建物		
取引業を営む者であって、第25条第1項に		
規定する公正取引協議会の構成団体に所属 するもの及びこの規約に個別に参加するも		
するもの及いこの死形に凹別に参加するも		

9月1日以降の規約	現 行(8月31日まで)	改正理由等
のをいう。 5 この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として事業者が不動産(以下第9章までにおいて「物件」という。)の内容又は取引条件その他取引(事業者自らが貸借の当事者となって行う取引を含む。以下同じ。)に関する事項について行う広告その他の表示(以下「広告表示」と		
いう。)であって、次に掲げるものをいう。 (1) インターネットによる広告表示	(5) 情報処理の用に供する機器による 広告表示 (インターネット、パソコン 通信等によるものを含む。)	実情に合わせた
(2) チラシ、ビラ、パンフレット <u>、小冊子</u> 、説明書面 <u>、電子記録媒体</u> その他これらに類似する物による広告表示(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。) 及び口頭による広告表示(電話によるものを含む。)	(2) チラシ、ビラ、パンフレット、説明 書面その他これらに類似する物による 広告表示(ダイレクトメール、ファク	実情に合わせた
(3) ポスター、看板 (デジタルサイネー ジ、プラカード及び建物又は電車、自 動車等に記載されたものを含む。) のぼり、垂れ幕、ネオン・サイン、ア ドバルーンその他これらに類似する物 による広告及び陳列物又は実演による 表示	(3) ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物に	実情に合わせた
(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送 (有線電気通信設備又は拡声機による 放送を含む。)、映写、演劇又は電光に よる広告 (5) 物件自体による表示及びモデル・ル		
ームその他これらに類似する物による表示6 この規約において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところに		
よる。 (1) 建築条件付土地 自己の所有する土地 自己の所有する土地 自己の所有する土地 自己の所有する土地 り、自己自己と土自己 自己 (2) 自己 (2) との (3) との (4) との (4) との (4) との (5) との	地を <u>販売</u> するに当たり、自己と土地購入者との間において、自己又は自己の指定する建設業を営む者(建設業者)との間に、当該土地に建築する建物について一定期間内に建築請負契約が成立することを条件として売買される土地をいう(建築請負契約の相手方となる者を制限しない場合を含む。)。 (2) 自由設計型マンション企画 特定の土地を前提とするマンション建築の基本計画を示して当該計画について費者の意見を聴取し、これを反映させた	対応した
(3) 予告広告 販売区画数若しくは販売	1 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	規定を明確にす

一棟リノベーシ

ョンマンションを

追加

9月1日以降の規約 現 行(8月31日まで) 改正理由等 戸数が2以上の分譲宅地、新築分譲住 新築分譲マンション、新築賃貸マンシるとともに中古で 宅、新築分譲マンション若しくは一棟 ョン又は新築賃貸アパートであって、 あるものの、新築分 リノベーションマンション、又は、賃 価格等が確定していないため、直ちに一譲マンションと同 ----貸戸数が 2 以上の新築賃貸マンション 取引することができない物件につい 様に取引されるリ 若しくは新築賃貸アパートであって、 て、その本広告(第8条に規定する必 ノベーションマン 価格又は賃料が確定していないため、 要な表示事項をすべて表示して物件のションを追加 取引の申込みを勧誘するための広告表 直ちに取引することができない物件に ついて、規則に規定する表示媒体を用 示をいう。) に先立ち、その取引開始 いて、その本広告(第8条に規定する 時期をあらかじめ告知する広告表示を 必要な表示事項を全て表示して物件の いう。 取引の申込みを勧誘するための広告表 示をいう。) に先立ち、その取引開始 時期をあらかじめ告知する広告表示を いう。 (4) 副次的表示 分譲宅地、新築分譲住 (4) 副次的表示 分譲宅地、新築分譲住 中古であるもの 宅、新築分譲マンション又は一棟リノ 宅又は新築分譲マンションに関する広 の、新築分譲マンシ ベーションマンションに関する広告表 告表示であって、一の広告物において、ヨンと同様に取引 示であって、一の広告物において、主 主として取引しようとする物件の広告 されるリノベーシ として取引しようとする物件の広告表 表示に付加して行う他の物件に関する。ョンマンションを 示に付加して行う他の物件に関する広 追加 広告表示をいう。 告表示をいう。 (5) シリーズ広告 販売区画数若しくは (5) シリーズ広告 分譲宅地、新築分譲 規定を明確にす 販売戸数が2以上の分譲宅地、新築分 住宅、新築分譲マンション、新築賃貸るとともに中古で 譲住宅、新築分譲マンション若しくは マンション又は新築賃貸アパートに関しあるものの、新築分 する広告表示であって、一の企画に基 譲マンションと同 一棟リノベーションマンション、又は、 づき、1年以内に、順次、連続して4 様に取引されるリ 賃貸戸数が2以上の新築賃貸マンショ ン若しくは新築賃貸アパートに関する 回以上又は6か月以内に3回以上にわ ノベーションマン 広告表示であって、一の企画に基づき、 たって行う一連の広告表示をいう。 ションを追加 1年以内に、順次、連続して4回以上 又は6か月以内に3回以上にわたって 行う一連の広告表示をいう。 (6) 比較広告 自己の供給する物件又は (同左) (6) 役務について、これと競争関係にある 特定の物件等を比較対象物件等として 示し(暗示的に示す場合を含む。)、 物件等の内容又は取引条件について、 客観的に測定又は評価することによっ て比較する広告表示をいう。 (7) 最多価格帯 売買に係る物件の価格 (新設) 使い勝手を良く を100万円刻みでみたときに最も物件 するため、規則の用 数が多い価格帯又は価格が著しく高額 語の意義を規約に である等これによることが適当でない 移設 ((13)まで) と認められる場合において、任意に区 分した価格帯でみたときに物件数が最 も多い価格帯をいう。 (8) 開発面積 開発区域の総面積をいう (新設) (9) 総区画数 開発区域内の全ての予定 (新設) 区画数をいう。

(新設)

(10) 総戸数 新築分譲住宅においては

開発区域内に建築される住宅(建築予

<u>築分譲マンション又は一棟リノベーションマンションにおいては、現に取引</u>

定の住宅を含む。) の戸数をいい、

9月1日以降の規約	現行(8月31日まで)	改正理由等
しようとする全ての建物の一棟ごとの		
住戸の戸数をいう。 (11) 販売区画数 販売しようとする分譲 宅地の区画数をいう。	(新設)	
(12) 販売戸数 販売しようとする新築分 譲住宅の戸数又は新築分譲マンション 若しくは一棟リノベーションマンショ ンの住戸の戸数をいう。	(新設)	ー棟リノベーションマンションを 追加
(13) 賃貸戸数 賃貸しようとする新築賃 貸マンション又は新築賃貸アパートの 住戸の数をいう。	(新設)	
第2章 広告表示の開始時期の制限	第2章 広告表示の開始時期の制限	
(広告表示の開始時期の制限) 第5条 事業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、宅建業法第33条に規定する許可等の処分があった後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物の内容又は取引条件その他取引に関する広告表示をしてはならない。		
第3章 建築条件付土地取引における建物 <u>の</u> 設計プランに関する表示及び自由設計 型マンション企画に関する広告表示	第3章 建築条件付土地取引における建物に 関する表示及び自由設計型マンション企画に関する広告表示	
(建築条件付土地取引に関する広告表示中に表示される建物の設計プランに関する表示)	に表示される <u>建物</u> に関する表示)	分かりやすい表 現に変更
に関する広告表示中に表示される建物 <u>の設</u> 計プランに関する表示については、次に掲 げる全ての要件を満たすものに限り、適用	<u>に建築すべき</u> 建物に関する表示について	
しない。 (1) 次の事項について、見やすい場所に、 見やすい大きさ、見やすい色彩の文字	に限り、適用しない。 (1) (同左)	
により、分かりやすい表現で表示していること。		
ア 取引の対象が建築条件付土地である旨 イ 建築請負契約を締結すべき期限		
(土地購入者が表示された建物の設		
計プランを採用するか否かを問わ		
ず、土地購入者が自己の希望する建		
物の設計協議をするために必要な相		
当の期間を経過した日以降に設定される期限)		
ウ 建築条件が成就しない場合におい		
ては、土地売買契約は、解除され、 かつ、土地購入者から受領した金銭	ては、土地売買契約は、解除され、 かつ、土地購入者から受領した金銭	
は、名目のいかんにかかわらず、全		
<u>て</u> 遅滞なく返還する旨	<u>べて</u> 遅滞なく返還する旨	
エー表示に係る建物の設計プランにつ	工 (同左)	
いて、次に掲げる事項		

9月1日以降の規約	現行(8月31日まで)	改正理由等
(ア) 当該プランは、土地の購入者の 設計プランの参考に資するための 一例であって、当該プランを採用		以 业性田寺
するか否かは土地購入者の自由な 判断に委ねられている旨 (イ) 当該プランに係る建物の建築代		
金並びにこれ以外に必要となる費用の内容及びその額(2)土地取引に係る第8条に規定する必	(2) (同左)	
要な表示事項を満たしていること。		
ョン企画に関する表示であって、次に掲げる全ての要件を満たすものについては、適用しない。 (1) 次の事項について、見やすい場所に、見やすい大きさ、見やすい色彩の文字により、分かりやすい表現で表示して	第7条 第5条の規定は、自由設計型マンション企画に関する表示であって、次に掲げるすべての要件を満たすものについては、適用しない。(1) (同左)	
いること。 ア 当該企画に係る基本計画である旨 及び基本計画の性格 イ 当該企画の実現に至るまでの手順	ア〜ウ (同左)	
ウ 当該企画に関する意見聴取のため の説明会等の開催時期及び場所 エ 意見聴取に応じた一般消費者に対 し、当該企画に基づく物件その他の物 件の取引を拘束するものではなく、ま た、これらの取引において何ら特別の 取扱いをするものではない旨 オ 当該企画の実施に際しては、宅建 業法第33条に規定する許可等の処分 を受ける必要がある旨及び未だ受け ていない旨	当該企画に基づく物件その他の物件 の取引を拘束するものではなく、ま た、これらの取引において何ら特別 の取扱いをするものではない旨 オ (同左)	
(削除)	カ 当該企画の実施の段階において、 顧客の注文による設計変更図面作成 費、追加工事費その他の費用を必要	スが大半を占める
(2) 当該企画に係る基本計画について、建 ペい率・容積率の制限の範囲内において 建築可能な限度を示すための透視図並 びに一般消費者の意見を求める基礎と なる外観図及び平面スケッチを示す場 合においては、一般消費者の意見を聴取 する場合の手がかりとして示すもので あって、具体的な実施計画の内容を示す ものではない旨を、これらの表示に接す る位置に明示していること。 (3) 当該企画のコンセプトに関する説明	建ペい率・容積率の制限の範囲内において建築可能な限度を示すための透視図並びに消費者の意見を求める基礎となる外観図及び平面スケッチを示す場合においては、消費者の意見を聴取する場合の手がかりとして示すものであって、具体的な実施計画の内容を示すものではない旨を、これらの表示に接する位置に明示していること。 (3) (同左)	と考えられるため
及び前号に規定する図面等を除き、建物の具体的な設計プランを表示していないこと。		

9月1日以降の規約	現行(8月31日まで)	改正理由等
第4章 必要な表示事項 第1節 必要な表示事項	第4章 必要な表示事項 第1節 必要な表示事項	
用いて物件の表示をするときは、規則で定める物件の種別ごとに、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより、見やすい場所に、見やすい大きさ、見やすい色彩の文字により、分かりやすい表現で明瞭に表示しなければならない。 (1) 広告主に関する事項 (2) 物件の所在地、規模、形質その他の内容に関する事項 (3) 物件の価格その他の取引条件に関する事項 (4) 物件の交通その他の利便及び環境に関する事項 (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で	別ごとに、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより、見やすい場所に、 見やすい大きさ、見やすい色彩の文字により、分かりやすい表現で <u>明りょう</u> に表示しなければならない。 (1)~(5) (同左)	明確にした
定める事項 第2節 予告広告・副次的表示・シリーズ広 告における特例	第2節 予告広告・副次的表示・シリーズ広 告における特例	
かかわらず、規則で定めるところにより、 同条に規定する必要な表示事項の一部を省 略することができる。	(予告広告における特例) 第9条 予告広告にあっては、第8条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、同条に規定する必要な表示事項の一部を省略することができる。 2 予告広告を行う場合においては、当該予告広告に係る物件の取引開始前に、当該予告広告を行った媒体と同一の媒体を用い、かつ、当該予告広告を行った地域と同一又はより広域の地域において、本広告をしなければならない。 (新設)	スマートフォン やパソコン等の普 及状況を考え、本広 告はインターネッ
おいて実施する方法 (2) インターネット広告により実施する 方法 3 前項第2号の方法により本広告を行うと きは、当該予告広告において、インターネ ットサイト名(アドレスを含む。)及び掲 載予定時期を明示しなければならない。	<u>った媒体が定期刊行物であって、同一の媒</u>	
4 予告広告においては、予告広告である旨、 販売予定時期その他規則で定める事項を、 見やすい場所に、見やすい大きさ、見やす い色彩の文字により、分かりやすい表現で <u>明瞭</u> に表示しなければならない。	4 予告広告においては、予告広告である旨、 販売予定時期その他規則で定める事項を、	

9月1日以降の規約	現 行(8月31日まで)	改正理由等
(副次的表示における特例)	(副次的表示における特例)	
第10条 副次的表示は、第8条の規定にかか	第10条 (同左)	
わらず、規則で定めるところにより、同条		
に規定する必要な表示事項の一部を省略す		
ることができる。		
	21.00	
(シリーズ広告における特例)	(シリーズ広告における特例)	
	第11条 シリーズ広告は、第8条の規定の適	
用に当たっては、次の各号に掲げる <u>全て</u> の 要件を満たす場合に限り、その一連の広告		
表示をもって、一の広告表示とみなす。	お妻件を何にり場合に限り、その一選の広告表示とみなす。	
(1) 新聞、雑誌又はインターネットによ	1	
る広告であること。	一ネットによる広告であること。	
(2) シリーズ広告中の最後に行う広告		
(以下「最終広告」という。)において、		
第8条に規定する必要な表示事項を表		
示していること。		
(3) 各回の広告において、次の事項を、	(3) 各回の広告において、次の事項を、見	
見やすい場所に、見やすい大きさ、見	やすい場所に、見やすい大きさ、見やす	
やすい色彩の文字により、分かりやす		
い表現で <u>明瞭</u> に表示していること。	で <u>明りょう</u> に表示していること。	
アシリーズ広告である旨	ア〜オ (同左)	
イ 当該シリーズ広告における広告の		
回数		
ウ シリーズ広告中における当該広告 の順位		
エ次回の広告の掲載予定日(最終広		
告を除く。)		
オ 契約又は予約の申込みに応じない		
旨及び名目のいかんにかかわらず申		
込みの順位の確保に関する措置を講		
じない旨(最終広告を除く。)		
(4) 第5条に規定する広告表示の開始の	(4) (同左)	
要件を満たしていること。		
 第3節 必要な表示事項の適用除外	 第3節 必要な表示事項の適用除外	
第5節 必要な数小事項の適用除外	男の即 必要な及小事項の適用体外	
(必要な表示事項の適用除外)	(必要な表示事項の適用除外)	
第12条 次の各号に掲げる広告表示について	第12条 (同左)	
は、第8条の規定を適用しない。ただし、		
物件の内容又は取引条件を併せて表示する		
ものを除く。		
(1) 分譲宅地、新築分譲住宅、新築分譲		
マンション又は一棟リノベーションマ		の、新築分譲マンシ
<u>ンション</u> の販売に先立ち、当該物件の		ョンと同様に取引
名称を募集するため又は名称を考案するための手掛かりよりて光芸物件のた		されるリノベーションマンシ
るための手掛かりとして当該物件のお		ョンマンションを 追加
おむねの所在地(都道府県、郡、市区 町村、字又は街区番号まで)、物件種		坦州
別、おおむねの規模及び開発理念のみ		
カ、わわけねの	~/~/でなかり g/A ロ	

(2)~(4) (同左)

を表示する広告

(2) 物件情報展示会その他の催事の開催

場所、開催時期、又は常設の営業所の

9月1日以降の規約	現行(8月31日まで)	改正理由等
場所を案内する広告表示であって、展示している物件数、当該物件の種別及び価格の幅のみを表示するもの (3) 住宅友の会その他の顧客を構成員とする組織の会員を募集する広告表示もあって、現に取引している物件又は、表して、の物件の種別、販売(賃貸を含む。以下同じ。)中であるか販売予定るものが明及び最寄駅のみを表示するものと業広告の構成要素として現にしような物件又は将来取引しようとである物件又は将来取引しようとである物件の広告表示であって、その物件の種別、販売中であるか販売予定るものを開入、販売中であるか販売予定の物件の種別、販売中であるか販売予定の物件の種別、販売中であるか販売予定の物件の活法に関する広告表示と認められるものを除く。)		
第5章 特定事項等の明示義務	第5章 特定事項等の明示義務	
第1節 特定事項の明示義務	第1節 特定事項の明示義務	
(特定事項の明示義務) 第13条 事業者は、一般消費者が通常予期することができない物件の地勢、形質、立地、環境等に関する事項又は取引の相手方に著しく不利な取引条件であって、規則で定める事項については、賃貸住宅を除き、それぞれその定めるところにより、見やすい場所に、見やすい大きさ、見やすい色彩の文字により、分かりやすい表現で <u>明瞭</u> に表示しなければならない。	ることができない物件の地勢、形質、立地、 環境等に関する事項又は取引の相手方に著 しく不利な取引条件であって、規則で定め る事項については、それぞれその定めると ころにより、見やすい場所に、見やすい大 きさ、見やすい色彩の文字により、分かり	賃貸住宅を除く 旨を明確にした
第2節 記事広告における「広告である旨」 の明示義務	第2節 記事広告における「広告である旨」 の明示義務	
(記事広告における「広告である旨」の明示義務) 第14条 事業者は、記事広告(編集記事形式の広告表示)にあっては、当該広告表示中に広告である旨を、規則で定めるところにより、見やすい場所に、見やすい大きさ、見やすい色彩の文字により、分かりやすい表現で明瞭に表示しなければならない。 第6章 表示基準	示義務) 第14条 事業者は、記事広告(編集記事形式の 広告表示)にあっては、当該広告表示中に広 告である旨を、規則で定めるところにより、 見やすい場所に、見やすい大きさ、見やすい	
第1節 物件の内容・取引条件等に係る表示 基準	第1節 物件の内容・取引条件等に係る表示 基準	
(物件の内容・取引条件等に係る表示基準) 第15条 事業者は、次に掲げる事項について		

9月1日以降の規約	現 行(8月31日まで)	改正理由等
表示するときは、規則で定めるところにより表示しなければならない。 (1) 取引態様 (2) 物件の所在地 (3) 交通の利便性 (4) 各種施設までの距離又は所要時間 (5) 団地の規模 (6) 面積 (7) 物件の形質 (8) 写真・絵図 (9) 設備・施設等 (10) 生活関連施設 (11) 価格・賃料	(1)~(12) (同左)	
(12) 住宅ローン等 (削除)	(13) その他の取引条件	規定の不備(規則 本文に第13項がな いため
第2節 節税効果等の表示基準	第2節 節税効果等の表示基準	
(節税効果等の表示基準) 第16条 事業者は、リース方式によるマンション等について、節税効果(給与所得者等が不動産所得を得ることとなった場合等に、税法上認められた方法により、課税総所得金額を減少させ、税負担を軽減すること。)又は当該マンション等に係る賃料収入の確実性等について表示するときは、規則で定めるところにより表示しなければならない。	(節税効果等の表示基準) 第16条 (同左)	
第3節 入札及び競り売りの方法による場合 の表示基準	第3節 入札及び競り売りの方法による場合 の表示基準	
(入札及び競り売りの方法による場合の表示基準) 第17条 事業者は、入札又は競り売りの方法 により取引する場合は、規則で定めるとこ ろにより表示しなければならない。	示基準)	
第7章 特定用語等の使用基準	第7章 特定用語等の使用基準	
第1節 特定用語の使用基準	第 1 節 特定用語の使用基準	
(特定用語の使用基準) 第18条 事業者は、次に掲げる用語 <u>又はこれらの用語に類する用語</u> を用いて表示するときは、それぞれ当該各号に定める意義に即して使用しなければならない。	(特定用語の使用基準) 第18条 事業者は、次に掲げる用語を用いて 表示するときは、それぞれ当該各号に定め る意義に即して使用しなければならない。	実際の運用に合 わせた
(1) 新 築 建築工事完了後1年未満であって、居住の用に供されたことがないものをいう。(2) 新発売 新たに造成された宅地、新築の住宅(造成工事又は建築工事完了前	居住の用に供されたことがないものを いう。 (2) 新発売 新たに造成された宅地 <u>又は</u>	わせた

9月1日以降の規約	現 行(8月31日まで)	改正理由等
のものを含む。) 又は一棟リノベーショ		
ンマンションについて、一般消費者に対	消費者に対し、初めて購入の申込みの	
し、初めて購入の申込みの勧誘を行うこ	制誘を行うこと(一団の宅地又は建物	
と(一団の宅地又は建物を数期に区分し	を数期に区分して販売する場合は、期	
て販売する場合は、期ごとの勧誘)をい		
い、その申込みを受けるに際して一定の		
期間を設ける場合においては、その期間	においては、その期間内における勧誘	
内における勧誘をいう。	をいう。	
(3) ダイニング・キッチン (DK) 台		
所と食堂の機能が1室に併存している		
部屋をいい、住宅(マンションにあっ		
ては、住戸。次号において同じ。)の		
居室(寝室)数に応じ、その用途に従		
って使用するために必要な広さ、形状		
及び機能を有するものをいう。		
(4) リビング・ダイニング・キッチン(L		
DK) 居間と台所と食堂の機能が1		
室に併存する部屋をいい、住宅の居室		
(寝室)数に応じ、その用途に従って		
使用するために必要な広さ、形状及び		
機能を有するものをいう。		
(5) 宅地の造成工事の完了 宅地上に建		
物を直ちに建築することができる状態		
に至ったことをいい、当該工事の完了		
に際し、都市計画法(昭和43年法律第		
100号) その他の法令による工事の完了		
の検査を受けることが必要とされると		
きは、その検査に合格したことをいう。		
(6) 建物の建築工事の完了 建物をその		
用途に従い直ちに使用することができ		
る状態に至ったことをいう。		
2 事業者は、次に掲げる用語を用いて表示	2 事業者は、次に掲げる用語を用いて表示	
するときは、それぞれ当該表示内容を裏付	するときは、それぞれ当該表示内容を裏付	
ける合理的な根拠を示す資料を現に有して	ける合理的な根拠を示す資料を現に有して	
いる場合を除き、当該用語を使用してはな	いる場合を除き、当該用語を使用してはな	
らない。この場合において、 <u>第1号</u> 及び <u>第</u>	らない。この場合において、 <u>第4号</u> 及び <u>第</u>	
2号に定める用語については、当該表示内	<u>5号</u> に定める用語については、当該表示内	
容の根拠となる事実を併せて表示する場合		
に限り使用することができる。	に限り使用することができる。	
(1) 物件の形質その他の内容又は価格そ	<u>(4)</u> (同左)	
の他の取引条件に関する事項につい		
て、「最高」、「最高級」、「極」、		
「特級」等、最上級を意味する用語	(-)	
(2) 物件の価格又は賃料等について、「買	<u>(5)</u> (同左)	
得」、「掘出」、「土地値」、「格安」、「おおり」、「おり」、「		
「投売り」、「破格」、「特安」、「激		
安」、「バーゲンセール」、「安値」等、		
著しく安いという印象を与える用語 (2) 物性の形質をの他の内容及びの内容	(1) (E+)	
(3) 物件の形質その他の内容又は役務の	<u>(1)</u> (同左)	
内容について、「完全」、「完ぺき」、		
「絶対」、「万全」等、全く欠けると		
ころがないこと又は全く手落ちがない		
ことを意味する用語		

9月1日以降の規約	現 行(8月31日まで)	改正理由等
(4) 物件の形質その他の内容、価格その他の取引条件又は事業者の属性に関する事項について、「日本一」、「日本初」、「業界一」、「超」、「当社だけ」、「他に類を見ない」、「抜群」等、競争事業者の供給するもの又は競争事業者よりも優位に立つことを意味する用語	<u>(2)</u> (同左)	
(5) 物件について、「特選」、「厳選」 等、一定の基準により選別されたこと を意味する用語	<u>(3)</u> (同左)	
(6) 物件について、「完売」等著しく人 気が高く、売行きがよいという印象を 与える用語	(6) (同左)	
第2節 物件の名称の使用基準	第2節 物件の名称の使用基準	
(物件の名称の使用基準) 第19条 物件の名称として地名等を用いる場合において、当該物件が所在する市区町村内の町若しくは字の名称又は地理上の名称を用いる場合を除いては、次の各号に定めるところによるものとする。		
(1) 当該物件の所在地において、慣例として用いられている地名又は歴史上の地名がある場合は、当該地名を用いることができる。 (2) 当該物件の最寄りの駅、停留場又は停留所の名称を用いることができる。 (3) 当該物件が公園、庭園、旧跡その他の施設又は海(海岸)、湖沼若しくは河川の岸若しくは堤防から直線距離で300メ		海、湖、河川の名称
ートル以内に所在している場合は、これらの名称を用いることができる。 (4) 当該物件から直線距離で50メートル 以内に所在する街道その他の道路の名 称(坂名を含む。)を用いることができる。	設の名称を用いることができる。 (4) 当該物件 <u>の面する</u> 街道その他の道路 の名称(坂名を含む。)を用いること ができる。	
2 別荘地(別荘又はリゾートマンションを含む。)にあっては、前項に掲げるところによるほか、次の各号に定めるところによることができる。 (1) 当該物件が自然公園法(昭和32年法律第161号)による自然公園の区域内に所在する場合は、当該物件がその最寄りの駅から直線距離で5,000メートル以内に所在している場合は、その最寄りの駅の名称を用いることができる。ただし、当該物件がその最寄りの駅から同じく5,000メートルを超える地点に所在する場合	2 (同左)	

	田 仁 (0日01日十六)	75.77.77.77.77.77.77.77.77.77.77.77.77.7
9月1日以降の規約	現行(8月31日まで)	改正理由等
は、併せてその距離を明記する場合に 限り、その最寄りの駅の名称を用いる		
ことができる。		
(3) 当該物件が地勢及び地形上、山、山		
脈、山塊等の一部に位置している場合		
は、当該山、山脈、山塊等の名称を用		
いることができる。		
(4) 当該物件が海(海岸)、湖沼又は河		
川の岸又は堤防から直線距離で1,000 メートル以内に所在している場合は、		
当該海(海岸)、湖沼又は河川の名称		
を用いることができる。		
(5) 当該物件が温泉地、名勝、旧跡等か		
ら直線距離で1,000メートル以内に所		
在している場合は、その温泉地、名勝、		
旧跡等の名称を用いることができる。		
第8章 不当表示の禁止	第8章 不当表示の禁止	
第 1 節 不当な二重価格表示	第1節 不当な二重価格表示	
(不当な二重価格表示)	(不当な二重価格表示)	
第20条 事業者は、物件の価格、賃料又は役務		
の対価について、二重価格表示(実際に販売		
する価格(以下「実売価格」という。) にこれよりも高い価格(以下「比較対照価格」と		
いう。)を併記する等の方法により、実売価		
格に比較対照価格を付すことをいう。)をす		
る場合において、事実に相違する広告表示又		
は実際のもの若しくは競争事業者に係るも		
のよりも有利であると誤認されるおそれの ある広告表示をしてはならない。		
める広古衣小をしてはなりない。		
第2節 おとり広告	第2節 おとり広告	
(おとり広告)	(おとり広告)	
第21条 事業者は、次に掲げる広告表示をしてはならない。	第21 宋 (1 1 2 1 1 1 1 1 1 1	
(1) 物件が存在しないため、実際には取引		
することができない物件に関する表示		
(2) 物件は存在するが、実際には取引の		
対象となり得ない物件に関する表示		
(3) 物件は存在するが、実際には取引する意思がない物件に関する表示		
る息心がない物件に関する衣小		
第3節 不当な比較広告	第3節 不当な比較広告	
(不当な比較広告)	(不当な比較広告)	
第22条 事業者は、比較広告において、次に	第22条 (同左)	
掲げる広告表示をしてはならない。		
(1) 実証されていない、又は実証することができない事項を挙げて比較する		
とかできない事項を争り (比較する 表示		
	I .	İ

9月1日以降の規約	現行(8月31日まで)	改正理由等
(2) 一般消費者の物件等の選択にとって	列 (1) (0月0 / 日まで)	以正廷田寺
(2) 一板相負有の物件等の選択にどうに 重要でない事項を重要であるかのよう		
に強調して比較するもの及び比較する		
物件等を恣意的に選び出すなど不公正		
な基準によって比較する表示		
(3) 一般消費者に対する具体的な情報で		
はなく、単に競争事業者又はその物件		
等を誹謗し又は中傷する表示		
第4節 その他の不当表示	第4節 その他の不当表示	
(その他の不当表示)	 (その他の不当表示)	
第23条 事業者は、次に掲げる広告表示をし		
てはならない。		
〔取引態様〕		
(1) 取引態様について、事実に相違する	(1)~(27) (同左)	
表示又は実際のもの若しくは競争事業		
者に係るものよりも優良若しくは有利		
であると誤認されるおそれのある表示		
[物件の所在地]		
(2) 物件の所在地について、実際のもの		
よりも優良であると誤認されるおそれ		
のある表示		
【交通の利便性】		
(3) 電車、バス等の交通機関を利用する 場合の利便性について、実際のものよ		
りも優良であると誤認されるおそれの		
ある表示		
(4) 電車、バス等の交通機関又は自動車		
若しくは自転車による場合の所要時間		
について、実際のものよりも短いと誤		
認されるおそれのある表示		
(5) 徒歩による場合の所要時間につい		
て、実際のものよりも短いと誤認され		
るおそれのある表示		
[各種施設までの距離]		
(6) 物件の所在地から駅その他の施設ま		
での距離について、実際のものよりも 短いと誤認されるおそれのある表示		
短いと誤認されるねてれのある表示 [団地 の規模]		
(7) 団地の開発規模について、実際のも		
のよりも優良であると誤認されるおそ		
れのある表示		
〔面積〕		
(8) 物件の面積について、実際のものよ		
りも広いと誤認されるおそれのある		
表示		
〔建物の間取り・用途〕		
(9) 建物の間取りについて、実際のもの		
よりも優良であると誤認されるおそれ		
のある表示(四年の左右)		
(10) 建築基準法(昭和25年法律第201号)		
上の居室に該当しない部屋について、		

9月1日以降の規約	現 行(8月31日まで)	改正理由等
居室であると誤認されるおそれのある		
表示		
(11) 店舗向き、住宅向きその他物件の用		
途・利用方法について、実際のものよ		
りも優良又は有利であると誤認される		
おそれのある表示		
〔物件の形質〕		
(12) 土地の地目又は形質、地勢、土壌等		
について、実際のものよりも優良であ		
ると誤認されるおそれのある表示		
(13) 土壌の改良の内容又は程度につい		
て、実際のものよりも優良であると誤		
認されるおそれのある表示		
(14) 宅地の造成工事の内容について、実		
際のものよりも優良であると誤認され		
るおそれのある表示		
(15) 宅地の造成材料又は建物の建築材料		
若しくは造作について、実際のものよりものよりは、原身でなると記録されている。		
りも優良であると誤認されるおそれの ある表示		
りも優良であると誤認されるおそれの		
ある表示		
(17) 建物の建築工事の内容について、実		
際のものよりも優良であると誤認され		
るおそれのある表示		
(18) 建物の建築経過年数又は建築年月に		
ついて、実際のものよりも経過年数が		
短い又は建築年月が新しいと誤認され		
るおそれのある表示		
(19) 建物の保温・断熱性、遮音性、健康・		
安全性その他の居住性能について、実		
際のものよりも優良であると誤認され		
るおそれのある表示		
(20) 建物の毀損又は汚損の程度につい		
て、実際のものよりも軽微であると誤		
認されるおそれのある表示		
(21) 増築、改築又は造作の取替えをした		
建物について、当該建物の全部又は取		
引しようとする部分が新築したもので		
あると誤認されるおそれのある表示 (22) 租税特別措置法(昭和32年法律第26		
号) による優良な宅地又は住宅の供給		
に寄与する旨の認定に関する事項につ		
いて表示することにより、物件の内容		
について、実際のものよりも優良であ		
ると誤認されるおそれのある表示		
(23) 建物について、住宅の品質確保の促		
進等に関する法律(平成11年法律第81		
号)の規定に基づく住宅性能評価、住		
宅型式性能認定又は型式住宅部分等製		
造業者の認証に関する事項について、		
実際のものよりも優良であると誤認さ		

9月1日以降の規約	現 行(8月31日まで)	改正理由等
れるおそれのある表示		
(24) 宅地、建物、これらに付属する施設、		
造成工事、建築工事等に関する等級そ		
の他の規格・格付けについて、実際の		
ものよりも優良であると誤認されるお		
それのある表示		
(25) 温泉でないものについて、温泉であ		
ると誤認されるおそれのある表示		
(26) 入浴に際して加温を必要とする温泉		
について、加温を必要とする旨を表示		
しないこと等により、当該温泉が入浴		
に適する温度以上の温泉であると誤認		
されるおそれのある表示		
(27) 温泉源から採取した温泉を給湯管に		
よらずに供給するもの(源泉から湧出		
する温泉を直接利用するものを除く。)		
について、給湯管によるものであると		
誤認されるおそれのある表示	(00) 性ウの反声の「此口は仕皮にのなま	
(28) 特定の区画の土地又は住宅にのみ該	(28) 特定の区画の土地又は住宅にのみ該	
当する設備、仕様等について、 <u>全て</u> の 物件に該当すると誤認されるおそれの	当する設備、仕様等について、 <u>すべて</u> の物件に該当すると誤認されるおそれ	
ある表示	のある表示	
〔利用の制限〕	() (a) (d) (d) (A) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d	
(29) 土地の区画、形質の変更に関する都	(29)~(32) (同左)	
市計画法、自然公園法その他の法律に	(20) (02) (14)22)	
よる制限に係る事項について、実際の		
ものよりも緩やかであると誤認される		
おそれのある表示		
(30) 建ペい率その他建物の建築に関する		
建築基準法、都市計画法その他の法律		
による制限に係る事項について、事実		
に相違する表示又は実際のものよりも		
緩やかであると誤認されるおそれのあ		
る表示		
(31) 第三者の所有権、地上権、地役権、賃		
借権、入会権その他物件の利用を制限す		
る権利の内容に関する事項について、実		
際のものよりも取引の相手方に有利で		
あると誤認されるおそれのある表示 [設備・生活関連施設]		
(32) 建物に付属する設備について、実際		
のものよりも優良であると誤認される		
おそれのある表示		
(33) 団地内又は物件内の施設について、	(33) 団地内の施設について、実際のもの	規定を明確にした
実際のものよりも優良であると誤認さ	よりも優良であると誤認されるおそれ	//1/2/2/////
れるおそれのある表示	のある表示	
(34) 道路の構造、幅員及び舗装の状況等	(34)~(41) (同左)	
について、実際のものよりも優良であ		
ると誤認されるおそれのある表示		
(35) 学校、病院、官公署その他の公共・		
公益施設又はデパート、商店その他の		
商業施設若しくは生活施設の利用の便		
宜について、実際のものよりも優良で		

カると誤認されるおそれのある表示 (36) 共有制リゾート会員権に係る譲渡対象物件固有の施設、相互利用施設、附帯施設又は提携施設の規模その他の内容について、実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示 (37) 共有制リゾート会員権に係る施設、相互利用施設、附帯施設又は提携施設の利用可能日数、利用可能時期、利用料金等利用権の内容について、実際のものよりも優良又は有利であると誤認されるおそれのある表示 [環境等] (38) 物件の採光、通風、日照、眺望等について、実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示	
(36) 共有制リゾート会員権に係る譲渡対象物件固有の施設、相互利用施設、附帯施設又は提携施設の規模その他の内容について、実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示 (37) 共有制リゾート会員権に係る施設、相互利用施設、附帯施設又は提携施設の利用可能日数、利用可能時期、利用料金等利用権の内容について、実際のものよりも優良又は有利であると誤認されるおそれのある表示 [環境等] (38) 物件の採光、通風、日照、眺望等について、実際のものよりも優良である	
帯施設又は提携施設の規模その他の内容について、実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示 (37) 共有制リゾート会員権に係る施設、相互利用施設、附帯施設又は提携施設の利用可能日数、利用可能時期、利用料金等利用権の内容について、実際のものよりも優良又は有利であると誤認されるおそれのある表示 [環境等] (38) 物件の採光、通風、日照、眺望等について、実際のものよりも優良である	
容について、実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示 (37) 共有制リゾート会員権に係る施設、相互利用施設、附帯施設又は提携施設の利用可能日数、利用可能時期、利用料金等利用権の内容について、実際のものよりも優良又は有利であると誤認されるおそれのある表示 [環境等] (38) 物件の採光、通風、日照、眺望等について、実際のものよりも優良である	
あると誤認されるおそれのある表示 (37) 共有制リゾート会員権に係る施設、 相互利用施設、附帯施設又は提携施設 の利用可能日数、利用可能時期、利用 料金等利用権の内容について、実際の ものよりも優良又は有利であると誤認 されるおそれのある表示 [環境等] (38) 物件の採光、通風、日照、眺望等に ついて、実際のものよりも優良である	
(37) 共有制リゾート会員権に係る施設、 相互利用施設、附帯施設又は提携施設 の利用可能日数、利用可能時期、利用 料金等利用権の内容について、実際の ものよりも優良又は有利であると誤認 されるおそれのある表示 [環境等] (38) 物件の採光、通風、日照、眺望等に ついて、実際のものよりも優良である	
相互利用施設、附帯施設又は提携施設 の利用可能日数、利用可能時期、利用 料金等利用権の内容について、実際の ものよりも優良又は有利であると誤認 されるおそれのある表示 [環境等] (38) 物件の採光、通風、日照、眺望等に ついて、実際のものよりも優良である	
の利用可能日数、利用可能時期、利用料金等利用権の内容について、実際のものよりも優良又は有利であると誤認されるおそれのある表示 [環境等] (38) 物件の採光、通風、日照、眺望等について、実際のものよりも優良である	
料金等利用権の内容について、実際の ものよりも優良又は有利であると誤認 されるおそれのある表示 [環境等] (38) 物件の採光、通風、日照、眺望等に ついて、実際のものよりも優良である	
ものよりも優良又は有利であると誤認 されるおそれのある表示 [環境等] (38) 物件の採光、通風、日照、眺望等に ついて、実際のものよりも優良である	
されるおそれのある表示 [環境等] (38) 物件の採光、通風、日照、眺望等に ついて、実際のものよりも優良である	
[環境等] (38) 物件の採光、通風、日照、眺望等に ついて、実際のものよりも優良である	
(38) 物件の採光、通風、日照、眺望等に ついて、実際のものよりも優良である	
ついて、実際のものよりも優良である	
(39) 物件の周囲の静寂さ、快適さ等につ	
いて、実際のものよりも優良であると	
誤認されるおそれのある表示	
(40) 物件の方位その他立地条件につい	
て、実際のものよりも優良であると誤して、実際のものよりも優良であると誤している。	
認されるおそれのある表示	
(41) 前2号に規定するもののほか、物件	
も優良であると誤認されるおそれのあ	
る表示	
[写真・絵図] [写真・絵図]	
(42) モデル・ルーム又は写真、動画、コ (42) モデル・ルーム又は写真、コンピュ 実情に合わっ	た
ンピュータグラフィックス、見取図、 ータグラフィックス、見取図、完成図	
完成図若しくは完成予想図による表示 若しくは完成予想図による表示であっ	
であって、物件の規模、形状、構造等 て、物件の規模、形状、構造等につい	
について、事実に相違する表示又は実 て、事実に相違する表示又は実際のも	
際のものよりも優良であると誤認され のよりも優良であると誤認されるおそ	
るおそれのある表示 れのある表示 れのある表示 (40) 特性などの問題サーストト見細ストトト	
(43) 物件からの眺望若しくは景観又は物 (43) 物件からの眺望若しくは景観又は物 実情に合われ 件を中心とした眺望若しくは景観を示 件を中心とした眺望若しくは景観を示	1/2
す写真 <u>、動画</u> 、絵図又はコンピュータ す写真、絵図又はコンピュータグラフ	
グラフィックスによる表示であって、 イックスによる表示であって、事実に	
事実に相違する表示又は実際のものよ 相違する表示又は実際のものよりも優	
りも優良であると誤認されるおそれの良であると誤認されるおそれのある表	
ある表示	
〔価格・料金〕	
(44) 物件の価格、賃料又はその他の費用 (44)~(75) (同左)	
について、実際のものよりも安いと誤	
認されるおそれのある表示	
(45) 媒介報酬又は代理報酬の額につい	
て、実際のもの又は競争事業者に係る	
ものよりも有利であると誤認されるお それのある表示	
(46) 建物 (土地付き建物を含む。以下同	
じ。)の価格について、消費税が含ま	
れていないのに、含まれていると誤認	
されるおそれのある表示	

9月1日以降の規約	現 行(8月31日まで)	改正理由等
(47) 権利金、礼金、敷金、保証金、償却		
費等の額について、実際のものよりも		
少ないと誤認されるおそれのある表示		
(48) 管理費、維持費、修繕積立金又は共		
益費について、実際のもの又は競争事		
業者に係るものよりも有利であると誤		
認されるおそれのある表示		
(49) 給水、排水、ガス、電気等を利用す		
るための施設若しくはその工事に必要		
とされる費用の額又はその負担条件に		
ついて、実際のものよりも有利である		
と誤認されるおそれのある表示		
(50) 建物の設計変更若しくは附帯工事の		
内容又はその対価について、実際のも		
のよりも優良又は有利であると誤認さ		
れるおそれのある表示		
〔価格以外の取引条件〕		
(51) 価格、賃料、権利金等の支払条件に		
ついて、実際のものよりも有利である		
と誤認されるおそれのある表示		
(52) 手付金等の保全措置について、実際		
のものよりも有利であると誤認される		
おそれのある表示		
(53) 物件の所有権、賃借権その他の権利		
の設定、移転等に関する登記について、		
実際のものよりも有利であると誤認さ		
れるおそれのある表示		
(54) 物件の引渡しの条件として、頭金(住		
宅ローン等の信用供与を受けることが		
できる金銭の額と物件価額との差額)		
等の支払を条件としている場合におい		
て、頭金の額を下回る手付金等の支払		
のみで、物件の引渡しを受けることが		
できるものであると誤認されるおそれ		
のある表示		
(55) 取引の相手方が取得する所有権その		
他の権利の内容について、事実に相違 する表示又は実際のものよりも有利で		
りる衣示又は美院のものよりも有利で あると誤認されるおそれのある表示		
(56) 物件への案内の条件、契約手続の条		
件その他の取引条件について、実際の		
ものよりも有利であると誤認されるお		
それのある表示		
(57) 取引の相手方の資格又は数、取引の相		
手方を決定する方法その他の取引に関		
する制限について、実際のものよりも厳		
しいと誤認されるおそれのある表示		
〔融資等の条件〕		
(58) 割賦販売又は不動産ローンの条件に		
ついて、実際のものよりも有利である		
と誤認されるおそれのある表示		
(59) ローン提携販売を行うものではない		
のに、ローン提携販売と誤認されるお		
	<u> </u>	

9月1日以降の規約	現 行(8月31日まで)	改正理由等
それのある表示		
(60) 公的機関の融資に係る条件につい		
て、実際のものよりも有利であると誤		
認されるおそれのある表示		
〔事業者の信用〕		
(61) 国、地方公共団体又はこれらと関係		
がある事業者が取引の主体となってい		
ると誤認されるおそれのある表示		
(62) 信用があると一般に認められている		
事業者が取引の主体となっていると誤		
認されるおそれのある表示		
(63) 国、地方公共団体等が事業者と共同		
し又は事業者を後援していると誤認さ		
れるおそれのある表示		
(64) 信用があると一般に認められている		
事業者の商号又は商標と同一又は類似		
の商号又は商標を用い、事業者の信用		
について、実際のものよりも優良又は		
有利であると誤認されるおそれのある		
表示		
(65) 第三者の推せん又は後援を受けてい		
ないのに、受けていると誤認されるお		
それのある表示		
(66) 自己の経歴、営業種目、取引先、事		
業所、事業規模、経営状況、所属団体		
その他信用に関する事項について、実		
際のものよりも優良であると誤認され		
るおそれのある表示		
(67) 競争事業者の取引に係る物件につい		
て、事実に反する表示をすることによ		
り、自己の取引に係る物件がその事業		
者のものよりも優良又は有利であると		
誤認されるおそれのある表示		
(68) 競争事業者の経歴、営業種目、取引		
先、事業所、事業規模、経営状況その		
他信用に関する事項について、信用を		
害するおそれのある表示		
[その他の事項]		
(69) 新発売でない物件について、新発売		
であると誤認されるおそれのある表示		
(70) 物件について、完売していないのに完		
売したと誤認されるおそれのある表示 (71) 物性のツ其際によった。		
(71) 物件の沿革等について、実際のもの		
よりも優良であると誤認されるおそれ		
のある表示 (72) 競売又は公売に付されたことのある		
(72) 親元又は公元に付されたことのある 物件の取引に際し、その旨をことさら		
物件の取りに除し、その自をことさら 強調することにより、取引の相手方に		
短調することにより、取りの相子方に 有利であると誤認されるおそれのある		
有利であると疎認されるねてれのある 表示		
衣小 (73) 略語若しくは外国語の使用又は事実		
の一部のみを表示するなどにより、物		
件の内容、取引条件等について実際の		
TYVY1分、取り未計寺にづいて表際の		

		-1 1
9月1日以降の規約	現行(8月31日まで)	改正理由等
ものよりも優良又は有利であると誤認されるおそれのある表示 (74) 共有制リゾート会員権を購入することが投資又は利殖の手段として有利であると誤認されるおそれのある表示 (75) 前各号に掲げるもののほか、物件の取引について、実際のものよりも優良又は有利であると誤認されるおそれのある表示 2 事業者は、前項に掲げるもののほか、物件の取引に関する事項について、事実に相違する表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を阻害するおそれがあると認められる広告表示をしてはならない。	2 (同左)	
第9章 表示内容の変更等の公示	第9章 表示内容の変更等の公示	
(表示の修正・取りやめ及び取引の変更等の公示) 第24条 事業者は、継続して物件に関する広告その他の表示をする場合において、当該広告その他の表示の内容に変更があったときは、速やかに修正し、又はその表示を取りやめなければならない。 2 事業者は、物件に関する広告その他の表示を行った後、やむを得ない事情により当該表示に係る物件の取引を変更し、延期し又は中止したときは、速やかにその旨を公示しなければならない。	の公示) 第24条 (同左)	
第10章 公正取引協議会及び <u>不動産</u> 公正取引 協議会連合会	第10章 公正取引協議会及び公正取引協議会 連合会	
第1節 組織、地区及び事業	第1節 組織、地区及び事業	
(組織及び事業) 第25条 この規約を円滑、かつ、効果的に実施するため、一般社団法人北海道不動産公正取引協議会、東北地区不動産公正取引協議会、文益社団法人首都圏不動産公正取引協議会、北陸不動産公正取引協議会、公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会、四国地区不動産公正取引協議会、四国地区不動産公正取引協議会及び一般社団法人九州不動産公正取引協議会(以下これらを「公正取引協議会」という。)並びに不動産公正取引協議会」という。)並びに不動産公正取引協議会連合会を設置する。	正取引協議会、東北地区不動産公正取引協議会、公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会、東海協議会、北陸不動産公正取引協議会、東海不動産公正取引協議会、公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会、中国地区不動産公正取引協議会、四国地区不動産公正取引協議会、四国地区不動産公正取引協議会及び一般社団法人九州不動産公正取引協議会(以下これらを「公正取引協議	略称する必要は ないと考えられる ため

(同左)

2 公正取引協議会は、地区内に事務所を有 2~4

9月1日以降の規約	現行(8月31日まで)	改正理由等
する事業者又は事業者の団体をもって構成	30 13 (2732) 34 6 (37	·
する。不動産取引に関する表示に関与する		
者及びこれらの者の団体は、公正取引協議		
会に賛助者として参加することができる。		
3 前項の公正取引協議会の地区は、次のと		
おりとする。		
(1) 一般社団法人北海道不動産公正取引		
協議会		
北海道の区域		
(2) 東北地区不動産公正取引協議会		
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、		
山形県及び福島県の区域		
(3) 公益社団法人首都圏不動産公正取引		
協議会		
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、		
千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、 山梨県及び長野県の区域		
(4) 北陸不動産公正取引協議会		
富山県、石川県及び福井県の区域		
(5) 東海不動産公正取引協議会		
岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県		
の区域		
(6) 公益社団法人近畿地区不動産公正取		
引協議会		
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、		
奈良県及び和歌山県の区域		
(7) 中国地区不動産公正取引協議会		
鳥取県、島根県、岡山県、広島県及		
び山口県の区域		
(8) 四国地区不動産公正取引協議会		
徳島県、香川県、愛媛県及び高知県		
の区域 (9) 一般社団法人九州不動産公正取引協		
議会		
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、		
大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄		
県の区域		
4 公正取引協議会は、次の事業を行う。		
(1) この規約の周知徹底に関すること。		
(2) この規約に関する相談に応じ、又は		
この規約の適用を受ける事業者の指導		
に関すること。		
(3) この規約の規定に違反する疑いのあ		
る事実の調査及びこの規約を運用する		
ために必要な資料を収集するための実		
態調査に関すること。		
(4) この規約の規定に違反する事業者に 対する措置に関すること。		
(5) 不当景品類及び不当表示防止法その		
他公正取引に関する法令の普及及び違		
反の防止に関すること。		
(6) 関係官公庁及び関係団体との連絡に		
関すること。		
= - v		

9月1日以降の規約	現 行(8月31日まで)	 改正理由等
(7) 不動産取引に関する表示の適正化に	現 1](8月3「日まじ)	以正垤田寺
関して研究すること。 (8) 一般消費者からの苦情処理に関すること。 (9) その他必要と認められること。 5 <u>不動産</u> 公正取引協議会連合会は、公正取引協議会をもって構成する。	5 公正取引協議会連合会は、公正取引協議会をもって構成する。6 公正取引協議会連合会は、次の事業を行う。 (1)・(2) (同左)	
(2) この規約の解釈及び運用の統一に関すること。 (3) <u>インターネットによる広告表示</u> の進展に伴う表示の適正化に関すること。 (4) <u>公正取引委員会及び消費者庁長官</u> に対する認定及び承認の申請並びに届出に関すること。	(3) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示の進展に伴う表示の適正化に関すること。 (4) 消費者庁長官及び公正取引委員会に対する認定及び承認の申請並びに届出に関すること。	実情に合わせた
第2節 違反に対する調査	第2節 違反に対する調査	
(違反に対する調査) 第26条 公正取引協議会は、第5条から第23 条までの規定にる事実があると思調を をおりし、当該のよう。 名ときため、1000000000000000000000000000000000000		
第3節 違反に対する措置	第3節 違反に対する措置	

9月1日以降の規約	現 行(8月31日まで)	改正理由等
(違反に対する措置)	(違反に対する措置)	
第27条 公正取引協議会は、第5条及び第8		
条から第23条までの規定に違反する行為が	N-1-17	
あると認めるときは、当該違反行為を行っ		
た事業者に対し、当該違反行為を排除する		
ために必要な措置を直ちに採るべきこと並		
びに第5条及び第8条から第23条までの規		
定に違反する行為を再び行ってはならない		
ことを警告し、又は50万円以下の違約金を		
課すことができる。		
2 事業者は、前項に規定する警告を受けた		
ときは、当該警告の内容である措置を直ち		
に実施し、又は当該警告の内容に反する行		
為を行ってはならない。		
3 公正取引協議会は、事業者が前項の規定		
に違反していると認めるときは、当該事業		
者に対し、500万円以下の違約金を課し、公		
正取引協議会の構成員である資格を停止		
し、除名処分をし、又は消費者庁長官に対		
し、必要な措置を講ずるよう求めることが		
できる。		
4 公正取引協議会は、第1項及び前項に規		
定する措置(警告を除く。)を採ろうとす		
るときは、当該事業者に対し、あらかじめ		
期日及び場所を指定し、並びに事案の要旨		
及び規約の適用条項を示して事情聴取をし		
なければならない。事情聴取に際しては、		
当該事業者に、意見を述べ、及び証拠を提		
出する機会が与えられなければならない。		
5 公正取引協議会は、事業者が正当な理由		
なく事情聴取の期日に出席せず、かつ、再		
度指定した事情聴取の期日にも出席しない		
場合は、前項の規定にかかわらず、事情聴		
取を経ないで措置を講ずることができる。		
6 公正取引協議会は、事業者が前条第4項		
の警告に従っていないと認めるときは、当		
該事業者に対し、50万円以下の違約金を課		
すことができる。 7 公正取引協議会は、事業者が第5条及び		
第8条から第23条までの規定に違反する行		
第6米が6第23米よくの規定に建及する行 為を行った場合において、当該事業者が所		
属する団体による指導その他の措置を講ず		
ることが適当であると認めるときは、当該		
団体に対し、必要な措置を講ずるよう求め		
ることができる。		
8 公正取引協議会は、第1項、第3項又は		
第6項の規定による措置を講じたときは、		
その旨を文書をもって遅滞なく消費者庁長		
官に報告するものとする。		
(措置に対する異議の申立て)	(措置に対する異議の申立て)	
第28条 前条第1項に基づく警告又は違約	第27条の2 (同左)	
金、前条第3項に基づく違約金、資格停止		
	1	

9月1日以降の規約	現 行(8月31日まで)	改正理由等
又は除名処分若しくは前条第6項に基づく 違約金の措置を受けた事業者が、これらの 措置に対し異議がある場合は、これらの措 置に係る文書の送付があった日から10日以 内に、公正取引協議会に対し、文書により 異議の申立てをすることができる。 2 前項に規定する期間内に異議の申立てが なかった場合は、当該事業者は異議の申立 てをすることができない。 3 公正取引協議会は、第1項の異議の申立 でがあった場合は、当該事業者に追加の主 張及び立証の機会を与え、これに基づき審 理を行うものとする。 4 公正取引協議会は、前項の審理を行った 結果を当該事業者に速やかに通知するもの とする。		
(措置内容等の公表) 第29条 公正取引協議会は、第27条第1項及び 第3項の規定に基づく措置を採った場合に おいて、当該違反行為の及ぼす影響の程度等 を勘案の上、特に必要があると認められると きは、違反事業者名、違反行為の概要及び措 置の内容を公表することができる。	(措置内容等の公表) 第27条の3 (同左)	
第11章 雑 則	第11章 雑 則	
(規則の制定) 第30条 不動産公正取引協議会連合会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。 2 前項の規則を定め又は変更しようとするときは、公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。		
(削除)	(定款その他の基本約款の制定) 第29条 公正取引協議会又は公正取引協議会連合会の定款又は会則その他の基本約款を定め又は変更しようとするときは、消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。この場合において、公正取引協議会にあっては、公正取引協議会連合会を経由して行うものとする。 2 公正取引協議会又は公正取引協議会連合会会は、定款その他の基本約款の運営規程を定め又は変更しようとするときは、あらかにか消費者に長口及び公正取引を	
7/4 Bil	じめ消費者庁長官及び公正取引委員会に届け出るものとする。この場合において、公正取引協議会にあっては、公正取引協議会連合会を経由して行うものとする。	

附則

この規約の変更は、令和4年9月1日から施行する。ただし、第29条第1項及び第2項を削除する変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

3 不動産の表示に関する公正競争規約施行規則 新旧対照表

(下線は変更部分)

		(下級は変更部分)
9月1日以降の施行規則	現 行(8月31日まで)	改正理由等
第1章 用語の定義 (用語の定義) 第1条 この規則において使用する用語であって、不動産の表示に関する公正競争規約 (「以下「規約」という。)で使用する用語と同一のものは、これと同一の意義に使用するものとする。 (削除)		するため、規約4条
第2章 必要な表示事項	第2章 必要な表示事項	
第1節 表示媒体	第1節 表示媒体	
(表示媒体) 第2条 規約第8条(必要な表示事項)に規定する規則で定める表示媒体は、次に掲げる区分によるものとし、それぞれの意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) インターネット広告 インターネッ		
トによる広告表示をいう。 (2) 新聞・雑誌広告 新聞又は雑誌に掲載される広告表示を総称し、広告表示の位置、大きさ等によって次のとおり細分する。 ア 新聞記事下広告 新聞の記事の下	<u>(1)</u> (同左)	

9月1日以降の施行規則	現行(8月31日まで)	改正理由等
に掲載される広告表示をいい、全面 広告を含むものとする。 イ 住宅専門雑誌記事中広告 住宅情 報専門誌の記事面に掲載される広告 表示であって、横5分の1ページ以 上の大きさのものをいい、口絵、目 次、表紙及び全ページ広告を含むも のとする。		
ウ その他の新聞・雑誌広告 ア及び イに掲げるものを除き、新聞又は雑 誌に掲載される広告表示をいう。 (3) 新聞折込チラシ等 新聞に折り込ま れ、又はその他の方法により配布され るチラシ又は掲出されるビラ等(店頭 ビラを除く。)による広告表示をいう。		
(4) パンフレット等 パンフレット、小 冊子、 <u>電子記録媒体</u> その他これらに類 似する広告表示をいう。	(3) パンフレット等 パンフレット、小冊子、 <u>光・磁気記録媒体</u> その他これら に類似する広告表示をいう。	実情に合わせた
第2節 物件の種別	第2節 物件の種別	
(物件の種別) 第3条 規約第8条(必要な表示事項)に規定する物件の種別は、次に掲げる区分によるのとし、それぞれの意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 分譲宅地 一団の土地を複数の区画に区分けして、その区画ごとに売買しては借地権(転借地権を含む。)を設定者しくは移転する住宅用地をいう。 (2) 現況有姿分譲地 主として一団の土地を一定面積以上の区画に区分けして、売買する山林、原野等の土地であって、分譲宅地及び売地以外のものをいう。 (3) 売 地 区分けしないで売買される住宅用地等をいう。	(1)・(2) (同左)(3) 売 地 区分けしないで売買される 住宅用地をいう。	用途を宅地としない山林、原野等の
(4) 貸 地 区分けしないで借地権(転任地権を含む。)を設定又は移転する住宅用地等をいう。 (5) 新築分譲住宅 一団の土地を複数の区域といるのでは、大きなのでであった。 (5) 新築住宅であって、売買され、一棟の住宅であった。 (6) 新築住宅 建物の構造及び設備ともののをいう。 (6) 新築住宅 建物の構造とにをがらいた。 (6) が、中古住宅 建築の一棟の住宅をいるのでは、一人は、大きないのであった。 (7) 中古住宅 建築の一様のという。 (8) マンション 鉄筋コンクリートをいるのでは、大きないのであって、一棟のは、大きないのであって、一様のという。 (8) マンション 鉄筋コンクリートをのが、大きないのであって、一様のという。)に区画のののののののののののののののののののののののののののでは、大きないののののののののののののでは、大きないのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	借地権を含む。)を設定又は移転する住宅用地をいう。 (5)~(10) (同左)	

9月1日以降の施行規則	現 行(8月31日まで)	改正理由等
	प्र १। (७७७ । वड ८)	以正任田寺
され、各部分がそれぞれ独立して居住の用に供されるものをいう。 (9) 新築分譲マンション 新築のマンションであって、住戸ごとに売買するものをいう。 (10) 中古マンション 建築後1年以上経過し、又は居住の用に供されたことがあるマンションであって、住戸ごとに、売買するものをいう。 (11) 一棟リノベーションマンション 共同住宅等の1棟の建物全体(内装、外装を含む。)を改装又は改修し、マンションとして住戸ごとに取引するものであって、当該工事完了後1年未満のもので、かつ、当該工事完了後居住の用に	(新設)	増加しているリ ノベーション工事 を実施した物件に 対応した
供されていないものをいう。		
(12) 新築賃貸マンション 新築のマンションであって、住戸ごとに、賃貸するものをいう。	<u>(11)</u> (同左)	
(13) 中古賃貸マンション 建築後1年以 上経過し、又は居住の用に供されたこ とがあるマンションであって、住戸ご	<u>(12)</u> (同左)	
とに、賃貸するものをいう。 (14) 貸 家 一戸建て住宅であって、賃 貸するものをいう。	<u>(13)</u> (同左)	
(15) 新築賃貸アパート マンション以外 の新築の建物であって、住戸ごとに、 賃貸するものをいう。	(14) 新築賃貸アパート マンション以外 の新築の建物 <u>の一部</u> であって、住戸ご とに、賃貸するものをいう。	
(16) 中古賃貸アパート マンション以外	<u>(15)</u> 中古賃貸アパート マンション以外	
の建物であり、建築後1年以上経過し、	の建物であり、建築後1年以上経過し、	
又は居住の用に供されたことがある建 物であって、 <u>住戸ごとに、</u> 賃貸するも のをいう。	又は居住の用に供されたことがある建 物 <u>の一部</u> であって、 <u>居住の用に供する</u> ために賃貸するものをいう。	
<u>(17)</u> <u>一棟売りマンション・アパート</u> マ	(新設)	実情に即して新設
ンション又はアパートであって、その		
建物を一括して売買するものをいう。 (18) 小規模団地 販売区画数 <u>又は</u> 販売戸 数が <u>2以上</u> 10未満のものをいう。	(16) 小規模団地 総区画数若しくは総戸 数又は販売区画数 <u>若しくは</u> 販売戸数が 10未満のものをいう。	規定を明確にした
(19) 共有制リゾートクラブ会員権 主と して会員が利用する目的で宿泊施設等 のリゾート施設の全部又は一部の所有 権を共有するものをいう。	<u>(17)</u> (同左)	
第3節の必要な表示事項	第3節 必要な表示事項	
(必要な表示事項)	(必要な表示事項)	
第4条 規約第8条(必要な表示事項)に規 マオスツ亜な事子専項は、前条に掲げる区	第4条 (同左)	
定する必要な表示事項は、前条に掲げる区 分による物件の種別ごとに、それぞれの種		
別に対応する別表1から別表10の表示媒体		
欄に「○」及び「●」の記号を付した事項 とする。ただし、小規模団地にあっては、		

9月1日以降の施行規則	現行(8月31日まで)	改正理由等
別表1、別表4及び別表6中「○」の記号 を付した事項のうち、「☆」の記号を付し た事項を除いた事項とする。	2 別表 1 (分譲宅地)、別表 4 (新築分譲住宅)又は別表 6 (新築分譲マンション)に基づく表示事項をパンフレット等に表示する場合において、次の各号の一に該当する場合には、前項に定める事項のほか、それぞれ各号に定める事項とする。 (1)~(3) (同左)	₩ ₩₩
第4節 予告広告・副次的表示における特例	第4節 予告広告・副次的表示における特例	
(予告広告に係る必要な表示事項) 第5条 規約第9条(予告広告における特例) 第1項に規定する予告広告において省略す ることができる表示事項は、別表1、別表 4、別表6及び別表8中「●」の記号を付 した事項とする。		
(削除)	2 規約第9条第3項の規定に基づき、予告 広告をした媒体と異なる媒体を用いて本広 告をするときは、新聞・雑誌広告又はイン ターネット広告によるものとし、当該予告 広告において、本広告をする新聞名、雑誌 名又はウェブサイト名(アドレスを含む。) 及び発行予定期日又は掲載予定日を明示し なければならない。	ーネット広告のみ でも可とするため
2 規約第9条第4項の規則で定める必要な表示事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 予告広告である旨 (2) 価格若しくは賃料(入札・競り売りの方法による場合は、最低売却価格又は最低取引賃料)が未定である旨又は予定最低価格(賃料)、予定最高価格(賃料)及び予定最多価格帯(販売戸数又は販売区画数が10未満の場合は省略可) (3) 販売予定時期又は取引開始予定時期	3 (同左) (1) (同左) (2) 価格若しくは賃料(入札・競り売りの方法による場合は、最低売却価格又は最低取引賃料)が未定である旨又は予定最低価格(賃料)、予定最高価格(賃料)及び予定最多価格帯	規定を明確にした

9月1日以降の施行規則	現 行(8月31日まで)	改正理由等
(4) 本広告を行い取引を開始するまでは、契約又は予約の申込みに一切応じない旨及び申込みの順位の確保に関する措置を講じない旨 (5) 予告広告をする時点において、 <u>販売</u>	(5) 予告広告をする時点において、 <u>すべ</u>	現状に合わせる
区画、販売戸数又は賃貸戸数が確定していない場合は、次にかかげる事項を明示すること。 ア 販売区画数、販売戸数又は賃貸戸数が未定である旨 イ 物件の取引内容及び取引条件は、全ての予定販売区画、予定販売戸数又は予定賃貸戸数を基に表示している旨及びその区画数又は戸数ウ当該予告広告以降に行う本広告において販売区画数、販売戸数又は賃貸戸数を明示する旨	ての予定販売区画、予定販売戸数又は 予定賃貸戸数を一括して販売(取引) するか、又は数期に分けて販売(取引) するかが確定していない場合は、その 旨及び当該予告広告以降に行う本広告 において販売区画数、販売戸数又は賃 貸戸数を明示する旨	とともに規定を明確にした
3 前項第1号の表示は、目立つ場所に14ポイント以上の大きさの文字で表示し、同項第3号及び第4号の表示は、同項第1号の表示に近接する場所に表示する。		
(副次的表示) 第6条 規約第10条(副次的表示における特例)に規定する副次的表示において省略することができる表示事項は、別表1、別表4及び別表6中「○」の記号を付した事項のうち、「☆」の記号を付した事項とする。	(副次的表示) 第6条 (同左)	
(削除)	第5節 インターネット広告によるシリーズ 広告	規約11条1号の 「規則で定めるイ ンターネットによ
(削除)	(インターネット広告によるシリーズ広告) 第7条 規約第11条(シリーズ広告における特例)第1号に規定する規則で定めるインターネット広告による広告表示は、シリーズ広告の第1回広告において示されたシリーズ広告のスケジュールに従って、最終広告に至るまでの各回の広告表示が確実に行われることを含め、その運営管理が第三者により行われているインターネット広告とする。	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
第3章 特定事項の明示義務	第3章 特定事項の明示義務	
(特定事項の明示義務) 第7条 規約第13条(特定事項の明示義務) に規定する規則で定める「特定事項」は、 次の各号に掲げる事項とし、それぞれ当該 各号に定めるところにより表示する。 (1) 建築条件付土地の取引については、 当該取引の対象が土地である旨並びに 当該条件の内容及び当該条件が成就し なかったときの措置の内容を明示して	(特定事項の明示義務) 第8条 規約第13条(特定事項の明示義務) に規定する規則で定める「特定事項」は、 次の各号に掲げる事項とし、それぞれ当該 各号に定めるところにより表示する。 (15) (同左)	違反の実情に合 わせ、規定の順序を 変更した

表示すること。

2) 雑銭条率法第42条第2項の規定により道路とみなされる部分(セットバックを要する部分)を含む土地については、その旨を表示し、セットバックを要する部分)を含む土地については、その旨を表示し、生生トバックを要する部分)を含む土地については、その旨を表示し、労働を分から、場合は、併せてその面積を明示すること。 (3) 道路法(昭和27年法律第180号)第18 条第1項の規定により道路と域が決定され、又は都市計画施設の企業1項の規定により道路と域が決定され、又は都市計画施設の企業1項の規定により、12 2人・トル以上接していない土地については、その皆を表示すること。定り、建築法準法第42条の規定で支地がでは、供名土地についてはその音を明示すること。 (4) 雑菜法準法第2条に規定する道路に2メートル以上接していない土地については、再連線不可」又は「建築不可」とは「東本衛不可」と明示すること。では、建築工を整合には、この取りでない、(5) 建株素学法第42条に規定する道路に2メートル以上接していない土地については、「再連線不可」又は「建築不可」とは「東本衛子の出版に対することとなる場合には、この取りでない、(5) 建株素学法第42条の規定に基づった。 地域に同じ、12 4 2人・トル以上接していない土地については、「再連線不可」又は「建築不可」とは「東本の場合には、この取りでない、「大の場別をの表例に、」と明示すること。と(新書記録)第42条では、また、この限りでない、「大の場別を対しているものを対し、同議を記録を対し、と明示すること。と(新書記録)第48条第1項第5号とは、「大の大と、「大の場合において、そのかり、とがまずると、「大きをはできません」と18重くとものを対し、「大きをは「株」をいい、すずの確実はできません」と18重くと対し、と18重くとものを対し、「大きをいいでは、この限りでない、「大きをいいでは、この限りでない、「大きをについては、この限りでない、「大きをいいでは、この限りでない、「大きをについては、この限りでない、「大きをについては、この限りでない、「大きをについては、この限りでない、「大きをについては、この限りでない、「大きをについては、この限りでない、「大きをしに対しているものを対し、」には、対し、は、対し、対し、は、対し、対し、は、対し、対し、は、対し、対し、は、対し、対し、は、対し、は、対し、は、対し、は、対し、は、対し、は、対し、は、対し、は、は、は、は	9月1日以降の施行規則	現 行(8月31日まで)	改正理由等
タを要する部分)を含む土地については、その音を表示し、エクトバックを要える部分の面積がおおかね10ペーセント以上である場合は、併せてその面積を明示すること。 (3) 道路法(昭和27年32年第180号)第18 条第1項の規定により道路区域が決定され、又は都市計画直接第00条第1項の場でにより道路区域が決定され、又は都市計画直接第00条第1項の告示が行われた整市計画直接20尺域に保系1単低でかてはその旨を要示すること。たり、建築系準法第42条に規定する道路に2メートル以上接していない上地については、再建築不可」又は「建築不可」と明示すること。たり、建築系型を参の規定に送った。 (5) 建業系準法第42条に規定する道路に2メートル以上接していない上地については、再建築不可」又は「建築不可」と明示すること。たが、連絡手は会では、この限りでない、「法院へ」上版上のでは、「再建築不可」又は「建築不可」と明示すること。たが、「関連事項を受ける」と対ったない。「大きな、上となる場合には、この限りでない、「大きることとなる場合には、この限りでない、「大きる」ととなる場合には、この限りでない、「大きる」ととなる場合において、この限りでない、「大きる」ととなる場合には、この限りでない、「大きる」ととなる場合において、その旨を表示するときは、この限りでない、「大きる」ととなる場合において、その旨を表示するときは、この限りでない、「大きる」ととなる場合において、その旨を表示するときは、この限りでない、「大きる」ととなる場合において、その旨を表示するときは、この限りでない、「大きる」ととなる場合において、その旨を表示する」ともは、「自然を関する」を実施を関するものを除く、」については、「一般を関する」を実施では、「自然を関する」を実施では、「自然を関する」を実施では、「自然を関する」を実施では、「自然を関する」を実施では、「自然を関する」を実施では、「自然を関する」を実施では、「自然を関する」を実施では、「自然を関する」を実施では、「自然を関する」を実施では、「自然を関する」を実施では、「自然を関する」を表述し、「自然を関する」を表述を表述し、「自然を関する」を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を	(2) 建築基準法第42条第2項の規定によ	(5) 建築基準法第42条第2項の規定によ	
は、その旨を表示し、セットバックを要する部分の面積がお訪われのペーセント以上である場合は、併せてその面積を割かすること。 (3) 道路は「図和27年法申第180号)第18 条第1項の規定により道路区域が決定され、又は都市計画話第20条第1項の 音ががわれた都正動画態変のと域に係る土地についてはその首を明示すること。 (4) 建築基準法第42条に規定する道路にフシートル以上接していない上地については、行身建条で可力と開発すること。ただし、建産する芝となる場合には、この限力を担け体の条例によりが加速を対していた。 「内建築不可」と明示すること。ただし、建金子立と地が高に対する場合には、この限力が必に対する場合には、この限力が必に対する場合には、この限力が必に対する場合には、この限力が必に対する場合には、この限力が必に対する場合には、この限力が必に対する場合には、この限力が必に対するとと、作用性条件可力と明示すること。ただし、同差第43条の規定による場合にはいて、その音を表示するともは、自由を対すると、とがし、自動と対象とが表に対するよりに対すること。とがし、自動と対象と対し、との情報を対するとと、体制が必要が対すること。とが出まるものを定し、一部3多点に規定する出すると、とが出まるととは、当日は一般である第19第3条第19第38条第19第38条第19第38条第19第38条第19第38条第19第38条第19第38条第19第38条第19第38条第19第38条第39年以上の大きを対し、との情報を対すること。 (5) 路地状部分のみで道路に接する土地につかった対すであったが出まれる方とと、路地大部分の面積均算法に対すること。 (5) 路地状部分のので道路に接する土地であった。 (6) (同左) (同左) (同左) (同左) (同左) (同左) (同左) (同左			
要する総分の面積がおおせれ10~一セント以上である場合は、併せてその面積を明示すること。 (3) 道路法 (明和27年法律第180号)第18 ※第11項の規定により道路区域が決定され、又は都市計画法第0条第1項の告示が行われた都市計画施設の区域に保る土地についてはその音を明示すること。 (4) 練製法機法第42条に規定する道路に2メートル以上接していない土地については、「再建築不可」又は「建築不可」と明示すること。ただし、建築する基勢が同弦解3後第2事を持っると。ただし、建築する基勢が同弦解3後第2事を持った。との限りでない、では、「再建築不可」又は「建築不可」と明示すること。ただし、一直法第40条の規定に該当するとかでは、「再建築不可」又は「建築不可」と明示すること。ただし、一直法第40条の規定に該当するものを強く」と表表表書において、その音を表示するととは、「一の限りでない」を明示すること。(番間折込テラン等及がペンフレット等の場合には16ポイント以上の大き方の支持に16ポイント以上の大き方の支持に10ポイント以上の大き方の支持に10ポイント以上の大き方の支持に10ポイント以上の大き方の支持に10ポイント以上の大き方の支持に10ポイント以上の大き方の支持に10ポイント以上の大きが同からには16ポイント以上の大きが一般が表示しているものを強く」が12年に接当するものを強く」が12年に接当するものを強く」が12年に接当するものを強く」が12年に接当するものを強く」が12年に接当するものを強く」が12年に接当するものを強く」が12年に接当するものを強く」が12年に接当するものを強くは12年に接当するものを強く」が12年に接当するものを強く」が12年に対しては12年に対しては12年に対しては12年に対しては12年に対しては12年に対しては12年に対しては12年に対しては12年に対しては12年に対しては12年に対しては12年に対しては12年に対しては12年に対しては12年に対しては12年に対しては12年に対して1			
ント以上である場合は、作せてその面積を明示すること。 (3) 道路法 (昭和27年法律第180号) 第18 条第 1 項の規定により道路区域が決定され、又は都市計画協勢の全第 1 項の告示が行われた都正計画施設の区域に係る土地についてほその自を明示すること。 (4) 建築基準公第42条に規定する道路に2 メイトル以上接していない土地については、「再建築不可」又は「建築不可」と明示すること。ただし、建築する建設・当することとをただし、建築する建設・当することとをただし、建築する建設・当することとをただし、建築する建設・当することとを表示に、1 世界では、1			
(3) 道路法(昭和27年法律第180号)第18 条第1項の規定により道路区域が決定され、又は部市計画法第20条第1項の 告示が行われた無中計画施設の区域に 係る土地についてはその旨を明示すること。 (4) 繰棄基権法第42条に規定する道路に 2メートル以上接していない土地については、「再建築不可」又は「建築不可」と明示すること。ただし、重雑する連動が回送第40条第2項を予り規定に該当することとを必場合には、この映りでない。 (5) 建築基権法第4条の4条の規定に該当すること。ただし、直接第40条 施の形態に対する制限に適合しない土地については、「再建築不可」又は「建築不可」と明示すること。ただし、直接第40条 かの形態に対する制限に適合しない土地については、「再建築不可」と明示すること。 (6) 都市計画法第2条に規定する市街化 調整区域に所在する土地については、「市時化調整区域、宅地の造成及び建物の建築はできません。と明示すること。 (6) 都市計画法第2条に対しているものと、接近下の指令には16ポイント以上の大き2の文字を押いること」。 を近し、前途第29条に対しているもの、直法第39条の要性に適合し、第33年には16ポイント以上の大き2中の支持に対しているもの。直法第39条の要性と明示すること。 を対している。との表生を明示する。との表生を明示すること。 (6) 第3章とは16法でを棄ま型するためを除く、またこれらのいずたがに該当するものを除く、またこれらのいずたがに該当するものを除く、またこれらのいずたがに該当するものを除く、またこれらのいずたがに対したで表達を表しまれていては、「同様と関いでない、との情報と対しているものを除く、については、「市街化調整区域、宅地の造成及び建物の建築に立きたん」と16ボイント以上の文字で明示すること。 左だし、第間・雑誌広告における文字を連切を表したは、性で表を表で表しました。「同様と関いでない、は、この限りでない、まず可が確認と対しているもの。 まずるともは、第3章とは、この限りでない、まず可が確認とない。と16年に対してない。 (6) (同左) (同左) (同左) (同左) (同左) (同左) (同左) (同左			
(3) 道路法 (昭和27年法律第180号) 第18 条第 1 項の規定により道路区域が決定 きれ、又は都市計画法第20条第 1 項の 告示が行われた都市計画監密区域に 係る上地についてはその旨を明示する こと。 (4) 雅礒基律法第42条に規定する道路に 2 メートル以上接していない土地については、「再建築不可」と明示すること。ただし、建築する建 物が同法解48条第 2 項を号の規定に該 当することとなる場合には、この限り でない。 (5) 建聚基準法第40条の規定に基づく地 力の大団体の条例により附加された数 地の形態に対する前限に適合しない土地については、「再建築です。ととなる場合において、との質・変素ではできません。」と明示すること。 (6) 都市計画法第7条に規定する市街化 調整区域に所在する土地については、「市街に調を区域、上地の治域及び地 物の建築はできません。」と明示すること。 (6) 都市計画法第7条に規定する市街化 調整区域に所在する土地については、「市街人調整区域、に野心の法をとは、 市街へ調整区域、定理の治域及びは生物の建築は対する事の表で、」とついては、「市街の課金をは、第3号の文で人と、」との文字を用いること。 (6) 都市計画法第7条に規定する市街化 調整区域、定理の治域及び生物の建築は対する主が、の、といて、と、「設すするものを除く、」とついては、「市街都に調整区域、定地の造成及び場物の建築はできません。」と明示すること。 とが文字を用いること。」 ただし、開送第2条に規定する間発 第59条と関するものを除く、」とついては、「市街都に調整区域、定地の造成及び場かの基準と関するよりを解りを発し、定とし、第3号の工程へに該当するものを除く、また、これものいずれかに該当立る場合には、日本の、単位は、新聞記・雑誌が告における文字の大きさについては、この限りでない、新聞記・雑誌が告における文字の大きさについては、この限りでない。 とだし、新聞・雑誌が告における文字の大きさに、からの事件と関するとと、「一部都に対するとと、 ただし、新聞・雑誌が告における文字の大きさについては、この限りでない。 と述書の書とは、「一部など、「一部などは、「一部などは、「一部などは、「一部などは、「一述など、「一述など、「一述など、「一述など、「一述など、「一述など、「一述など、「一述など、「一述など、「一述など、「一述など、「一述など、「一述など、「一述など、「一述など、「一述など、「一述			
条第1項の規定により道路に域が決定 され、又は都市計画法第20条第1項の 告示が行われた整市計画施設の区域に 係る土地についてはその旨を明示する こと。 (4) 建築基準法第42条に規定する道路に 2メートル以上接していない土地については、「再建築不可」及は「建築不可」と明示すること。ただし、建築するととなる場合とは、この取り でない。 (5) 建築基準法第40条の規定に基づく地 カケ头共団体の条例により附加された敷地の形態に対する制限に適合しない土地については、「再建築不可」又は「建築不可」と明示すること。ただし、回法第43条 第1項点だ1号の計画法第40条の規定に基づく地 カケ头共団体の条例により附加された敷地の形態に対する制限に適合しない土地については、再建築不可」又は「建築不可」と明示すること。ただし、回法第43条 第1項点だ1号の計画法第7条に規定する市衛化 調整区域に所在する土地(同法第29条 総定が所在する土地(同法第29条 を(個) 都市計画法第7条に規定する市街化 調整区域に所在する土地(同法第29年 もの連接はできません。」と明示すること。(6) 都市計画法第7条に規定する市街化 調整区域に所在する土地(同法第29年 を(相) 上を主きません。 と (新聞が上が子シ学及びパンフレット等の場合には16ポイント以上の大きさの文字を用いること。)。 ただし、同法第29条に規定する開発計画を受けているもの を(報) 大きなの文字を用いること。 を(第1項第1号とび第2年の開発するとの文字で明示すること。 (5) 無利を指立時における文字 の大きさにおりる文字 の大きさに表して、一方では、この限りでない。 を進加・雑誌広告における文字 の大きさにあいずれかに該当する場合には、住宅等を建築するとの条件を明示すること。 (7) 土地取引において、当該土地上に古家、原屋等が存在するときは、その旨を明示すること。 (8) 解析状部分ので道路に接する土地であって、その路地状部分の副者又は面積を明示すること。 (9) 極鮮地を含む土地であって、傾斜地	-	<u> </u>	
され、又は都市計画施設の区域に係る土地についてはその盲を明示すること。 (4) 建築基準法第42条に規定する道路に 2メートル以上接していない土地については、「再建築不可」又は「建築不可」と明示すること。ただし、建築する進物が同法第43条第2項各号の規定に該当することを充場合には、この限りでない。 (5) 建築基準法第40条の規定に基づく地方公共団体の条例により附加された敷地の形態に対する制限に適合しない土地については、「再建築不可」又は「建築不可」と明示すること。 (6) 都市計画送第7条に規定する市街化調整区域、宅地の造成及び建築の合作は高麗区域、宅地の造成及び建築の合作は16ポイント以上の大きをの集合には16ポイント以上の大きをの実存上いるもの、同法第33条の変件に適合し、第33号ロ又は小に該当するものを除く」については、「市街化調整区域、同位に16ポイント以上の大きの変字を用いること」。 ただし、同法第29条に規定する間発許可を受けているもの、同法第31号又は一支をの事が企業が上でません」と日示すること。 (7) 土地原行のとの、同法第31号又は元に該当するものを除く」については、一市街化調整区域、空地の造成及びは物の建築はできません」と16ポイント以上の大きの文字を用いること。 (8) 路野 1 項第1 号及び第2 号の要件に適合し、第3 号 日又は小に該当するものを除く、また、これらのいずれかに該当する場合には、住宅等を建築するための条件を明示すること。 (7) 土地原引において、当該土地上に古家、廃屋等が存在するときは、その盲を明示すること。 (8) 路野 2 部 3 号 日 2 は 小に該当 2 号 の要件を明示すること。 (9) 衝射地を含む土地であって、傾斜地を含む土地であって、傾斜地を含む土地であって、傾斜地			規定を明確にした
告示が行われた都市計画強烈の区域に 係る土地についてはその音を明示する こと。 (4) 建築基準法第42条に規定する道路に 2 メートル以上接していない土地については、「再建築不可」又は「建築不可」と明示すること。ただし、建塗する建物が固歩維乳条第2項各号の規定に該当すること。ただし、建塗する場合には、この限りでない。 (5) 建築基準法第40条の規定に基づく地方公共団体の系例により附加された敷地の形態に対する制限に適合しない土地については、「再建築不可」と明示すること。ただし、建築する市衛化制整区域に所在する土地については、「市街化調整区域、宅地の造成及び建物の建築はできません。」と目示すること。と(新聞折込チラシ等及びパンフレット等の場合には16ポイント以上の大きさの文字を用いること)。 ただし、同法第29条に規定する開発 許可を受けているもの、同法第33条の要性に適合し、第3号ロ又は小区意と、主たに、同法第29条に規定するものを除く。また、これらのいずれかに該当するものを除く。また、これらのいずれかに該当する場合には、作宅等を建築するためを除く。との数件を明示すること。 (7) 土地取引において、当該土地上に古家、廃屋等が存在するときは、その旨を対する場合には、住宅等を建築するための条件を明示すること。 (8) 路状常分のみで道路に接する土地であって、その路地状部分の面積が当該土地面積のおおむれ30パーセント以上のこまでは、この限りでない。 (4) 個年) (5) (同左)			
係る土地についてはその旨を明示すること。 (2) 建築基準法第42条に規定する道路に 2 メートル以上接していない土地については、「再建築不可」又は「建築不可」と明示すること。ただし、建築力る建物が同法第43条第2項各号の規定に該当することとなる場合には、この限りでない。 (5) 建築基準法第40条の規定に基づた敷地の形態に対する削限に適合しない土地については、「再建築不可」又は「建築不可」と明示することとなる場合には、この限りでない。 (5) 建築基準法第40条の規定に基づく地方公共団体の条例により附加された敷地の形態に対する削限に適合しない土地については、「再建築不可」と明示すること。 (6) 都市計画法第7条に規定する市街化調整区域、に地でついては、「市海経等不可」と明示すること。 (5) 維部財法チラシ等及びパンフレット等の場合にはほポイント以上の大きさの文字を用いること。)。 左だし、同法第29条に規定する開発計画を受けているものい、が、許可が確実に表当するもの、同な第3条の変件に適合し、第31条第1項第11号又は一定該当するものを除く」については、「市街化調整区域、宅地の造成及び建物の建築はできません。」と16ポイント以上の大きさの文字を用いること。 をだし、同ば第29条で明示すること。 左だし、新聞・雑誌広告における文字の大きさについては、この限りでない。 (6) 第3 号ロ又は小に該当するもの、同な第38条の変件に適合し、第3 4第1 項第11号又は一定該当するもの。保証4年度令第1889)第36条第1 項第1 号及び第2 号の要件に適合し、第3 3号ロ又は小に該当するもの条件を明示すること。 (6) 「同左) (6) (同左) (7) 土地の引において、当該土地直積のおおむれ30パーセント以上を占めるときは、路地状部分の面積が当該土地面積のおおむれ30パーセント以上を占めるときは、路地状部分を含む音及び路地状部分のあり含文は面積を明示すること。 (4) (同左)			
こと。 (4) 建築基準法第42条に規定する道路に 2 メートル以上接していない土地については、「再建築不可」又は「建築不可」と明示すること。ただし、建築する達物が同送策組を第2 写填各号の規定に該当すること。ただし、建築する地できることとなる場合には、この限りでない。 (5) 建築基準法第40条の規定に基づく地方公共団体の条例により附加された敷地の形態に対する制限に適合しない土地については、「再建築不可」又は「建築系可」と明示すること。 (6) 都市計画法第7条に規定する市街化調整区域。で地の造成及び建築不可」と明示すること。と明示すること。 (6) 都市計画法第7条に規定する市街化調整区域。で地の造成及び建物の建築はできません。」と明示すること。 (6) 都市計画法第7条に規定する市街化調整区域。で地の造成及び建物の建築はできません。」と明示すること。 (6) 新力と呼吸がよンフレット等の場合には16ポイント以上の大きさの文字を用いること。)。 上だし、同法第29条に規定する市街化調整区域。で地の造成及び建物の建築はできません。」と明示すること。 (5) 直接第29条に規定する市街化調整区域。で地の造成及び建物の建築はできません。」と16ポイント以上の大きさの文字を用いること。 (6) 上充に、国法第29条に規定する市街路で調整区域。で地の造成及び建物の建築はできません。」と16ポイント以上の文字で明示すること。 ただし、新聞・雑誌広告における文字の大きさについては、この限りでない。 ただし、新聞・雑誌広告における文字の大きさについては、この限りでない。 ただし、新聞・雑誌広告における文字の大きさについては、この限りでない。 ただし、新聞・雑誌広告における文字の大きさについては、この限りでない。 (4) (同左) (5) 「同左) (4) (同左)	<u> </u>		
 (4) 建築基準法第42条に規定する道路に 2メートル以上接していない土地については、「再建築不可」又は「建築不可」と 1 世球系で引 と明示すること。ただし、建築主ろ建物が同法第43条第2項各号の規定に該当古ることとなる場合には、この限りでない。 (5) 建築基準法第40条の規定に基づく地方公共団体の条例により附加された敷地の形態に対する利限に適合しない土地については、「再建築不可」又は「建築不可」と明示すること。 (6) 都市計画法第7条に規定する市街化調整区域、管地の造成及び建物の建築はできません。」と明示すること。 (6) 都市計画法第7条に規定する市街化調整区域、管地の造成及び建物の建築はできません。」と明示すること。 (6) 都市計画法第7条に規定する市街化調整区域、管地の造成及び建物の建築はできません。」と明示すること。 (6) 新3号に対イント以上の大きさの文字を用いること)。 ただし、同法第29条に規定する間発計で多支けでいるもの、同な第3条の要件に適合し、第33条の要除に規定する間を第158号)第36条第1項第1号と設計のるもの、並びに、「市街化調整区域、管地の造成及び建物の建築はできません。」と16ポイント以上の文字で明示すること。 ただし、新3号に対して、高速行令(昭和44年政令第189号)第36条第1項第1号及び第2号に該当するもの、並びに、同法第29条に規定する間を第158号)第36条第1項第1号及び第2号の要件に適合し、第33号に対して、高速行令(昭和44年政令第189号)第36条第1項第1号及び第2号の要件に適合し、第33号に対して、高速行令(昭和44年政令第189号)第36条第1項第1号及び第2号の要件に適合し、第3号に対して、高速では、高速では、高速では、高速では、高速では、高速では、高速では、高速では			
2 メートル以上接していない土地については、「再建築不可」又は「建築不可」と明示すること。ただし、建築する建物が同法第43条第 2 項各号の規定に該当することとなる場合には、この限りでない。 (5) 建築基準法第40条の規定に基づく地方公共団体の条例により附加られた敷地の形態に対する制限に適合しない土地については、「再建築不可」又は「建築不可」と明示すること。 (6) 都市計画送第 7 条に規定する市街化調整区域に所在する土地については、「再建築不可」と明示すること。 (6) 都市計画送第 7 条に規定する市街化調整区域に所在する土地については、「市街化調整区域、宅地の造成及び建物の建築はできません。」と明示すること。 (6) 都市計画送第 7 条に規定する市街化調整区域に所在する土地(同法第29条に規定する市街化調整区域に所在する土地(同法第29条に規定する市街化調整区域に所在する土地(同法第29条に規定する市街化調整区域に所在する土地(同法第29条に規定する市街化調整区域に所在する土地(同法第3号 2又は小シーン、等の場合には16ポイント以上の大き、2の文字を用いること。)	-	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	建築基準法の改
いては、「再建築不可」又は「建築不可」と明示すること。ただし、 <u>建築する連</u> 物が同途第3条条2 2 項各号の規定に該当すること。ただし、 <u>関連第43条</u> 第1項元だし書の許可を受けることができることとなる場合には、この限りでない。 (5) 建築基準法第40条の規定に基づく地方公共団体の条例により附加された敷地の形態に対する制限に適合しない土地については、「再建築不可」又は「建築不可」と明示すること。 (6) 都市計画法第7条に規定する市街化調整区域に所在する土地については、「市街化調整区域に所在する土地については、「市街化調整区域、宅地の造成及び建物の建築はできません。」と明示すること。(第間折込チラシ等及びパンフレット等の場合には16ポイント以上の大きさの文字を用いること。)。 左だし、同法第29条に規定する開発語を受けているものの及び都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第36条第1項第3号立以上へに該当するものを除く。」については、「市街化調整区域、宅地の造成及び建物の建築はできません。」とついては、全通加を前で受けているもの、面法第33条の要件に適合し、第3号ロスは小に該当するものを除く。また、これらのいずれかに該当する場合には、住宅等を建築するも、変第1項第1号に対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、			
と明示すること。ただし、建築する建物が同法第43条第2項各号の規定に該当することとなる場合には、この限りでない。 (5) 建築基準法第40条の規定に基づく地方公共団体の条例により附加された敷地の形態に対する制限に適合しない土地については、「再建築不可」又は「建築不可」と明示すること。 (6) 都市計画法第7条に規定する市街化調整区域に所在する土地については、「市街化調整区域、所在する土地については、「市街化調整区域、に所在する土地については、「市街化調整区域、に所在する土地については、「市街化調整区域、に所在する土地については、「市街化調整区域、と明示すること。 (5) 衛門があるとません。」と明示すること。 (6) 衛門が下のでは、「大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	11.10 D
物が同法第43条第 2 項各号の規定に該当することとなる場合には、この限りでない。			
 当することとなる場合には、この限りでない。できることとなる場合において、その旨を表示するときは、この限りでない。 (5)			
(3)			
方公共団体の条例により附加された敷地の形態に対する制限に適合しない土地については、「再建築不可」又は「建築不可」と明示すること。 (6) 都市計画法第7条に規定する市街化調整区域に所在する土地については、「市街化調整区域、宅地の造成及び建物の建築はできません。」と明示すること(新聞折込チラシ等及びパンフレット等の場合には16ポイント以上の大きさの文字を用いること。)。	でない。	旨を表示するときは、この限りでない。	
地の形態に対する制限に適合しない土地については、「再建築不可」又は「建築不可」と明示すること。 (6) 都市計画法第7条に規定する市街化調整区域に所在する土地については、「市街化調整区域。を地の造成及び建物の建築はできません。」と明示すること(新聞折込チラシ等及びパンフレット等の場合には16ポイント以上の大きさの文字を用いること。)。 ただし、同法第29条に規定する開発許可を受けているもの表が18条り第36条第1項第3号ロ又は小に該当するものを除く。)については、「市街化調整区域。を地の造成及び建物の建築はできません。」と16ポイント以上の大きさの文字を用いること。)。 ただし、同法第29条に規定する開発許可を受けているもの表には当ちるのを除く。)については、「市街化調整区域。を地の造成及び建物の建築はできません。」と16ポイント以上の文字で明示すること。を追加を発第1項第1号又は第12号に該当するもの、並びに、同法施行令(昭和44年政令第158号)第36条第1項第1号及び第2号の要件に適合し、第3号ロ又は小に該当するものを除く。また、これらのいずれかに該当する場合には、住宅等を建築するための条件を明示すること。 (7) 土地取引において、当該土地上に古家、廃屋等が存在するときは、その旨を明示すること。 (8) 路地状部分のみで道路に接する土地であって、その路地状部分の面積が当該土地面積のおおむね30パーセント以上を占めるときは、路地状部分を含む旨及び路地状部分の割合又は面積を明示すること。 (9) 傾斜地を含む土地であって、傾斜地	(5) 建築基準法第40条の規定に基づく地	(3) (同左)	
### (1) と明示すること。 (6) 都市計画法第7条に規定する市街化 調整区域に所在する土地については、	方公共団体の条例により附加された敷		
(6) 都市計画法第7条に規定する市街化 調整区域に所在する土地については、 「市情化調整区域。宅地の造成及び建物の建築はできません。と明示すること (新聞折込チラシ等及びパンフレット等の場合には16ポイント以上の大きさの文字を用いること。)。 ただし、同法第29条に規定する開発許可を受けているもの、ただし、同法第33条の要件に適合し、第34条第1項第1号又は第12号に該当するもの、面法第33条の要件に適合し、第34条第1項第1号又は第12号に該当するもの、並びに、同法施行令(昭和44年政令第158号)第36条第1項第1号及び第2号の要件に適合し、第3号口又はハに該当するものを除く。また、これらのいずれかに該当する場合には、住宅等を建築するための条件を明示すること。 (7) 土地取引において、当該土地上に古家、廃屋等が存在するときは、その旨を明示すること。。 (8) 路地状部分のみで道路に接する土地であって、その路地状部分の割合又は面積を明示すること。 (8) 路地状部分のおで道路に接する土地であって、その路地状部分の割合又は面積を明示すること。 (9) 傾斜地を含む土地であって、傾斜地	地の形態に対する制限に適合しない土		
(1) 都市計画法第7条に規定する市街化 調整区域に所在する土地については、「市街化調整区域。宅地の造成及び建物の建築はできません。」と明示すること(新聞折込チラシ等及びパンフレット等の場合には16ポイント以上の大きさの文字を用いること。)。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
調整区域に所在する土地については、「市街化調整区域。宅地の造成及び建物の建築はできません。」と明示することと (新聞折込チラシ等及びパンフレット等の場合には16ポイント以上の大きさの文字を用いること。)。 ただし、同法第29条に規定する開発 許可を受けているもの、同法第33条の要件に適合し、第34条第1項第11号又は第12号に該当するもの、並びに、同法施行令(昭和44年政令第158号)第36条第1項第1号及び第2号の要件に適合し、第3号ロ又はハに該当するもの、並びに、別法施行令(昭和44年政令第158号)第36条第1項第1号及び第2号の要件に適合し、第3号ロスはハに該当するものを除く。また、これらのいずれかに該当する場合には、住宅等を建築するための条件を明示すること。 (7) 土地取引において、当該土地上に古家、廃屋等が存在するときは、その旨を明示すること。 (8) 路地状部分のみで道路に接する土地であって、その路地状部分の面積が当該土地面積のおおむね30パーセント以上を占めるときは、路地状部分を含む旨及び路地状部分の割合又は面積を明示すること。 (9) 傾斜地を含む土地であって、傾斜地	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
「市街化調整区域。宅地の造成及び建物の建築はできません。」と明示すること(新聞折込チラシ等及びパンフレット等の場合には16ポイント以上の大きさの文字を用いること。)。			
 物の建築はできません。」と明示すること(新聞折込チラシ等及びパンフレット等の場合には16ポイント以上の大きさの文字を用いること。)。 ただし、同法第29条に規定する開発許可を受けているもの、同法第33条の要件に適合し、第34条第1項第11号又は第12号に該当するもの、並びに、同法施行令(昭和44年政令第158号)第36条第1項第1号及び第2号の要件に適合し、第3号ロ又はハに該当するものを除く。また、これらのいずれかに該当する場合には、住宅等を建築するための条件を明示すること。 (7) 土地取引において、当該土地上に古家、廃屋等が存在するときは、その旨を明示すること。 (8) 路地状部分のみで道路に接する土地であって、その路地状部分の面積が当該土地面積のおおむね30パーセント以上を占めるときは、路地状部分を含む旨及び路地状部分の割合又は面積を明示すること。 (9) 傾斜地を含む土地であって、傾斜地 (10) (同左) 			
 と (新聞折込チラシ等及びパンフレット等の場合には16ポイント以上の大きさの文字を用いること。)。 ただし、同法第29条に規定する開発許可を受けているもの、同法第33条の要件に適合し、第34条第1項第11号又は第12号に該当するもの、並びに、同法施行令(昭和44年政令第158号)第36条第1項第1号及び第2号の要件に適合し、第3号口又は小に該当するものを除く。また、これらのいずれかに該当する場合には、住宅等を建築するための条件を明示すること。 (7) 土地取引において、当該土地上に古家、廃屋等が存在するときは、その旨を明示すること。 (8) 路地状部分のみで道路に接する土地であって、その路地状部分の面積が当該土地面積のおおむね30パーセント以上を占めるときは、路地状部分を含む旨及び路地状部分の割合又は面積を明示すること。 (9) 傾斜地を含む土地であって、傾斜地 (10) (同左) 			
ト等の場合には16ポイント以上の大きさの文字を用いること。)。 ただし、同法第29条に規定する開発許可を受けているもの、同法第33条の要件に適合し、第34条第1項第11号又は第12号に該当するもの、並びに、同法施行令(昭和44年政令第158号)第36条第1項第1号及び第2号の要件に適合し、第3号ロ又はハに該当するものを除く。また、これらのいずれかに該当する場合には、住宅等を建築するための条件を明示すること。 (7) 土地取引において、当該土地上に古家、廃屋等が存在するときは、その旨を明示すること。 (8) 路地状部分のみで道路に接する土地であって、その路地状部分の面積が当該土地面積のおおむね30パーセント以上を占めるときは、路地状部分を含む旨及び路地状部分の割合又は面積を明示すること。 (9) 傾斜地を含む土地であって、傾斜地			, , , , , ,
古の文字を用いること。)。 ただし、同法第29条に規定する開発			,
ただし、同法第29条に規定する開発 許可を受けているもの、同法第33条の 要件に適合し、第34条第1項第11号又 は第12号に該当するもの、並びに、同 法施行令(昭和44年政令第158号)第36 条第1項第1号及び第2号の要件に適 合し、第3号口又はハに該当するもの を除く。また、これらのいずれかに該 当する場合には、住宅等を建築するた めの条件を明示すること。 (7) 土地取引において、当該土地上に古 家、廃屋等が存在するときは、その旨 を明示すること。 (8) 路地状部分のみで道路に接する土地 であって、その路地状部分の面積が当 該土地面積のおおむね30パーセント以 上を占めるときは、路地状部分を含む 旨及び路地状部分の割合又は面積を明 示すること。 (9) 傾斜地を含む土地であって、傾斜地 (10) (同左)			で 坦加
 許可を受けているもの、同法第33条の要件に適合し、第34条第1項第11号又は第12号に該当するもの、並びに、同法施行令(昭和44年政令第158号)第36条第1項第1号及び第2号の要件に適合し、第3号ロ又はハに該当するものを除く。また、これらのいずれかに該当する場合には、住宅等を建築するための条件を明示すること。 (7) 土地取引において、当該土地上に古家、廃屋等が存在するときは、その旨を明示すること。 (8) 路地状部分のみで道路に接する土地であって、その路地状部分の面積が当該土地面積のおおむね30パーセント以上を占めるときは、路地状部分を含む盲及び路地状部分の割合又は面積を明示すること。 (9) 傾斜地を含む土地であって、傾斜地 以上の文字で明示すること。ただし、新聞・雑誌広告における文字の大きさについては、この限りでない。 (6) (同左) (4) (同左) 			
要件に適合し、第34条第1項第11号又 は第12号に該当するもの、並びに、同 法施行令(昭和44年政令第158号)第36 条第1項第1号及び第2号の要件に適 合し、第3号ロ又はハに該当するもの を除く。また、これらのいずれかに該 当する場合には、住宅等を建築するた めの条件を明示すること。 (6) (同左) (7) 土地取引において、当該土地上に古 家、廃屋等が存在するときは、その旨 を明示すること。 (4) (同左) (8) 路地状部分のみで道路に接する土地 であって、その路地状部分の面積が当 該土地面積のおおむね30パーセント以 上を占めるときは、路地状部分を含む 旨及び路地状部分の割合又は面積を明 示すること。 (4) (同左) (9) 傾斜地を含む土地であって、傾斜地 (10) (同左)			
は第12号に該当するもの、並びに、同 法施行令(昭和44年政令第158号)第36 条第1項第1号及び第2号の要件に適 合し、第3号ロ又はハに該当するもの を除く。また、これらのいずれかに該 当する場合には、住宅等を建築するた めの条件を明示すること。 (7) 土地取引において、当該土地上に古 家、廃屋等が存在するときは、その旨 を明示すること。 (8) 路地状部分のみで道路に接する土地 であって、その路地状部分の面積が当 該土地面積のおおむね30パーセント以 上を占めるときは、路地状部分を含む 旨及び路地状部分の割合又は面積を明 示すること。 (9) 傾斜地を含む土地であって、傾斜地			
条第1項第1号及び第2号の要件に適合し、第3号ロ又はハに該当するものを除く。また、これらのいずれかに該当する場合には、住宅等を建築するための条件を明示すること。 (6) (同左) (7) 土地取引において、当該土地上に古家、廃屋等が存在するときは、その旨を明示すること。 (6) (同左) (8) 路地状部分のみで道路に接する土地であって、その路地状部分の面積が当該土地面積のおおむね30パーセント以上を占めるときは、路地状部分を含む旨及び路地状部分の割合又は面積を明示すること。 (4) (同左)			
合し、第3号ロ又はハに該当するものを除く。また、これらのいずれかに該当する場合には、住宅等を建築するための条件を明示すること。 (7) 土地取引において、当該土地上に古家、廃屋等が存在するときは、その旨を明示すること。 (8) 路地状部分のみで道路に接する土地であって、その路地状部分の面積が当該土地面積のおおむね30パーセント以上を占めるときは、路地状部分を含む旨及び路地状部分の割合又は面積を明示すること。 (9) 傾斜地を含む土地であって、傾斜地 (10) (同左)	法施行令(昭和44年政令第158号)第36		
を除く。また、これらのいずれかに該当する場合には、住宅等を建築するための条件を明示すること。 (6) (同左) (7) 土地取引において、当該土地上に古家、廃屋等が存在するときは、その旨を明示すること。 (6) (同左) (8) 路地状部分のみで道路に接する土地であって、その路地状部分の面積が当該土地面積のおおむね30パーセント以上を占めるときは、路地状部分を含む旨及び路地状部分の割合又は面積を明示すること。 (4) (同左)	条第1項第1号及び第2号の要件に適		
当する場合には、住宅等を建築するための条件を明示すること。(6)(同左)(7)土地取引において、当該土地上に古家、廃屋等が存在するときは、その旨を明示すること。(6)(同左)(8)路地状部分のみで道路に接する土地であって、その路地状部分の面積が当該土地面積のおおむね30パーセント以上を占めるときは、路地状部分を含む旨及び路地状部分の割合又は面積を明示すること。(10)(同左)	合し、第3号ロ又はハに該当するもの		
めの条件を明示すること。(7) 土地取引において、当該土地上に古家、廃屋等が存在するときは、その旨を明示すること。(6) (同左)(8) 路地状部分のみで道路に接する土地であって、その路地状部分の面積が当該土地面積のおおむね30パーセント以上を占めるときは、路地状部分を含む旨及び路地状部分の割合又は面積を明示すること。(4) (同左)	を除く。また、これらのいずれかに該		
(7)土地取引において、当該土地上に古家、廃屋等が存在するときは、その旨を明示すること。(6)(同左)(8)路地状部分のみで道路に接する土地であって、その路地状部分の面積が当該土地面積のおおむね30パーセント以上を占めるときは、路地状部分を含む旨及び路地状部分の割合又は面積を明示すること。(4)(同左)			
家、廃屋等が存在するときは、その旨を明示すること。 (8) 路地状部分のみで道路に接する土地であって、その路地状部分の面積が当該土地面積のおおむね30パーセント以上を占めるときは、路地状部分を含む旨及び路地状部分の割合又は面積を明示すること。 (9) 傾斜地を含む土地であって、傾斜地 (10) (同左)		(-) (-) (-) (-)	
を明示すること。 (8) 路地状部分のみで道路に接する土地であって、その路地状部分の面積が当該土地面積のおおむね30パーセント以上を占めるときは、路地状部分を含む旨及び路地状部分の割合又は面積を明示すること。 (9) 傾斜地を含む土地であって、傾斜地 (10) (同左)		<u>(6)</u> (同左)	
(8) 路地状部分のみで道路に接する土地であって、その路地状部分の面積が当該土地面積のおおむね30パーセント以上を占めるときは、路地状部分を含む旨及び路地状部分の割合又は面積を明示すること。 (9) 傾斜地を含む土地であって、傾斜地 (10) (同左)			
であって、その路地状部分の面積が当該土地面積のおおむね30パーセント以上を占めるときは、路地状部分を含む 旨及び路地状部分の割合又は面積を明示すること。 (9) 傾斜地を含む土地であって、傾斜地 (10) (同左)		(4) (E+)	
該土地面積のおおむね30パーセント以 上を占めるときは、路地状部分を含む 旨及び路地状部分の割合又は面積を明 示すること。 (9) 傾斜地を含む土地であって、傾斜地 (10) (同左)		<u>(4)</u> (四左)	
上を占めるときは、路地状部分を含む 旨及び路地状部分の割合又は面積を明 示すること。 (9) 傾斜地を含む土地であって、傾斜地 (10) (同左)			
旨及び路地状部分の割合又は面積を明 示すること。 (9) 傾斜地を含む土地であって、傾斜地 (10) (同左)			
示すること。 <u>(9)</u> 傾斜地を含む土地であって、傾斜地 <u>(10)</u> (同左)			
(9) 傾斜地を含む土地であって、傾斜地 (10) (同左)			
	. , -	<u>(10)</u> (同左)	
- 2 日 4 日 4 日 HV 丁 5日 田 1日 4 2 4 0 4 0 0 0 4 0 0 0 4 0 0 0 4 0 0 0 4 0 0 0 4 0 0 0 4 0 0 0 4 0 0 0 4 0 0 0 4 0 0 0 4 0	の割合が当該土地面積のおおむね30パ		
ーセント以上を占める場合(マンショ	ーセント以上を占める場合(マンショ		

9月1日以降の施行規則		現 行(8月31日まで)	改正理由等
ン及び別荘地等を除く。) は、傾斜地を 含む旨及び傾斜地の割合又は面積を明			
示すること。ただし、傾斜地の割合が			
30パーセント以上を占めるか否かにか			
かわらず、傾斜地を含むことにより、			
当該土地の有効な利用が著しく阻害される場合(マンションを除く。)は、そ			
の旨及び傾斜地の割合又は面積を明示			
すること。			
<u>(10)</u> 土地の有効な利用が阻害される著し	(11)	(同左)	
い不整形画地及び区画の地盤面が2段			
以上に分かれている等の著しく特異な 地勢の土地については、その旨を明示			
地勢の土地については、その首を明示すること。			
(11) 土地が擁壁によっておおわれないが	(12)	土地が擁壁によっておおわれないが	利用の制限を受
	<u></u> け	の上又はがけの下にあるときは、そ	けるケースが多い
の旨を明示すること。この場合におい	0	旨を明示すること。	と考えられるため、
て、当該土地に建築(再建築)するに 当たり、制限が加えられているときは、			その内容を追加
その内容を明示すること。			
(12) 土地の全部又は一部が高圧電線路下	(8)	(同左)	
にあるときは、その旨及びそのおおむ			
ねの面積を表示すること。この場合に			
おいて、建物その他の工作物の建築が 禁止されているときは、併せてその旨			
奈正されているとさは、併せてその _目 を明示すること。			
(13) 地下鉄の線路を敷設する場合等にお	(9)	(同左)	
いて、土地の全部又は一部の地下の範			
囲を定めた地上権が設定されていると			
きは、その旨を表示すること。この場合にないて、地上をの気体のなめによ			
合において、地上権の行使のために土 地の利用に制限が加えられているとき			
は、併せてその旨を明示すること。			
(14) 建築工事に着手した後に、同工事を	(14)	(同左)	
相当の期間にわたり中断していた新築			
住宅又は新築分譲マンションについて は、建築工事に着手した時期及び中断			
していた期間を明示すること。			
(15) 沼沢地、湿原又は泥炭地等について	(7)	(同左)	
は、その旨を明示すること。			
(16) 国土利用計画法(昭和49年法律第92	(16)	(同左)	
号)による許可又は事前届出を必要と する場合は、その旨を明示して表示す			
ること。			
第4章 見やすい大きさの文字による表示	第4章	見やすい大きさの文字による表示	
(見やすい大きさの文字による表示)		すい大きさの文字による表示)	
第8条 規約に規定する「見やすい大きさの			
文字」とは、原則として7ポイント以上の 大きさの文字による表示をいう。		は、原則として7ポイント以上の大き字による表示(7ポイント未満の大き	の文言を削除
スピピッス」によっな小でです。 		字による表示であっても、文字の大き	
	さのほ	か、文字数、レイアウト、書体、文字	
	<u>色、文</u>	字間隔、行間隔等を勘案して総合的に	

9月1日以降の施行規則	現 行(8月31日まで)	改正理由等
	判断し、見やすい大きさの文字であると認め	
	<u>られる文字による表示を含む。)</u> をいう。	
第5章 表示基準	第5章 表示基準	
第1節 物件の内容・取引条件等に係る表示 基準	第1節 物件の内容・取引条件等に係る表示 基準	
第9条 規約第15条 (物件の内容・取引条件 等に係る表示基準) 各号に規定する事項に ついて表示するときは、次の各号に定める	(物件の内容・取引条件等に係る表示基準) 第10条 (同左)	
ところにより表示する。 【取引態様】 (1) 取引態様は、「売主」、「貸主」、「代理」又は <u>「媒介」(「仲介」)</u> の別をこれらの用語を用いて表示すること。	理」又は <u>「媒介(仲介)」</u> の別をこれら の用語を用いて表示すること。	規定を明確にした
【 物件の所在地 】 (2) 物件の所在地は、都道府県、郡、市区町村、町又は字及び地番(別表3、別表5、別表7及び別表9における地番を除く。)を表示すること。 <u>ただし、パンフレット等を除き都道府県及び郡は省略することができる。また、別表8においては、住居表示により表示することができる。</u>	在地、政令指定都市及び特別区の場合 は省略可)、郡、市区町村、字及び地 番(別表3、別表5、別表7及び別表	実情に合わせた
「交通の利便性」(3) 交通の利便については、公共交通機関を利用することが通例である場合には、次の基準により表示すること。(削除)	より表示すること。 <u>ア 公共交通機関を利用することが通</u> 例である場合には、次により表示す	
ア 鉄道、都市モノレール又は路面電車(以下「鉄道等」という。)の最寄りの駅又は停留場(以下「最寄駅等」という。)の名称及び物件から最寄駅等までの徒歩所要時間を明示して表示すること。	ること。 (ア) 鉄道、都市モノレール又は路面 電車(以下「鉄道等」という。)の 最寄りの駅又は停留場(以下「最 寄駅等」という。)の名称及び <u>最寄</u> 駅等からの徒歩所要時間を明示し て表示すること。	通の便(物件から最 寄り駅へ向かうた
イ 鉄道等の最寄駅等からバスを利用するときは、最寄駅等の名称、物件から最寄りのバスの停留所までの徒歩所要時間、同停留所から最寄駅等までのバス所要時間を明示して表示すること。この場合において、停留所の名称を省略することができる。 ウ バスのみを利用するときは、最寄りのバスの停留所の名称及び物件か	(4) 鉄道等の最寄駅等からバスを利用するときは、最寄駅等の名称、最寄駅等から最寄りのバスの停留所までのバス所要時間及び同停留所からの物件までの徒歩所要時間を明示して表示すること。この場合において、停留所の名称を省略することができる。 (ウ) バスのみを利用するときは、最寄りのバスの停留所の名称及び同	
ら同停留所までの徒歩所要時間を明 示して表示すること。 (削除)	停留所から物件までの徒歩所要時間を明示して表示すること。 <u>イ</u> 公共交通機関を利用しないことが通例である場合には、物件の最寄駅等までの道路距離を表示すること。	い物件に対応する

9月1日以降の施行規則

現 行(8月31日まで)

改正理由等

- (4) 電車、バス等の交通機関の所要時間 は、次の基準により表示すること。
 - ア 起点及び着点とする鉄道、都市モ <u>ノレールの駅若しくは路面電車</u>の停 留場(以下「駅等」という。) 又はバ スの停留所の名称を明示すること。 この場合において、物件から最寄駅 等までバスを利用する場合であっ て、物件の最寄りの停留所から最寄 駅等までのバスの所要時間を表示す るときは、停留所の名称を省略する ことができる。
 - <u>イ</u> 特急、急行等の種別を明示するこ と。
 - ウ 朝の通勤ラッシュ時の所要時間を 明示すること。この場合において、 平常時の所要時間をその旨を明示し て併記することができる。
 - エ 乗換えを要するときは、その旨を明 示し、ウの所要時間には乗り換えにお おむね要する時間を含めること。

(削除)

- (5) 公共交通機関は、現に利用できるも のを表示し、特定の時期にのみ利用で きるものは、その利用できる時期を明 示して表示すること。ただし、新設の 路線については、路線の新設に係る国 土交通大臣の許可処分又はバス会社等 との間に成立している協定の内容を明 示して表示することができる。
- (6) 新設予定の駅等又はバスの停留所 は、当該路線の運行主体が公表したも のに限り、その新設予定時期を明示し て表示することができる。

[各種施設までの距離又は所要時間]

(7) 道路距離又は所要時間を表示すると きは、起点及び着点を明示して表示す ること(他の規定により当該表示を省 略することができることとされている 場合を除く。)。

(6) (同左)

> ア 起点及び着点とする駅等又はバス の停留所の名称を明示すること。こ 通の便(物件から最 の場合において、最寄りの駅等から バスを利用する場合であって、物件め)に修正 の最寄りの停留所までのバスの所要 時間を表示するときは、停留所の名 称を省略することができる。

朝の通勤時の交 寄り駅へ向かうた

ウ (同左)

- エ 通勤時の所要時間が平常時の所要 時間を著しく超えるときは、通勤時の 所要時間を明示すること。この場合に おいて、平常時の所要時間をその旨を 明示して併記することができる。
- <u>イ</u> 乗換えを要するときは、その旨を 明示すること。

消費者利益を考 慮し通勤時のもの に変更

消費者利益を考 慮し乗換え時間を 含むものに変更。乗 り換え案内サイト も多くあり、乗り換 え時間を含んだ所 要時間の算出も容 易だと考えられる

- オ 通勤時に利用することができない 電車、バス等の交通機関による所要 時間を表示するときは、その旨を明 示し、かつ、通勤時に利用すること ができる電車、バス等の交通機関に よる所要時間を併記すること。
- (4) 公共交通機関は、現に利用できるもの を表示し、特定の時期にのみ利用できる ものは、その利用できる時期を明示して 表示すること。ただし、新設の路線につ いては、現に利用できるものと併せて表 示する場合に限り、路線の新設に係る国 土交通大臣の許可処分又はバス会社等 との間に成立している協定の内容を明 示して表示することができる。
- (5) 新設予定の鉄道、都市モノレールの 駅若しくは路面電車の停留場(以下「駅 等」という。)又はバスの停留所は、当 該路線の運行主体が公表したものに限 り、その新設予定時期を明示して表示 することができる。

〔各種施設までの距離又は所要時間〕

(8) 道路距離又は所要時間を表示すると きは、起点及び着点を明示して表示す ること(他の規定により当該表示を省 略することができることとされている 場合を除く。)。

9月1日以降の施行規則	現 行(8月31日まで)	改正理由等
なお、道路距離又は所要時間を算出		所要時間や距離
する際の物件の起点は、物件の区画の		算出の起点、着点を
うち駅その他施設に最も近い地点(マ		明確にした
ンション及びアパートにあっては、建		
物の出入口)とし、駅その他の施設の		
着点は、その施設の出入口(施設の利		
用時間内において常時利用できるもの		
に限る。)とする。		
(8) 団地 (一団の宅地又は建物をいう。	(9) 団地(一団の宅地又は建物をいう。	消費者利益を考
以下同じ。)と駅その他の施設との間の	以下同じ。)と駅その他の施設との間の	
道路距離又は所要時間は、取引する区	距離又は所要時間は、それぞれの施設	のものも記載を義
<u>画のうち</u> それぞれの施設ごとにその施	ごとにその施設から最も近い <u>当該団地</u>	務づけた
設から最も近い区画(マンション及び	<u>内の地点</u> を起点 <u>又は着点</u> として算出し	
アパートにあっては、その施設から最	た数値を表示すること。ただし、当該	
も近い建物の出入口)を起点として算	団地を数区に区分して取引するとき	
出した数値とともに、その施設から最	は、各区分ごとに距離又は所要時間を	
も遠い区画(マンション及びアパート	<u>算出すること。</u>	
にあっては、その施設から最も遠い建		
物の出入口)を起点として算出した数		
値も表示すること。		
(9) 徒歩による所要時間は、道路距離80	<u>(10)</u> (同左)	
メートルにつき1分間を要するものと		
して算出した数値を表示すること。こ		
の場合において、1分未満の端数が生		
じたときは、1分として算出すること。		
(10) 自動車による所要時間は、道路距離	<u>(7)</u> (同左)	
を明示して、走行に通常要する時間を		
表示すること。この場合において、表		
示された時間が有料道路(橋を含む。)		
の通行を含む場合のものであるとき		
は、その旨を明示すること。ただし、		
その道路が高速自動車国道であって、 周知のものであるときは、有料である		
后がいものであるとさは、有材である 旨の表示を省略することができる。		
(11) 自転車による所要時間は、道路距離	(11)~(13) (同左)	
を明示して、走行に通常要する時間を	(11) - (13) (HJZL)	
表示すること。		
〔団地の規模〕		
(12) 開発区域を工区に分けて工区ごとに		
開発許可を受け、当該開発許可に係る		
工区内の宅地又は建物について表示を		
するときは、開発区域全体の規模及び		
その開発計画の概要を表示すること。		
この場合において、全体計画中に開発		
許可を受けていない部分を含むとき		
は、その旨を明示すること。		
〔面 積〕		
(13) 面積は、メートル法により表示する		
こと。この場合において1平方メート		
ル未満の数値は、切り捨てて表示する		
ことができる。		
(14) 土地の面積は、水平投影面積を表示	(14) 土地の面積は、水平投影面積を表示	土地面積の略記
すること。この場合において、取引す	すること。	方法を明文化した
<u>る全ての区画の面積を表示すること。</u>		

9月1日以降の施行規則	現 行(8月31日まで)	改正理由等
ただし、パンフレット等の媒体を除き、		
最小土地面積及び最大土地面積のみで		
表示することができる。		
(15) 建物の面積 (マンションにあっては、	(15) 建物の面積(マンションにあっては、	地下室の明確化、
専有面積)は、延べ面積を表示し、これ	専有面積)は、延べ面積を表示し、こ	また、登記簿の面積
に車庫、地下室等(地下居室は除く。)	れに車庫、地下室等の面積を含むとき	は中古マンション
の面積を含むときは、その旨及びその面	は、その旨及びその面積を表示することなった。	しか記載できない ように取られる恐
積を表示すること。 <u>この場合において、</u> 取引する全ての建物の面積を表示する	と。 <u>ただし、中古マンションにあって</u> は、建物登記簿に記載された面積を表	れがあるため削除。
こと。ただし、新築分譲住宅、新築分譲	示することができる。	また、建物面積の略
マンション、一棟リノベーションマンシ	7 / 4 2 0 1 0 0	記方法を明文化し
ョン、新築賃貸マンション、新築賃貸ア		た た
パート、共有制リゾートクラブ会員権に		
<u>ついては、パンフレット等の媒体を除</u>		
き、最小建物面積及び最大建物面積のみ		
で表示することができる。	(12) (22) (17)	
(16) 住宅の居室等の広さを畳数で表示す	(16)~(20) (同左)	
る場合においては、畳1枚当たりの広 さは1.62平方メートル(各室の壁心面		
積を畳数で除した数値)以上の広さが		
あるという意味で用いること。		
〔物件の形質〕		
(17) 採光及び換気のための窓その他の開		
口部の面積の当該室の床面積に対する		
割合が建築基準法第28条の規定に適合		
していないため、同法において居室と		
認められない納戸その他の部分につい ては、その旨を「納戸」等と表示する		
こと。		
(18) 遮音、断熱等を目的とした建築部材		
自体の性能を表示する場合において、		
実際の住宅内における遮音、断熱性能		
等がその構造等から当該部材自体の性		
能とは異なる可能性がある場合には、		
その旨を表示すること。 (19) 地目は、登記簿に記載されているも		
のを表示すること。この場合において、		
現況の地目と異なるときは、現況の地		
目を併記すること。		
(20) 宅地の造成材料又は建物の建築材料		
について、これを強調して表示すると		
きは、その材料が使用されている部位		
を明示すること。 (21) 建物を増築、改築、改装又は改修し	(91) 建物なリフェー (7) (2) (2) (2) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	「リノベーショ
たことを表示する場合は、その内容及	(21) 建物を <u>リフォーム又は改築(以下「リ</u> フォーム等」という。) したことを表示	
び時期を明示すること。	する場合は、そのリフォーム等の内容	
	及び時期を明示すること。	. ,
〔写真・絵図〕	〔写真・絵図〕	
(22) 宅地又は建物の写真又は動画は、取	(22) 宅地又は建物の写真は、取引するも	建物が未完成の場
引するもの <u>を</u> 表示すること。ただし、 取引された機能が決策であること。	のの写真を用いて表示すること。ただ	
取引する建物が建築工事の完了前である等その建物の写真又は動画を用いる	し、 <u>取引しようとする</u> 建物が建築工事 の完了前である等その建物の写真を用	取引する物件と同一でないと他の建物の
ことができない事情がある場合におい	いることができない事情がある場合に	外観写真を一切掲載
ては、取引する建物を施工する者が過	おいては、次に掲げるものに限り、他	

9月1日以降の施行規則

去に施工した建物であり、かつ、次に 掲げるものに限り、他の建物の写真又 は動画を用いることができる。この場 合においては、当該写真又は動画が他 の建物である旨及びアに該当する場合 は、取引する建物と異なる部位を、写 真の場合は写真に接する位置に、動画 の場合は画像中に明示すること。

- ア 建物の外観は、取引する建物と構 造、階数、仕様が同一であって、規 模、形状、色等が類似するもの。 だし、当該写真又は動画を大きく掲 載するなど、取引する建物であると 誤認されるおそれのある表示をして はならない。
- イ 建物の内部は、写される部分の規 模、仕様、形状等が同一のもの。
- (23) 宅地又は建物のコンピュータグラフ <u>ィックス、</u>見取図、完成図又は完成予 想図は、その旨を明示して用い、当該 物件の周囲の状況について表示すると きは、現況に反する表示をしないこと。 〔設備・施設等〕
- (24) 上水道(給水)は、公営水道、私営 水道又は井戸の別を表示すること。
- (25) ガスは、都市ガス又はプロパンガス の別を明示して表示すること。
- (26) 温泉法 (昭和23年法律第125号) によ る温泉については、次に掲げる事項を 明示して表示すること。
 - ア 温泉に加温したものについては、 その旨
 - イ 温泉に加水したものについては、 その旨
 - ウ 温泉源から採取した温泉を給湯管 によらずに供給する場合(運び湯の 場合)は、その旨
 - エ 共同浴場を設置する場合におい て、循環装置又は循環ろ過装置を使 用する場合は、その旨
- (27) 団地内又は物件内のプール、テニス コート、スポーツジム、シアタールー ム等の共用施設について表示するとき は、それらの施設の内容、運営主体、 利用条件及び整備予定時期を明示する こと。
- (28) 都市計画法第29条の開発許可を受け て開発される団地に設置することが当

現 行(8月31日まで)

の建物の写真を用いることができる。 この場合においては、当該写真が他の 建物のものである旨を写真に接する位 者連絡協議会)が 置に明示すること。

- ア 取引しようとする建物と規模、形質 及び外観が同一の他の建物の外観写 真。この場合において、門塀、植栽 庭等が異なる場合は、その旨を明示す ること。
- イ 建物の内部写真であって、写真に写さ れる部分の規模、形質等が同一のもの。
- (23) 宅地又は建物の見取図、完成図又は 完成予想図は、その旨を明示して用い、 当該物件の周囲の状況について表示す るときは、現況に反する表示をしない こと。

〔設備・施設等〕

- (24) 上水道(給水)は、公営水道(専用 水道及び簡易専用水道を含む。)、私設 要事項説明書様式 水道又は井戸(導管等により飲用の水 を供給する施設であって、水道法(昭 和32年法律第177号)の適用を受けない ものを含む。) の別を表示すること。
- (25) ガスは、都市ガス、LPガス集中方 式又はLPガス個別方式等の別を明示 要事項説明書様式 して表示すること。
- (26)(同左)

国土交通省の重 例に合わせた

改正理由等

いるが、RSC(不

動産情報サイト事業

2015年に実施した消

費者アンケートによ

ると、ほぼ8割が、

施工例として他の建 物の写真を掲載する

ことについて許容し

ているとの結果もあ

り、消費者の利益を

考え、同一の建物で

なくとも、規模、形

質、外観が類似する

建物であれば掲載で きることとした

国土交通省の重 例に合わせた

(27) 団地内に建設されるプール、テニス コートその他の娯楽・運動施設につい 用施設を追加した て表示するときは、それらの施設の内 容、運営主体、利用条件及び整備予定 時期を明示すること。

(28) 都市計画法第29条の開発許可を受け て開発される団地に設置することが当

実情を考慮し共

規定を明確にした

9月1日以降の施行規則	現行(8月31日まで)	改正理由等
該開発許可の内容となっている公共・	該開発許可の内容となっている公共・	
公益施設及び生活利便施設又は <u>当該団</u>	公益施設及び生活利便施設又は地方公	
地に地方公共団体が設置に関し事業決	共団体が設置に関し事業決定している	
定している公共・公益施設は、その整	公共・公益施設は、その整備予定時期	
備予定時期を明示して表示することが	を明示して表示することができる。	
できる。		
[生活関連施設]	〔生活関連施設〕 (20) (日本)	
(29) 前号の公共・公益施設以外の学校、 病院、官公署、公園その他の公共・公	(29) (同左)	
益施設は、次に掲げるところにより表		
示すること。		
ア 現に利用できるものを表示するこ	ア (同左)	
と。		
イ 物件 <u>から</u> の道路距離 <u>又は徒歩所要</u>	イ 物件 <u>まで</u> の道路距離を明示するこ	徒歩所要時間表
時間を明示すること。	٤.	示も可能とした
ウ その施設の名称を表示すること。	ウ (同左)	
ただし、公立学校及び官公署の場合		
は、パンフレットを除き、省略する ことができる。		
(30) 前号アの規定にかかわらず、学校に	(30) (同左)	
ついては、学校の設置について必要と	(00) (13/2)	
される許可等の処分を受けているもの		
又は国若しくは地方公共団体が事業決		
定しているものにあっては、現に利用		
できるものと併せて表示する場合に限		
り、その整備予定時期を明示して表示		
することができる。また、学校以外の 施設については、都市計画法第11条に		
規定する都市施設であって、同法第20		
条第1項に規定する告示があったもの		
に限り、その内容を明示して表示する		
ことができる。		
(31) デパート、スーパーマーケット、コ	(31) デパート、スーパーマーケット、商店	
ンビニエンスストア、商店等の商業施	等の商業施設は、現に利用できるものを	
設は、現に利用できるものを物件から	物件までの道路距離を明示して表示することになる。	エンスストアを追
の道路距離 <u>又は徒歩所要時間</u> を明示して表示すること。ただし、工事中であ	ること。ただし、工事中である等その施 設が将来確実に利用できると認められ	
る等その施設が将来確実に利用できる	るものにあっては、その整備予定時期を	を した
と認められるものにあっては、その整	明示して表示することができる。	
備予定時期を明示して表示することが		
できる。		
(32) 地方公共団体等の地域振興計画、再	(32) (同左)	
開発計画又は都市計画等の内容は、当		
該計画の実施主体者がその整備予定時 期を公表したものに限り、表示するこ		
男を公表したものに限り、表示することができる。この場合においては、当		
該計画に係る施設等については、その		
整備予定時期及び表示の時点において		
当該計画が実施手続のどの段階にある		
かを明示して表示すること。		
(33) 国若しくは地方公共団体が新設する	(33) 国若しくは地方公共団体が新設する	
道路であって、道路法第18条の規定に	道路であって、道路法第18条の規定に	
よる告示が行われた道路その他の道路	よる告示が行われた道路その他の道路	
又は高速道路株式会社法第1条に規定	又は高速道路株式会社法第1条に規定	

9月1日以降の施行規則	現 行(8月31日まで)	改正理由等
する株式会社若しくは地方道路公社等が新設する道路であって、その建設について許認可を受け又は工事実施計画書について認可を受けた新設予定道路に限り、表示することができる。この場合においては、その整備予定時期及び表示の時点において当該計画がその実施手続のどの段階にあるかを明示して表示すること。 [価格・賃料]	する株式会社若しくは地方道路公社等が新設する道路であって、その建設について許認可を受け又は工事実施計画書について認可を受けた新設予定道路については、その整備予定時期及び表示の時点において当該計画がその実施手続のどの段階にあるかを明示して表示すること。 [価格・賃料]	
(34) 土地の価格については、上下水道施設・都市ガス供給施設の設置のための費用その他宅地造成に係る費用(これらの費用に消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)が課されるときは、その額を含む。)を含めて表示すること。 (35) 土地の価格については、1区画当たりの価格を表示すること。ただし、1区画当たりの土地面積を明らかにし、これを基礎として算出する場合に限り、1平方メートル当たりの価格で表示することができる。	(34) • (35) (同左)	
(36) 前号の場合を表示するにおいて、 の区画の価格を表示するにと、パンレーク 一般を表示するには、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	(36) 前号の場合において、 <u>すべての区画</u> の価格を表示することが困難であると きは、分譲宅地の価格については、1 区画当たりの最低価格、最高価格及び 最多価格帯並びにその価格帯に属する 販売区画数を表示すること。この場合 において、販売区画数が10未満である ときは、最多価格帯の表示を省略する ことができる。 (37)・(38) (同左)	別表と同じ基準(表現)とした
ること。 (39) 前号の場合において、 <u>取引する全て</u> の住戸の価格を表示すること。ただし、 新築分譲住宅 <u></u> 新築分譲マンション <u>及</u> び一棟リノベーションマンションの価格については、パンフレット等の媒体 を除き1戸当たりの最低価格、最高価	(39) 前号の場合において、 <u>すべての住戸</u> の価格を示すことが困難であるとき は、新築分譲住宅 <u>及び</u> 新築分譲マンションの価格については、1戸当たりの 最低価格、最高価格及び最多価格帯並びにその価格帯に属する住宅又は住戸	されるリノベーションマンションを 追加するとともに、

9月1日以降の施行規則

格及び最多価格帯並びにその価格帯に 属する住宅又は住戸の戸数のみで表示 することができる。また、この場合に おいて、販売戸数が10戸未満であると きは、最多価格帯の表示を省略するこ とができる。

- (40) 賃貸される住宅(マンション又はア パートにあっては、住戸)の賃料につ いては、取引する全ての住戸の1か月 当たりの賃料を表示すること。ただし、 新築賃貸マンション又は新築賃貸アパ ートの賃料については、パンフレット 等の媒体を除き、1住戸当たりの最低 賃料及び最高賃料のみで表示すること ができる。
- (41) 管理費 (マンションの事務を処理し、 設備その他共用部分の維持及び管理を するために必要とされる費用をいい、 共用部分の公租公課等を含み、修繕積 立金を含まない。)については、1戸当 たりの月額(予定額であるときは、そ の旨)を表示すること。ただし、住戸 により管理費の額が異なる場合におい て、その全ての住宅の管理費を示すこ とが困難であるときは、最低額及び最 高額のみで表示することができる。
- (42) 共益費(借家人が共同して使用又は 利用する設備又は施設の運営及び維持 に関する費用をいう。)については、1 戸当たりの月額(予定額であるときは、 その旨)を表示すること。ただし、住 戸により共益費の額が異なる場合にお いて、その全ての住宅の共益費を示す ことが困難であるときは、最低額及び 最高額のみで表示することができる。
- (43) 修繕積立金については、1戸当たりの 月額(予定額であるときは、その旨)を 表示すること。ただし、住戸により修繕 積立金の額が異なる場合において、その 全ての住宅の修繕積立金を示すことが 困難であるときは、最低額及び最高額の みで表示することができる。

[住宅ローン等]

(44) 住宅ローン(銀行その他の金融機関 が行う物件の購入資金及びこれらの購 入に付帯して必要とされる費用に係る 金銭の貸借)については、次に掲げる 事項を明示して表示すること。

ア 金融機関の名称若しくは商号又は 都市銀行、地方銀行、信用金庫等の 種類

(削除)

(削除)

イ 借入金の利率及び利息を徴する方

現 行(8月31日まで)

の戸数を表示すること。この場合にお規)とした いて、販売戸数が10戸未満であるとき は、最多価格帯の表示を省略すること ができる。

別表と同じ基準 (表現) とした

改正理由等

- (40) 賃貸される住宅(マンション又はアパ ートにあっては、住戸)の賃料について は、1か月当たりの賃料を表示するこ と。ただし、新築賃貸マンション又は新 築賃貸アパートの賃料について、すべて の住戸の賃料を表示することが困難で ある場合は、1住戸当たりの最低賃料及 び最高賃料を表示すること。
- (41) 管理費 (マンションの事務を処理し、 設備その他共用部分の維持及び管理を するために必要とされる費用をいい、 共用部分の公租公課等を含み、修繕積 立金を含まない。)については、1戸当 たりの月額(予定額であるときは、そ の旨)を表示すること。ただし、住戸 により管理費の額が異なる場合におい て、そのすべての住宅の管理費を示す ことが困難であるときは、最低額及び 最高額のみで表示することができる。)
- (42) 共益費(借家人が共同して使用又は利 用する設備又は施設の運営及び維持に 関する費用をいう。) については、1戸 当たりの月額(予定額であるときは、そ の旨)を表示すること。ただし、住戸に より共益費の額が異なる場合において、 そのすべての住宅の共益費を示すこと が困難であるときは、最低額及び最高額 のみで表示することができる。
- (43) 修繕積立金については、1戸当たりの 月額(予定額であるときは、その旨)を 表示すること。ただし、住戸により修繕 積立金の額が異なる場合において、その すべての住宅の修繕積立金を示すこと が困難であるときは、最低額及び最高額 のみで表示することができる。

〔住宅ローン等〕

(44)(同左)

> ア (同左)

イ 提携ローン又は紹介ローンの別

- 融資限度額
- 借入金の利率及び利息を徴する方ることや、金融機関

提携ローンと紹 介ローンを区別す

9月1日以降の施行規則	現 行(8月31日まで)	改正理由等
式(固定金利型、固定金利指定型、変動金利型、上限金利付変動金利型等の種別)又は返済例(借入金、返済期間、利率等の返済例に係る前提条件を併記すること。また、ボーナス併用払のときは、1か月当たりの返済額の表示に続けて、ボーナス時に加算される返済額を明示すること。)	変動金利型、上限金利付変動金利型 等の種別)又は返済例(借入金、返	表示しても余り意
(45) 割賦販売(代金の全部又は一部について、不動産の引渡後1年以上の期間にわたり、かつ、2回以上に分割して受領することを条件として販売することをいう。以下同じ。)については、次に掲げる事項を明示して表示すること。ア 割賦販売である旨イ 割賦限度額ウ 利息の料率(実質年率)エ 支払期間及び回数オ 割賦販売に係る信用調査費その他の費用を必要とするときは、その旨及びその額		
(削除)	(46) 住宅ローンの返済例を表示する場合 において、ボーナス併用払のときは、 1か月当たりの返済額の表示に続け て、ボーナス時に加算される返済額を	44号に移設
(46) 購入した物件を賃貸した場合における「利回り」の表示については、当該物件の1年間の予定賃料収入の当該物件の取得対価に対する割合であるという意味で用い、次に掲げる事項を明示して表示すること。 ア 当該物件の1年間の予定賃料収入の当該物件の取得対価に対する割合である旨 イ 予定賃料収入が確実に得られることを保証するものではない旨 ウ 「利回り」は、公租公課その他当該物件を維持するために必要な費用の控除前のものである旨	明示すること。 (47) 購入した物件を賃貸した場合におけ る「利回り」の表示については、当該物	
第2節 節税効果等の表示基準 (節税効果等の表示基準) 第10条 規約第16条(節税効果等の表示基準) に規定する節税効果等について表示するときは、次の各号に定めるところにより表示する。 (1) 節税効果があるのは不動産所得が赤字となる場合であり、同所得が黒字となる場合には納税額が増加する旨を表示すること。 (2) 不動産所得に係る必要経費が減少した場合は、節税効果も減少する旨を表	第2節 節税効果等の表示基準 (節税効果等の表示基準) <u>第11条</u> (同左)	

9月1日以降の施行規則	現行(8月31日まで)	 改正理由等
示すること。		<u>-</u>
(3) 具体的な計算例を表示する場合は、		
当該物件を購入した年度(初年度)の		
次の年度以降のものを表示すること。		
ただし、次年度以降の計算例と併せて		
表示し、かつ、初年度の節税額を強調		
しないときに限り、初年度の計算例を		
表示することができる。		
2 規約第16条(節税効果等の表示基準)に		
規定する賃料収入の確実性等について表示 するときは、次に掲げるところにより表示		
することは、秋に拘りることのにより衣がする。		
(1) 購入者が当該物件による賃料収入等	(1) (同左)	
を得ることができない場合には、その		
売主又はその指定する者(以下「売主		
等」という。) が賃料収入を保証する旨		
を表示するときは、その保証主体、保		
証の内容、保証期間その他の条件を明		
示すること。		
(2) 購入者の希望により、売主等が購入者		
から当該物件を転貸目的で賃借し、賃料		
を支払うことを条件としている場合に おいてその旨の表示をするときは、売主		
等と購入者との賃貸借契約について、次		
に掲げる事項を明示すること。		
ア権利金、礼金等の支払の要否及び	ア〜カ (同左)	
支払を必要とする場合は、その額		
イ 敷金、保証金等の支払の要否及び		
支払を必要とする場合は、その額		
ウ質料(月額)		
エ 賃料のほかに、管理費の支払の要否		
オ 賃借期間 カ 賃貸借契約の更新及び賃料の改定		
に関する事項		
キーその他の重要な条件	(新設)	
3 前 2 項の場合において、次に掲げる広告		
表示は、当該広告表示を裏付ける合理的な		
根拠を示す資料を現に有している場合を除		
き、表示してはならない。		
(1) 将来にわたって、当該物件が賃貸市		
場における商品価値を確実に保持する		
かのような表示		
(2) 将来にわたって、確実に安定した賃 料収入が確保されるかのような表示		
(3) 将来において、当該物件の資産価値		
が確実に増大するかのような表示		
(削除)	4 物件の貸借の代理又は媒介の依頼を受け	物件を貸す側(オ
	るに際し、貸主に対して賃料収入の確実性	ーナー) に対する規
	等について表示する場合においては、前2	定のため削除
	項の規定を準用する。	
 第3節 入札及び競り売りの方法による場合	 第3節 入札及び競り売りの方法による場合	
の表示基準	第3節 人札及び脱り売りの万法による場合 の表示基準	

9月1日以降の施行規則 改正理由等 現 行(8月31日まで) (入札及び競り売りの方法による場合の表 (入札及び競り売りの方法による場合の表 示基準) 示基準) 第11条 規約第17条 (入札及び競り売りの方 第12条 (同左) 法による場合の表示基準) に規定する入札 又は競り売りの方法による場合の表示は、 第4条に規定する必要な表示事項を表示す るほか、次の各号に掲げる場合に応じ、そ れぞれ当該各号に定めるところにより表示 する。 (1) 入札の方法による場合は、次に掲げ る事項を明示して表示する。 ア 入札を行う旨 イ 入札参加手続の概要 ウ 入札の期日又は期間 エ 最低売却価格又は最低取引賃料 オ 入札物件の概要及び現地確認方法 (2) 競り売りの方法による場合は、次に 掲げる事項を明示して表示する。 ア 競り売りを行う旨及び競り上げ又 は競り下げの別 イ 競り売り参加手続の概要 ウ 競り売りの期日又は期間 エ 競り上げ又は競り下げの場合にお ける表示事項 (ア) 競り上げの場合、最低売却価格 又は最低取引賃料 (イ) 競り下げの場合、競り開始価格 又は賃料、最低成立価格があると きは、その旨及び競りが不成立の 場合においては、最低成立価格を 公開する旨 オ 競り売りが不成立の場合におい て、競り売り参加者のうち最も高い 取引希望価格を申し出た者にその後 の価格交渉権を与える場合には、そ の旨 カ 競り売り物件の概要及び現地確認 方法 第6章 誤認されるおそれのある二重価格表示|第6章 誤認されるおそれのある二重価格表示 (過去の販売価格を比較対照価格とする二 (過去の販売価格を比較対照価格とする二 重価格表示) 重価格表示) 第12条 過去の販売価格を比較対照価格とす 第13条 過去の販売価格を比較対照価格とす る二重価格表示は、次に掲げる要件の全て る二重価格表示は、次に掲げる要件のすべ に適合し、かつ、実際に、当該期間、当該 てに適合し、かつ、実際に、当該期間、当 価格で販売していたことを資料により客観 該価格で販売していたことを資料により客 的に明らかにすることができる場合を除 観的に明らかにすることができる場合を除 き、規約第20条において禁止する不当な二 き、規約第20条において禁止する不当な二 重価格表示に該当するものとする。 重価格表示に該当するものとする。

(2) 比較対照価格に用いる過去の販売価 示を可能とするた 格は、値下げの3か月以上前に公表さ

げの時期を明示したものであること。

(1) 過去の販売価格の公表時期及び値下 媒介契約(3か月 間) 中に二重価格表 め旧価格の公表期

(1) 過去の販売価格の公表日及び値下げ

(2) 比較対照価格に用いる過去の販売 価格は、値下げの直前の価格であっ

した日を明示すること。

9月1日以降の施行規則	現 行(8月31日まで)	改正理由等
て、 <u>値下げ前2か月以上</u> にわたり実際	<u>れた</u> 価格であって、 <u>かつ、値下げ前3か</u>	間の短縮するとと
に販売のために公表していた価格で	月以上にわたり実際に販売のために公	
あること。	表していた価格であること。	した
(3) 値下げの <u>日</u> から6か月以内に表示す		
るものであること。	するものであること。	
	ただし、6か月以内であっても災害	
	その他の事情により物件の価値に同一 性が認められなくなった場合には、同	
	一性が認められる時点までに限る。	
 (4) 過去の販売価格の公表日から二重価	(新設)	
格表示を実施する日まで物件の価値に	(WIBA)	
同一性が認められるものであること。		
(5) 土地(現況有姿分譲地を除く。) 又は	<u>(4)</u> (同左)	
建物(共有制リゾートクラブ会員権を除		
く。)について行う表示であること。		
(割引表示)	(割引表示)	
第13条 一定の条件に適合する取引の相手方 に対し、販売価格、賃料等から一定率又は		
に対し、販売価格、賃付等から 足竿又は 一定額の割引をする場合において、当該条		
件を明示して、割引率、割引額又は割引後		
の額を表示する場合を除き、規約第20条に		
おいて禁止される不当な二重価格表示に該		
当するものとする。		
第7章 実施細則等 	第7章 実施細則等	
 (実施細則等の制定)	 (実施細則等の制定)	
第14条 不動産公正取引協議会連合会は、規	<u>第15条</u> (同左)	
約を施行するため実施細則を定めることが		
できる。		
2 前項の実施細則を定め又は変更しようと	2 前項の実施細則を定め又は変更しようと	
するときは、 <u>公正取引委員会及び消費者庁</u> 長官の事前確認を受けるものとする。	するときは、 <u>消費者庁長官及び公正取引委</u> 員会の事前確認を受けるものとする。	
3 公正取引協議会は、地区内における不動		
産取引の状況に照らして特に必要があると	産 取引の状況に照らして特に必要があると	
認めるときは、実施細則の運用基準を定め	認めるときは、実施細則の運用基準を定め	
ることができる。この場合においては、不	ることができる。この場合においては、不	
動産公正取引協議会連合会を経由して公正	動産公正取引協議会連合会を経由して <u>消費</u>	
取引委員会及び消費者庁長官に届け出るも	<u>者庁長官及び公正取引委員会</u> に届け出るも	
1 のし子ス	のしナス	

附則

のとする。

この施行規則の変更は、令和4年9月1日から施行する。

のとする。

4 表示規約第8条に規定する必要な表示事項の一覧表 (新旧対照)

(下線は変更部分)

- 別表1 分譲宅地(小規模団地を含み、販売区画数が1区画のものを除く。)
- 別表 2 現況有姿分譲地
- 別表3 売地・貸地・分譲宅地で販売区画数が1区画のもの
- 別表4 新築分譲住宅(小規模団地を含み、販売戸数が1戸のものを除く。)
- 別表 5 新築住宅・中古住宅・新築分譲住宅で<u>販売</u>戸数が 1 戸のもの<u>又は一棟売</u> <u>りマンション・アパート</u>
- 別表 6 新築分譲マンション<u>・一棟リノベーションマンション</u>(小規模団地を含み、販売戸数が 1 戸のものを除く。)
- 別表7 中古マンション・新築分譲マンションで販売戸数が1戸のもの
- 別表 8 新築賃貸マンション・新築賃貸アパート<u>(賃貸戸数が1戸のものを除</u><u>く。)</u>
- 別表 9 中古賃貸マンション・貸家・中古賃貸アパート・新築賃貸マンション又は新築賃貸アパートで賃貸戸数が1戸のもの
- 別表10 共有制リゾートクラブ会員権

【9月1日以降】別表1 分譲宅地(小規模団地を含み、<u>販売</u>区画数が1区画のものを除く。)

	媒 体 事 項	インターネット広告	パンフレット等	住宅専門雑誌記事中広告新聞記事下広告	その他の新聞・雑誌広告
1	広告主の名称又は商号	0	0	0	0
2	広告主の事務所の所在地	0	0	0	
3	広告主の事務所(宅建業法施行規則第15条の5の2の施設を含む。)の電話番号	0	0	0	0
4	<u>広告主の</u> 宅建業法による免許証番号	0	0	0	
5	<u>広告主の</u> 所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	0	0	0	
6	<u>広告主の</u> 取引態様(売主、代理、媒介(仲介)の別)	0	0	0	0
7	広告主と売主とが異なる場合は、売主の名称又は商号及び免許証番号	<u>O</u> ☆	0	O☆	
8	売主と事業主(宅地造成事業の主体者)とが異なる場合は、事業主の名称又は商号		0		
9	物件の所在地(パンフレット等の媒体を除き、小規模団地及び副次的表示にあっては地番を省略することができる。)	0	0	0	0
10	交通の利便(公共交通機関がない場合には、記載しないことができる。)	0	0	0	0
11	開発面積	<u>0</u> ☆	0	O☆	
12	総区画数	0	0	O☆	
13	販売区画数	•	•	•	•
14	土地面積及び私道負担面積(パンフレット等の媒体を除き、最小面積及び最大面積のみで表示することができる。)	0	0	0	0
15	地目及び用途地域(注1)	0	0	0	0
16	建ぺい率及び容積率(容積率の制限があるときは、制限の内容)	0	0	0	0
17	宅建業法第33条に規定する許可等の処分の番号(パンフレット等の媒体を除き、造成工事が完了済みの場合は省略することができる。)	0	0	0	
18	道路の幅員	0	0	0	
19	主たる設備等の概要	•	0	•	
20	工事の完了予定年月(パンフレット等の媒体を除き、造成工事が完了済みの場合は省略することができる。)	0	0	0	0
	① 価格(パンフレット等の媒体を除き、最低価格、最高価格並びに最多価格帯及びその区画数のみで表示することができる。)				
21	上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設又は特別の施設に ついて負担金等があるときはその旨及びその額並びにこれらの維持・管理費を必要とするときはその旨及びその額	•	•	•	•
	① 借地の場合はその旨	0	0	0	0
22	② 当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額	•	•	•	•
	③ 1か月当たりの借地料				
<u>23</u>	取引条件の有効期限	<u>•</u>	•	•	
<u>24</u>	情報 <u>公開</u> 日 <u>(</u> 又は直前の更新日 <u>)</u> 及び次回の更新予定日	•			

- (注) 1 市街化調整区域の土地にあっては、用途地域に代えて市街化調整区域である旨を明示するほか、都市計画法<u>第34条第1項第11号又は第12号、同法</u>施行令第36条第1項第3号ロ又はハ<u>のいずれか</u>に該当するものについては、住宅等を建築するための許可条件を記載すること。
 - 2 パンフレット等には、規則第4条第2項各号に定めるいわゆるデメリット事項を記載すること。
 - 3 予告広告においては、規則第5条第2項に定める事項を記載すること。
 - 4 「●」の事項は、予告広告において省略することができる。
 - 5 「O」に「☆」が付された事項は、小規模団地及び副次的表示において省略することができる。

【8月31日まで】別表1 分譲宅地(小規模団地を含み、残区画数が1区画のものを除く。)

	媒 体 事 項	パンフレット等	住宅専門雑誌記事中広告新聞記事下広告	その他の新聞・雑誌広告	インターネット広告
1	広告主の名称又は商号	0	0	0	0
2	広告主の事務所の所在地	0	0		0
3	広告主の事務所(宅建業法施行規則第15条の5の2 <u>第1号</u> の施設を含む。)の電話番号	0	0	0	0
4	宅建業法による免許証番号	0	0		0
5	所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	0	0		O <u>☆</u>
6	取引態様(売主、代理、媒介(仲介)の別)	0	0	0	0
7	広告主と売主とが異なる場合は、売主の名称又は商号及び免許証番号	0	O☆		
8	売主と事業主(宅地造成事業の主体者)とが異なる場合は、事業主の名称又は商号	0			
9	物件の所在地(パンフレット等の媒体を除き、小規模団地及び副次的表示にあっては地番を省略することができる。)	0	0	0	0
10	交通の利便	0	0	0	0
11	開発面積	0	O☆		
12	総区画数	0	O☆		
13	販売区画数	•	•	•	•
14	土地面積及び私道負担面積(パンフレット等の媒体を除き、最小面積及び最大面積のみで表示することができる。)	0	0	0	0
15	地目及び用途地域(注1)	0	0	0	0
16	建ぺい率及び容積率(容積率の制限があるときは、制限の内容)	0	0	0	0
17	宅建業法第33条に規定する許可等の処分の番号(パンフレット等の媒体を除き、造成工事が完了済みの場合は省略することができる。)	0	0		0
18	道路の幅員	0	0		
19	主たる設備等の概要	0	•		
20	工事の完了予定年月(パンフレット等の媒体を除き、造成工事が完了済みの場合は省略することができる。)	0	0	0	0
	① 価格(パンフレット等の媒体を除き、最低価格、最高価格並びに最多価格帯及びその区画数のみで表示することができる。)				
21	上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設又は特別の施設に ② ついて負担金等があるときはその旨及びその額並びにこれらの維持・管理費を必要とする ときはその旨及びその額	•	•	•	•
	① 借地の場合はその旨	0	0	0	0
22	② 当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額	•	•	•	•
	③ 1か月当たりの借地料				
23	入札及び競り売りの方法による場合においては、規則第12条に定める事項	0	<u>o</u>	0	<u>o</u>
<u>24</u>	取引条件の有効期限	•	•		
<u>25</u>	情報 <u>登録</u> 日又は直前の更新日及び次回の更新予定日				•

- (注) 1 市街化調整区域の土地にあっては、用途地域に代えて市街化調整区域である旨を明示するほか、都市計画法施行令 第36条第1項第3号ロ又はハに該当するものについては、住宅等を建築するための許可条件を記載すること。
 - 2 パンフレット等には、施行規則第4条第2項各号に定めるいわゆるデメリット事項を記載すること。
 - 3 予告広告においては、施行規則第5条に定める「予告広告に係る必要な表示事項」を記載すること。
 - 4 「●」の事項は、予告広告において省略することができる。
 - 5 「O」に「☆」が付された事項は、小規模団地及び副次的表示において省略することができる。

【9月1日以降】別表2 現況有姿分譲地

	媒 体 事 項	インターネット広告	パンフレット等	住宅専門雑誌記事中広告新聞記事下広告	その他の新聞・雑誌広告
1	広告主の名称又は商号	0	0	0	0
2	広告主の事務所の所在地	0	0	0	
3	広告主の事務所(宅建業法施行規則第15条の5の2の施設を含む。)の電話番号	0	0	0	0
4	広告主の宅建業法による免許証番号	0	0	0	
5	<u>広告主の</u> 所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	0	0	0	
6	広告主の取引態様(売主、代理、媒介(仲介)の別)	0	0	0	0
7	広告主と売主とが異なる場合は、売主の名称又は商号及び免許証番号		0	0	
8	物件の所在地	0	0	0	0
9	交通の利便(公共交通機関がない場合には、記載しないことができる。)	0	0	0	0
10	総区画数		0	0	
11	販売区画数	0	0	0	0
12	総面積及び販売総面積	0	0	0	0
13	土地面積又は分割可能最小面積並びに通路負担があるときはその旨及びその面積	0	0	0	0
14	地目及び市街化区域内の土地については用途地域	0	0	0	0
15	「この土地は、現況有姿分譲地ですから、住宅等を建築して生活するために必要とされる施設はありません」という文言(新聞折込チラシ等及びパンフレット等の場合は16ポイント以上の大きさの文字で記載すること。)	0	0	0	0
16	市街化調整区域内の土地であるときは、「市街化調整区域。宅地の造成及び建物の建築はできません」という文言(新聞折込チラシ等及びパンフレット等の場合は16ポイント以上の大きさの文字で記載すること。)	0	0	0	0
17	都市計画法その他の法令に基づく制限で、宅建業法施行令第3条に定めるものに関する事項	0	0	0	0
18	価格(最低価格・最高価格)	0	0	0	0
19	価格のほかに、測量費、境界石等の費用を要するときは、その旨及びその額	0	0	0	0
<u>20</u>	取引条件の有効期限		0	0	
<u>21</u>	情報 <u>公開日(</u> 又は直前の更新日 <u>)</u> 及び次回の更新予定日	0			

【8月31日まで】別表2 現況有姿分譲地

	媒 体	パンフレット等	住宅専門雑誌記事中広告新聞折込チラシ等	その他の新聞・雑誌広告	インターネット広告
1	広告主の名称又は商号	0	0	0	0
2	広告主の事務所の所在地	0	0		0
3	広告主の事務所(宅建業法施行規則第15条の5の2 <u>第1号</u> の施設を含む。)の電話番号	0	0	0	0
4	宅建業法による免許証番号	0	0		0
5	所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	0	0		0
6	取引態様(売主、代理、媒介(仲介)の別)	0	0	0	0
7	広告主と売主とが異なる場合は、売主の名称又は商号及び免許証番号	0	0		
8	物件の所在地	0	0	0	0
9	交通の利便	0	0	0	0
10	総区画数	0	0		
11	販売区画数	0	0	0	0
12	総面積及び販売総面積	0	0	0	0
13	土地面積又は分割可能最小面積並びに通路負担があるときはその旨及びその面積	0	0	0	0
14	地目及び市街化区域内の土地については用途地域	0	0	0	0
15	「この土地は、現況有姿分譲地ですから、住宅等を建築して生活するために必要とされる施設はありません」という文言(16ポイント以上の大きさの文字(新聞折込チラシ等及びパンフレット等以外の媒体を除く。)で記載すること。)	0	0	0	0
16	市街化調整区域内の土地であるときは、「市街化調整区域。宅地の造成及び建物の建築はできません」という文言(16ポイント以上の大きさの文字(新聞折込チラシ等及びパンフレット等以外の媒体を除く。)で記載すること。)	0	0	0	0
17	都市計画法その他の法令に基づく制限で、宅建業法施行令第3条に定めるものに関する事項	0	0	0	0
18	価格(最低価格・最高価格)	0	0	0	0
19	価格のほかに、測量費、境界石等の費用を要するときは、その旨及びその額	0	0	0	0
20	入札及び競り売りの方法による場合においては、規則第12条に定める事項	0	<u>o</u>	<u>o</u>	<u>o</u>
<u>21</u>	取引条件の有効期限	0	0		
<u>22</u>	情報 <u>登録</u> 日又は直前の更新日及び次回の更新予定日				0

【9月1日以降】別表3 売地・貸地<u>・分譲宅地で販売区画数が1区画のもの</u>

		媒 体	インターネット広告	新聞折込チラシ等	新聞·雑誌広告
	T				
1	広告	主の名称又は商号	0	0	0
2	広告	主の事務所の所在地	0	0	
3	広告	主の事務所(宅建業法施行規則第15条の5の2の施設を含む。)の電話番号	0	0	0
4	<u>広告</u>	主の宅建業法による免許証番号	0	0	
5	<u>広告</u>	<u>主の</u> 所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	0	0	
6	<u>広告</u>	<u>主の</u> 取引態様(売主、代理、媒介(仲介)の別)	0	0	0
7	物件	の所在地(町又は字の名称まで)	0	0	0
8	交通	の利便(公共交通機関がない場合には、記載しないことができる。)	0	0	0
9	土地	面積及び私道負担面積	0	0	0
10	用途	地域(注)及び地目	0	0	0
11	建ペ	い率及び容積率(容積率の制限があるときは、制限の内容)。	0	0	0
12	都市	計画法その他の法令に基づく制限で、宅建業法施行令第3条に定めるものに関する事項	0	0	0
	1	価格			
13	2	上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設又は特別の施設について負担金等があるときはその旨及びその額並びにこれらの維持・管理費を必要とするときはその旨及びその額	0	0	0
	1	借地の場合はその旨			
14	2	当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額	0	0	0
	3	1か月当たりの借地料			
<u>15</u>	取引	条件の有効期限		0	
<u>16</u>	情報	<u>公開</u> 日 <u>(</u> 又は直前の更新日 <u>)</u> 及び次回の更新予定日	0		

⁽注) 市街化調整区域の土地にあっては、用途地域に代えて市街化調整区域である旨を明示するほか、都市計画法<u>第34条第1項第11号又は第12号、同法</u>施行令第36条第1項第3号ロ又はハ<u>のいずれか</u>に該当するものについては、住宅等を建築するための許可条件を記載すること。

【8月31日まで】別表3 売地・貸地

		媒 体	新聞折込チラシ等	新聞•雑誌広告	インターネット広告
1	広告	主の名称又は商号	0	0	0
2	広告	主の事務所の所在地	0		0
3	広告	主の事務所(宅建業法施行規則第15条の5の2 <u>第1号</u> の施設を含む。)の電話番号	0	0	0
4	宅建	業法による免許証番号	0		0
5	所属	団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	0		
6	取引	態様(売主、代理、媒介(仲介)の別)	0	0	0
7	物件	の所在地(町又は字の名称まで)	0		0
8	交通	の利便	0	0	0
9	土地	面積及び私道負担面積	0	0	0
10	用途	地域(注)及び地目	0	0	0
11	建ペ	い率及び容積率(容積率の制限があるときは、制限の内容)	0	0	0
12	都市	計画法その他の法令に基づく制限で、宅建業法施行令第3条に定めるものに関する事項	0	0	0
	1	価格			
13	2	上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設又は特別の施設について負担金等があるときはその旨及びその額並びにこれらの維持・管理費を必要とするときはその旨及びその額	0	0	0
	1	借地の場合はその旨			
14	2	当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額	0	0	0
	3	1か月当たりの借地料			
15	<u>入札</u>	及び競り売りの方法による場合においては、規則第12条に定める事項	0	<u>o</u>	<u>o</u>
<u>16</u>	取引	条件の有効期限	0		
<u>17</u>	情報	<u>登録</u> 日又は直前の更新日及び次回の更新予定日			0

⁽注) 市街化調整区域の土地にあっては、用途地域に代えて市街化調整区域である旨を明示するほか、都市計画法施行令第36条第1項第3号ロ又はハに該当するものについては、住宅等を建築するための許可条件を記載すること。

【9月1日以降】別表4 新築分譲住宅(小規模団地を含み、<u>販売</u>戸数が1戸のものを除く。)

1 広告主の名称又は商号 ○ 2 広告主の事務所の所在地 ○ 3 広告主の事務所(宅建業法施行規則第15条の5の2の施設を含む。)の電話番号 ○ 4 広告主の宅建業法による免許証番号 ○ 5 広告主の所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨 ○ 6 広告主の取引態様(売主、代理、媒介(仲介)の別) ○ 7 広告主と売主とが異なる場合は、売主の名称又は商号及び免許証番号 ○☆ 8 売主と事業主(宅地造成事業又は建物建築事業の主体者)とが異なる場合は、事業主の名称又は商号 ○☆ 9 物件の所在地(パンフレット等の媒体を除き、小規模団地及び副次的表示にあっては、地番を省略することができる。) ○	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0	0
3 広告主の事務所(宅建業法施行規則第15条の5の2の施設を含む。)の電話番号 4 広告主の宅建業法による免許証番号 5 広告主の所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨 6 広告主の取引態様(売主、代理、媒介(仲介)の別) 7 広告主と売主とが異なる場合は、売主の名称又は商号及び免許証番号 8 売主と事業主(宅地造成事業又は建物建築事業の主体者)とが異なる場合は、事業主の名称又は商号	0 0 0 0	O O O O ⇒	
4 広告主の宅建業法による免許証番号	0 0 0 0	O O O ☆	
5 広告主の所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨 ○ 広告主の取引態様(売主、代理、媒介(仲介)の別) ○ 7 広告主と売主とが異なる場合は、売主の名称又は商号及び免許証番号 ○☆ 売主と事業主(宅地造成事業又は建物建築事業の主体者)とが異なる場合は、事業主の名称又は商号 ○ 物件の所在地(パンフレット等の媒体を除き、小規模団地及び副次的表示にあっては、地番を	0 0 0	O O	0
6 広告主の取引態様(売主、代理、媒介(仲介)の別) ○	0 0	O O☆	0
7 広告主と売主とが異なる場合は、売主の名称又は商号及び免許証番号 ○☆ 8 売主と事業主(宅地造成事業又は建物建築事業の主体者)とが異なる場合は、事業主の名称 又は商号 9 物件の所在地(パンフレット等の媒体を除き、小規模団地及び副次的表示にあっては、地番を	0	O☆	0
8 売主と事業主(宅地造成事業又は建物建築事業の主体者)とが異なる場合は、事業主の名称 又は商号 9 物件の所在地(パンフレット等の媒体を除き、小規模団地及び副次的表示にあっては、地番を	0		
8 又は商号 9 物件の所在地(パンフレット等の媒体を除き、小規模団地及び副次的表示にあっては、地番を			
	0	_	1
		0	0
10 交通の利便(公共交通機関がない場合には、記載しないことができる。)	0	0	0
11 総戸数	0	O☆	
12 販売戸数	•	•	•
13 土地面積及び私道負担面積(パンフレット等の媒体を除き、最小面積及び最大面積のみで表示することができる。)	0	0	0
14 用途地域	0	0	0
15 建物面積(パンフレット等の媒体を除き、最小面積及び最大面積のみで表示することができる。) 〇	0	0	0
16 建物の主たる部分の構造	0	O☆	
17 連棟式建物であるときは、その旨 〇	0	0	0
18 宅建業法第33条に規定する許可等の処分の番号(パンフレット等の媒体を除き、建築工事が 完了済みの場合は省略することができる。)	0	0	
19 建物の建築年月(建築工事が完了していない場合は、 <u>工事の完了予定年月</u>) O	0	0	0
<u>20</u> <u>引渡し可能年月</u> <u>〇</u>	0		
<u>21</u> 主たる設備等の概要 <u>●</u>	0	•	
<u>22</u> 道路の幅員 <u>O</u>	0	O☆	
① 価格(パンフレット等の媒体を除き、最低価格、最高価格並びに最多価格帯及びその戸数のみで表示することができる。)			
23 上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設又は特別の施設について負担金等があるときはその旨及びその額並びにこれらの維持・管理費を必要とするときはその旨及びその額	•	•	•
① 借地の場合はその旨 〇	0	0	0
24 ② 当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及び その額	•	•	•
③ 1か月当たりの借地料			
<u>25</u> 取引条件の有効期限 <u>●</u>	•	•	
<u>26</u> 情報 <u>公開日(</u> 又は直前の更新日 <u>)</u> 及び次回の更新予定日 ●			

- (注) 1 パンフレット等には、規則第4条第2項各号に定めるいわゆるデメリット事項を記載すること。
 - 2 予告広告においては、規則第5条第2項に定める事項を記載すること。
 - 3 「●」の事項は、予告広告において省略することができる。
 - 4 「O」に「☆」が付された事項は、小規模団地及び副次的表示において省略することができる。

【8月31日まで】別表4 新築分譲住宅(小規模団地を含み、残戸数が1戸のものを除く。)

	媒 体 事 項	パンフレット等	住宅専門雑誌記事中広告新聞記事下広告	その他の新聞・雑誌広告	インターネット広告
1	広告主の名称又は商号	0	0	0	0
2	広告主の事務所の所在地	0	0		0
3	広告主の事務所(宅建業法施行規則第15条の5の2 <u>第1号</u> の施設を含む。)の電話番号	0	0	0	0
4	宅建業法による免許証番号	0	0		0
5	所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	0	0		O <u>☆</u>
6	取引態様(売主、代理、媒介(仲介)の別)	0	0	0	0
7	広告主と売主とが異なる場合は、売主の名称又は商号及び免許証番号	0	O☆		
8	売主と事業主(宅地造成事業又は建物建築事業の主体者)とが異なる場合は、事業主の名称 又は商号	0			
a i	物件の所在地(パンフレット等の媒体を除き、小規模団地及び副次的表示にあっては、地番を省略することができる。)	0	0	0	0
10	交通の利便	0	0	0	0
11	総戸数	0	O☆		
12	販売戸数	•	•	•	•
12	土地面積及び私道負担面積(パンフレット等の媒体を除き、最小面積及び最大面積のみで表示することができる。)	0	0	0	0
14	用途地域	0	0	0	0
15	建物面積(パンフレット等の媒体を除き、最小面積及び最大面積のみで表示することができる。)	0	0	0	0
16	建物の主たる部分の構造	0	О☆		0
17	連棟式建物であるときは、その旨	0	0	0	0
19	宅建業法第33条に規定する許可等の処分の番号(パンフレット等の媒体を除き、建築工事が 完了済みの場合は省略することができる。)	0	0		0
<u>19</u>	主たる設備等の概要	0	•		
<u>20</u>	道路の幅員	0	O☆		
<u>21</u>	建物の建築年月(建築工事が完了していない場合は、入居予定年月)	0	0	0	0
	① 価格(パンフレット等の媒体を除き、最低価格、最高価格並びに最多価格帯及びその戸数のみで表示することができる。)				
<u>22</u>	上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設又は特別の施設に ② ついて負担金等があるときはその旨及びその額並びにこれらの維持・管理費を必要とするときはその旨及びその額	•	•	•	•
	① 借地の場合はその旨	0	0	0	0
23	② 当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及び その額	•	•	•	•
	③ 1か月当たりの借地料				
<u>24</u>	入札及び競り売りの方法による場合においては、規則第12条に定める事項	0	0	<u>0</u>	0
<u>25</u>	取引条件の有効期限	•	•		
<u>26</u>	情報 <u>登録</u> 日又は直前の更新日及び次回の更新予定日				•

- (注) 1 パンフレット等には、施行規則第4条第2項各号に定めるいわゆるデメリット事項を記載すること。
 - 2 予告広告においては、施行規則第5条に定める「予告広告に係る必要な表示事項」を記載すること。
 - 3 「●」の事項は、予告広告において省略することができる。
 - 4 「O」に「☆」が付された事項は、小規模団地及び副次的表示において省略することができる。

【9月1日以降】別表5 新築住宅・中古住宅・新築分譲住宅で<u>販売</u>戸数が1戸のもの<u>又は一棟売りマン</u> ション・アパート

_		<u>ション・アハート</u>	T		
		媒 体	インターネット広告	新聞折込チラシ等	新聞・雑誌広告
1	広告	主の名称又は商号	0	0	0
2	広告	主の事務所の所在地	0	0	
3	広告	主の事務所(宅建業法施行規則第15条の5の2の施設を含む。)の電話番号	0	0	0
4	<u>広告</u>	主の宅建業法による免許証番号	0	0	
5	広告	主の所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	<u>o</u>	0	
6	<u>広告</u>	主の取引態様(売主、代理、媒介(仲介)の別)	0	0	0
7	物件	の所在地(町又は字の名称まで)	0	0	<u>o</u>
8	交通	の利便(公共交通機関がない場合には、記載しないことができる。)	0	0	0
9	土地	面積及び私道負担面積	0	0	0
10	建物	面積	0	0	0
11	連棟	式建物であるときは、その旨	0	0	0
12	宅建	業法第33条に規定する許可等の処分の番号(建築工事が完了済みの場合は省略可)	0	0	
13	建物	の建築年月(建築工事が完了していない場合は、 <u>工事の完了予定年月</u>)	0	0	0
<u>14</u>	<u>引渡</u>	<u>し可能年月</u>	<u>O</u>		
	1	価格			
<u>15</u>	2	上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設又は特別の施設について負担金等があるときはその旨及びその額並びにこれらの維持・管理費を必要とするときはその旨及びその額	0	0	0
	1	借地の場合はその旨			
<u>16</u>	2	当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額	0	0	0
	3	1か月当たりの借地料			
	1	1棟売りマンション・アパートの場合は、その旨	<u>o</u>	<u>0</u>	<u>o</u>
<u>17</u>	2	1棟売りマンション・アパートの場合は、建物内の住戸数、各住戸の専有面積(最小面積及び最大面積)、建物の主たる部分の構造及び階数	<u>o</u>	<u>o</u>	
<u>18</u>	取引	条件の有効期限		0	
<u>19</u>	情報	<u>公開日(</u> 又は直前の更新日 <u>)</u> 及び次回の更新予定日	0		

【8月31日まで】別表5 新築住宅・中古住宅・新築分譲住宅で<u>残</u>戸数が1戸のもの

	:		新聞折込チラシ等	新聞•雑誌広告	インターネット広告
1	広告	主の名称又は商号	0	0	0
2	広告	主の事務所の所在地	0		0
3	広告	主の事務所(宅建業法施行規則第15条の5の2 <u>第1号</u> の施設を含む。)の電話番号	0	0	0
4	宅建	業法による免許証番号	0		0
5	所属	団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	0		
6	取引	態様(売主、代理、媒介(仲介)の別)	0	0	0
7	物件	の所在地(町又は字の名称まで)	0		0
8	交通	の利便	0	0	0
9	土地	面積及び私道負担面積	0	0	0
10	建物	面積	0	0	0
11	連棟	式建物であるときは、その旨	0	0	0
12	宅建	業法第33条に規定する許可等の処分の番号(建築工事が完了済みの場合は省略可)	0		0
13	建物	の建築年月(建築工事が完了していない場合は、 <u>入居予定年月</u>)	0	0	0
	1	価格			
<u>14</u>	2	上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設又は特別の施設について負担金等があるときはその旨及びその額並びにこれらの維持・管理費を必要とするときはその旨及びその額	0	0	0
	1	借地の場合はその旨			
<u>15</u>	2	当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額	0	0	0
	3	1か月当たりの借地料			
<u>16</u>	<u>入札</u>	及び競り売りの方法による場合においては、規則第12条に定める事項	0	<u>o</u>	0
<u>17</u>	取引	条件の有効期限	0		
18	情報	<u>登録</u> 日又は直前の更新日及び次回の更新予定日			0

【9月1日以降】別表6 新築分譲マンション<u>・一棟リノベーションマンション</u>(小規模団地を含み、<u>販</u> 売戸数が1戸のものを除く。)

_			1	1	
事	媒 体	インターネット広告	パンフレット等	住宅専門雑誌記事中広告新聞記事下広告	その他の新聞・雑誌広告
1	広告主の名称又は商号	0	0	0	0
2	広告主の事務所の所在地	0	0	0	+
3	広告主の事務所(宅建業法施行規則第15条の5の2の施設を含む。) の電話番号	0	0	0	0
4	広告主の宅建業法による免許証番号	0	0	0	+
5	<u>100日主の</u> 七建来なによる元計証置で 広告主の所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	0	0	0	+
6	<u>広台主の</u> が周辺体石及び公正取引励議会加盟事業者である自 広告主の取引態様(売主、代理、媒介(仲介)の別)	0	0	0	0
7	<u>広告主の</u> 取引態様(元主、代理、殊介(仲介)の別) 広告主と売主とが異なる場合は、売主の名称又は商号及び免許証番号		0	O ☆	
		<u>0</u> ☆			
8	新築分譲マンションの場合は、施工会社の名称又は商号	0	0	0	
9	売主と事業主(宅地造成事業又は建物建築事業の主体者)とが異なる場合は、事業主の名称 又は商号		0		
10	物件の所在地(パンフレット等の媒体を除き、小規模団地及び副次的表示にあっては、地番を省略することができる。)	0	0	0	0
11	交通の利便(公共交通機関がない場合には、記載しないことができる。)	0	0	0	0
12	総戸数	0	0	O☆	
13	販売戸数	•	•	•	•
14	敷地面積	0	0	0	0
15	用途地域	0	0	0	0
16	建物の主たる部分の構造及び階数	0	0	0	0
17	専有面積(パンフレット等の媒体を除き、最小面積及び最大面積のみで表示することができる。)	0	0	0	0
18	バルコニー面積	0	0	0	
19	専有面積が壁心面積である旨及び登記面積はこれより少ない旨		0		
20	管理形態	0	0	0	0
21	管理員の勤務形態	•	•	•	<u> </u>
22	宅建業法第33条に規定する許可等の処分の番号(パンフレット等の媒体を除き、建築工事 <u>又は</u> 規則第3条第11号に定める工事が完了済みの場合は省略することができる。)	0	0	0	
23	建物の建築年月(建築工事が完了していない新築分譲マンションの場合は、工事の完了予定年月)	0	0	0	0
	一棟リノベーションマンションの場合は、その旨、規則第3条第11号でに定める工事の内容及び				
<u>24</u>	当該工事の完了年月(当該工事が完了していない場合は、完了予定年月)	<u>0</u>	<u> </u>	0	<u> </u>
<u>25</u>	<u>引渡し可能年月</u>	0	0		
<u>26</u>	主たる設備等の概要及び設備等の利用について条件があるときは、その条件の内容(敷地外駐車場についてはその旨及び将来の取扱い)	•	0	•	
<u>27</u>	① 価格(パンフレット等の媒体を除き、最低価格、最高価格並びに最多価格帯及びその戸数のみで表示することができる。)	•	•	•	•
	② 上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設又は特別の施設について負担金等があるときはその旨及びその額	-			
	① 借地の場合はその旨	0	0	0	0
<u>28</u>	② 当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及び その額	•	•	•	•
<u>29</u>	建物の配置図及び方位		0		
30	管理費及び修繕積立金等	•	•	•	•
31	取引条件の有効期限	•	•	•	
	情報 <u>公開日(</u> 又は直前の更新日 <u>)</u> 及び次回の更新予定日	•	İ		
				1	

- (注) 1 パンフレット等には、規則第4条第2項各号に定めるいわゆるデメリット事項を記載すること。
 - 予告広告においては、規則第5条<u>第2項に定める事項</u>を記載すること。 「●」の事項は、予告広告において省略することができる。

 - 「○」に「☆」が付された事項は、小規模団地及び副次的表示において省略することができる。

【8月31日まで】別表6 新築分譲マンション(小規模団地を含み、残戸数が1戸のものを除く。)

事	項	媒 体		住宅専門雑誌記事中広告新聞折込チラシ等	その他の新聞・雑誌広告	インターネット広告
1	広告	主の名称又は商号	0	0	0	0
2	広告	主の事務所の所在地	0	0		0
3	広告	主の事務所(宅建業法施行規則第15条の5の2 <u>第1号</u> の施設を含む。)の電話番号	0	0	0	0
4	宅建	業法による免許証番号	0	0		0
5	所属	団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	0	0		O <u>☆</u>
6	取引	態様(売主、代理、媒介(仲介)の別)	0	0	0	0
7	広告	主と売主とが異なる場合は、売主の名称又は商号及び免許証番号	0	O☆		
8	施工	会社の名称又は商号	0	0		0
9	売主 又は	と事業主(宅地造成事業又は建物建築事業の主体者)とが異なる場合は、事業主の名称 商号	0			
10		の所在地(パンフレット等の媒体を除き、小規模団地及び副次的表示にあっては、地番をすることができる。)	0	0	0	0
11	交通	の利便	0	0	0	0
12	総戸	数	0	O☆		
13	販売	戸数	•	•	•	•
14	敷地	面積	0	0	0	0
15	用途	地域	0	0	0	0
16	構造	及び階数	0	0	0	0
17	専有	面積(パンフレット等の媒体を除き、最小面積及び最大面積のみで表示することができる。)	0	0	0	0
18	バル	コニー面積	0	0		0
19	専有	面積が壁心面積である旨及び登記面積はこれより少ない旨	0			
20	管理	形態	0	0	0	0
<u>21</u>		業法第33条に規定する許可等の処分の番号(パンフレット等の媒体を除き、建築工事が済みの場合は省略することができる。)	0	0		0
22		る設備等の概要及び設備等の利用について条件があるときは、その条件の内容(敷地外場についてはその旨及び将来の取扱い)	0	•		•
23	建物	の建築年月(建築工事が完了していない場合は、 <u>入居予定年月</u>)	0	0	0	0
	1	価格(パンフレット等の媒体を除き、最低価格、最高価格並びに最多価格帯及びその戸数のみで表示することができる。)				
<u>24</u>	2	上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設又は特別の施設に ついて負担金等があるときはその旨及びその額				
	1	借地の場合はその旨	0	0	0	0
<u>25</u>	2	当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及び その額	•	•	•	•
26	建物	の配置図及び方位	0			
27	管理	費及び修繕積立金等	•	•	•	•
28	<u>入札</u>	及び競り売りの方法による場合においては、規則第12条に定める事項	0	<u>O</u>	0	0
29	取引	条件の有効期限	•	•		
30	情報	登録日又は直前の更新日及び次回の更新予定日				•
_				1	1	

- (注) 1 パンフレット等には、施行規則第4条第2項各号に定めるいわゆるデメリット事項を記載すること。
 - 2 予告広告においては、施行規則第5条に定める「予告広告に係る必要な表示事項」を記載すること。
 - 3 「●」の事項は、予告広告において省略することができる。
 - 4 「O」に「☆」が付された事項は、小規模団地及び副次的表示において省略することができる。

【9月1日以降】別表7 中古マンション・新築分譲マンションで<u>販売</u>戸数が1戸のもの

	媒 体 事 項	インターネット広告	新聞折込チラシ等	新聞·雑誌広告
1	広告主の名称又は商号	0	0	0
2	広告主の事務所の所在地	0	0	
3	広告主の事務所(宅建業法施行規則第15条の5の2の施設を含む。)の電話番号	0	0	0
4	<u>広告主の</u> 宅建業法による免許証番号	0	0	
5	<u>広告主の</u> 所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	<u>0</u>	0	
6	<u>広告主の</u> 取引態様(売主、代理、媒介(仲介)の別)	0	0	0
7	物件の所在地(町又は字の名称まで)	0	0	<u>o</u>
8	交通の利便(公共交通機関がない場合には、記載しないことができる。)	0	0	0
9	階数及び当該物件が存在する階	0	0	0
10	専有面積	0	0	0
11	バルコニー面積	0	0	
12	建物の建築年月(建築工事が完了していない <u>新築分譲マンションの</u> 場合は、 <u>工事の完了予定年月</u>)	0	0	0
<u>13</u>	引渡し可能年月	0		
<u>14</u>	① 価格 ② 上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設又は特別の施設について 負担金等があるときはその旨及びその額	0	0	0
<u>15</u>	借地の場合はその旨及び当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額	0	0	0
<u>16</u>	管理費及び修繕積立金等	0	0	0
<u>17</u>	管理形態及び管理員の勤務形態	0	0	
<u>18</u>	取引条件の有効期限		0	
<u>19</u>	情報 <u>公開</u> 日 <u>(</u> 又は直前の更新日 <u>)</u> 及び次回の更新予定日	0		

【8月31日まで】別表7 中古マンション・新築分譲マンションで<u>残</u>戸数が1戸のもの

		媒 体 事 項	新聞折込チラシ等	新聞・雑誌広告	インターネット広告
1	広告	主の名称又は商号	0	0	0
2	広告	主の事務所の所在地	0		0
3	広告	主の事務所(宅建業法施行規則第15条の5の2 <u>第1号</u> の施設を含む。)の電話番号	0	0	0
4	宅建	業法による免許証番号	0		0
5	所属	団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	0		
6	取引	態様(売主、代理、媒介(仲介)の別)	0	0	0
7	物件	の所在地(町又は字の名称まで)	0		0
8	交通	の利便	0	0	0
9	階数	及び当該物件が存在する階	0	0	0
10	専有	面積	0	0	0
11	バル	コニー面積	0		0
12	建物	の建築年月(建築工事が完了していない場合は、 <u>入居予定年月</u>)	0	0	0
	1	価格			
<u>13</u>	2	上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設又は特別の施設について負担金等があるときはその旨及びその額	0	0	0
14		の場合はその旨及び当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときは 旨及びその額	0	0	0
<u>15</u>	管理	費及び修繕積立金等	0	0	0
<u>16</u>	管理	方式(管理人の勤務形態。自主管理の場合はその旨)	0		0
<u>17</u>	<u>入札</u>	及び競り売りの方法による場合においては、規則第12条に定める事項	<u>o</u>	<u>o</u>	<u>O</u>
18	取引	条件の有効期限	0		
<u>19</u>	情報	<u>登録</u> 日又は直前の更新日及び次回の更新予定日			0

【9月1日以降】別表8 新築賃貸マンション・新築賃貸アパート<u>(賃貸戸数が1戸のものを除く。)</u>

	媒 体 事 項	インターネット広告	パンフレット等	住宅専門雑誌記事中広告新聞折込チラシ等	その他の新聞・雑誌広告
1	広告主の名称又は商号	0	0	0	0
2	広告主の事務所の所在地	0	0	0	
3	広告主の事務所(宅建業法施行規則第15条の5の2の施設を含む。)の電話番号	0	0	0	0
4	広告主の宅建業法による免許証番号	0	0	0	
5	<u>広告主の</u> 所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	0	0	0	
6	広告主の取引態様(貸主、代理、媒介(仲介)の別)	0	0	0	0
7	物件の所在地 <u>番又は住居表示</u>	0	0	0	<u>o</u>
8	交通の利便(公共交通機関がない場合には、記載しないことができる。)	0	0	0	0
9	賃貸戸数	•	•	•	•
10	専有面積(パンフレット等の媒体を除き、最小面積及び最大面積のみで表示することができる。)	0	0	0	0
11	<u>建物の主たる部分の</u> 構造及び階数(<u>インターネット広告、</u> パンフレット等の媒体を除き、賃貸戸数が10未満の場合は省略することができる。)	0	0	0	
12	建物の建築年月(建築工事が完了していない場合は、工事の完了予定年月)	0	0	0	0
<u>13</u>	<u>入居可能時期</u>	0	<u>o</u>		
<u>14</u>	賃料(パンフレット等の媒体を除き、最低賃料及び最高賃料のみで表示することができる。)	•	•	•	•
<u>15</u>	礼金等を必要とするときはその旨及びその額	•	•	•	•
<u>16</u>	敷金、保証金等を必要とするときは、その旨及びその額(償却をする場合は、その旨及びその 額又はその割合)	•	•	•	•
<u>17</u>	住宅総合保険等の損害保険料等を必要とするときはその旨	0	0	0	0
<u>18</u>	家賃保証会社等と契約することを条件とするときはその旨及びその額	•	•	•	•
<u>19</u>	管理費又は共益費等	•	•	•	•
<u>20</u>	駐車場、倉庫等の設備の利用条件(敷地外の駐車場についてはその旨及び将来の取扱い)		•	•	
<u>21</u>	定期建物賃貸借であるときはその旨	0	0	0	0
22	契約期間(普通賃貸借で契約期間が2年以上のものを除く。)	0	<u>0</u>	<u>o</u>	<u>O</u>
<u>23</u>	取引条件の有効期限		•	•	
<u>24</u>	情報 <u>公開</u> 日 <u>(</u> 又は直前の更新日 <u>)</u> 及び次回の更新予定日	•			
					_

⁽注) 1 当初の契約時からその期間満了時までに、事項番号 14 から 20 以外の費用を必要とするときは、その費目及びその額を記載すること。

² 予告広告においては、規則第5条第2項に定める事項を記載すること。

^{3 「●」}の事項は、予告広告において省略することができる。

【8月31日まで】別表8 新築賃貸マンション・新築賃貸アパート

	媒 体 事 項	パンフレット等	住宅専門雑誌記事中広告新聞記事下広告	その他の新聞・雑誌広告	インターネット広告
1	広告主の名称又は商号	0	0	0	0
2	広告主の事務所の所在地	0	0		0
3	広告主の事務所(宅建業法施行規則第15条の5の2 <u>第1号</u> の施設を含む。)の電話番号	0	0	0	0
4	宅建業法による免許証番号	0	0		0
5	所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	0	0		
6	取引態様(貸主、代理、媒介(仲介)の別)	0	0	0	0
7	物件の所在地	0	0		0
8	交通の利便	0	0	0	0
9	賃貸戸数	•	•	•	•
10	専有面積(パンフレット等の媒体を除き、最小面積及び最大面積のみで表示することができる。)	0	0	0	0
11	構造及び階数(パンフレット等の媒体を除き、賃貸戸数が10未満の場合は省略することができる。)	0	0		
12	建物の建築年月(建築工事が完了していない場合は、 <u>入居予定年月</u>)	0	0	0	0
<u>13</u>	賃料(パンフレット等の媒体を除き、最低賃料及び最高賃料のみで表示することができる。)	•	•	•	•
<u>14</u>	礼金等を必要とするときはその旨及びその額	•	•	•	•
<u>15</u>	敷金、保証金等を必要とするときは、その旨及びその額(償却をする場合は、その旨及びその額又はその割合)	•	•	•	•
<u>16</u>	住宅総合保険等の損害保険料等を必要とするときはその旨	0	0	0	0
<u>17</u>	家賃保証会社等と契約することを条件とするときはその旨及びその額	•	•	•	•
<u>18</u>	管理費又は共益費等	•	•	•	•
<u>19</u>	駐車場、倉庫等の設備の利用条件(敷地外の駐車場についてはその旨及び将来の取扱い)	•	•		
<u>20</u>	定期建物賃貸借であるときはその旨及びその期間	0	0	0	0
<u>21</u>	入札及び競り売りの方法による場合においては、規則第12条に定める事項	0	<u>0</u>	0	0
<u>22</u>	取引条件の有効期限	•	•		
<u>23</u>	情報 <u>登録</u> 日又は直前の更新日及び次回の更新予定日				•

- (注) 1 当初の契約時からその期間満了時までに、事項番号 13 から 19 以外の費用を必要とするときは、その費目及びその額を記載すること。
 - 2 予告広告においては、<u>施行</u>規則第5条<u>に定める「予告広告に係る必要な表示事項」</u>を記載すること。
 - 3 「●」の事項は、予告広告において省略することができる。

【9月1日以降】別表9 中古賃貸マンション・貸家・中古賃貸アパート・新築賃貸マンション又は新築 賃貸アパートで賃貸戸数が1戸のもの

# 体					
2 広告主の事務所の所在地 ○ ○ ○ 3 広告主の事務所(宅建業法施行規則第15条の5の2の施設を含む。)の電話番号 ○ ○ ○ 4 広告主の事建業法による免許証番号 ○ ○ ○ 5 広告主の財団は存名及び公正取引協議会加盟事業者である旨 ○ ○ ○ 6 広告主の取引態様(貸主、代理、媒介(仲介)の別) ○ ○ ○ ○ 7 物件の所在地(町又は字の名称まで) ○ ○ ○ ○ 8 交通の利便(公共交通機関がない場合には、記載しないことができる。) ○ ○ ○ ○ 9 建物の主たる部分の構造、階数及び当該物件が存在する階 ○ ○ ○ ○ 10 建物面積又は専有面積 ○ ○ ○ ○ 11 建物の建築年月(建築工事が完了していない場合は、工事の完了予定年月) ○ ○ ○ ○ 12 入屋可能時期 ○ ○ ○ ○ 13 質料 ○ ○ ○ ○ 14 社会等を必要とするときはその旨及びその額 ○ ○ ○ ○ 15 敷金、保証金等を必要とするときは、その旨及びその額(償却をする場合は、その旨及びその額又は、その割合) ○ ○ ○ ○ 15 教金、保証金等を必要とするときは、その旨及びその額(償却をする場合は、その旨及びその額及は、その旨及びその額と) ○ ○ ○ ○ 16 住宅総合保険等の損害保険料等を必要とするときはその旨及びその額 ○ ○ ○ ○ 17 家賃保証会社等と契約することを条件とするときはその旨及びその額 ○ ○ ○ ○ 18 管理費又は共益費等 ○ ○ ○ ○ 19 定期建物賃貸借であるときはその旨 ○ ○ ○ ○ 20 契約期間(普通賃貸借で契約期間が2年以上のものを除く。) ○ ○ ○ 21 取引条件の有効期限 ○ ○ ○			1 1	新聞折込チラシ等	新聞•雑誌広告
3 広告主の事務所(宅建業法施行規則第15条の5の2の施設を含む。)の電話番号 ○ ○ ○ 4 広告主の宅建業法による免許証番号 ○ ○ ○ 5 広告主の所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨 ○ ○ ○ ○ 6 広告主の取引態様(貸主、代理、媒介(仲介)の別) ○ ○ ○ ○ 7 物件の所在地(町又は字の名称まで) ○ ○ ○ ○ 8 交通の利便(公共交通機関がない場合には、記載しないことができる。) ○ ○ ○ ○ ○ 9 建物の主たる部分の構造、階数及び当該物件が存在する階 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	1	広告主の名称又は商号	0	0	0
4 広告主の宅建業法による免許証番号 ○	2	広告主の事務所の所在地	0	0	
5 広告主の所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨 ○ ○ ○ 6 広告主の取引態様(賃主、代理、媒介(仲介)の別) ○ ○ ○ 7 物件の所在地(町又は字の名称まで) ○ ○ ○ 8 交通の利便(公共交通機関がない場合には、記載しないことができる。) ○ ○ ○ 9 建物の主たる部分の構造、階数及び当該物件が存在する階 ○ ○ ○ 10 建物面積又は専有面積 ○ ○ ○ 11 建物の建築年月(建築工事が完了していない場合は、工事の完了予定年月) ○ ○ ○ 12 入居可能時期 ○ ○ ○ 13 賃料 ○ ○ ○ 14 礼金等を必要とするときはその盲及びその額 ○ ○ ○ 15 敷金、保証金等を必要とするときは、その盲及びその額(償却をする場合は、その盲及びその額又は その割合) ○ ○ ○ 15 軟賃保証会社等と契約することを条件とするときはその盲 ○ ○ ○ 17 家賃保証会社等と契約することを条件とするときはその盲及びその額 ○ ○ ○ 18 管理費又は共益費等 ○ ○ ○ 19 定期建物賃貸借であるときはその盲 ○ ○ ○ 20 契約期間(普通賃貸借で契約期間が2年以上のものを除く。) ○ ○ ○ 21 取引条件の有効期限 ○ ○	3	広告主の事務所(宅建業法施行規則第15条の5の2の施設を含む。)の電話番号	0	0	0
広告主の取引態様(貸主、代理、媒介(仲介)の別)	4	<u>広告主の</u> 宅建業法による免許証番号	0	0	
物件の所在地(町又は字の名称まで)	5	<u>広告主の</u> 所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	0	0	
8 交通の利便(公共交通機関がない場合には、記載しないことができる。) ○	6	<u>広告主の</u> 取引態様(貸主、代理、媒介(仲介)の別)	0	0	0
9 建物の主たる部分の構造、階数及び当該物件が存在する階 ○ <	7	物件の所在地(町又は字の名称まで)	0	0	<u>O</u>
10 建物面積又は専有面積 ○ ○ ○ 11 建物の建築年月(建築工事が完了していない場合は、工事の完了予定年月) ○ ○ ○ 12 入居可能時期 ○ ○ ○ 13 賃料 ○ ○ ○ 14 礼金等を必要とするときはその旨及びその額 ○ ○ ○ 15 敷金、保証金等を必要とするときは、その旨及びその額(償却をする場合は、その旨及びその額又は その割合) ○ ○ ○ 16 住宅総合保険等の損害保険料等を必要とするときはその旨 ○ ○ ○ 17 家賃保証会社等と契約することを条件とするときはその旨及びその額 ○ ○ ○ 18 管理費又は共益費等 ○ ○ ○ 19 定期建物賃貸借であるときはその旨 ○ ○ ○ 20 契約期間(普通賃貸借で契約期間が2年以上のものを除く。) ○ ○ ○ 21 取引条件の有効期限 ○ ○ ○	8	交通の利便(公共交通機関がない場合には、記載しないことができる。)	0	0	0
11 建物の建築年且(建築工事が完了していない場合は、工事の完了予定年月) ○ ○ ○ 12 入居可能時期 ○ ○ ○ 13 賃料 ○ ○ ○ 14 礼金等を必要とするときはその盲及びその額 ○ ○ ○ 15 敷金、保証金等を必要とするときは、その盲及びその額(償却をする場合は、その盲及びその額又はその割合) ○ ○ ○ 16 住宅総合保険等の損害保険料等を必要とするときはその盲 ○ ○ ○ 17 家賃保証会社等と契約することを条件とするときはその盲及びその額 ○ ○ ○ 18 管理費又は共益費等 ○ ○ ○ 19 定期建物賃貸借であるときはその盲 ○ ○ ○ 20 契約期間(普通賃貸借で契約期間が2年以上のものを除く。) ○ ○ ○ 21 取引条件の有効期限 ○ ○ ○	<u>9</u>	建物の主たる部分の構造、階数及び当該物件が存在する階	0		
12 入居可能時期 〇 ○ 13 賃料 〇 〇 14 礼金等を必要とするときはその盲及びその額 ○ ○ 15 敷金、保証金等を必要とするときは、その盲及びその額(償却をする場合は、その盲及びその額又は その割合) ○ ○ 16 住宅総合保険等の損害保険料等を必要とするときはその盲 ○ ○ 17 家賃保証会社等と契約することを条件とするときはその盲及びその額 ○ ○ 18 管理費又は共益費等 ○ ○ 19 定期建物賃貸借であるときはその盲 ○ ○ 20 契約期間(普通賃貸借で契約期間が2年以上のものを除く。) ○ ○ 21 取引条件の有効期限 ○ ○	<u>10</u>	建物面積又は専有面積	0	0	0
13 賃料 〇 〇 〇 14 礼金等を必要とするときはその旨及びその額 〇 〇 〇 15 敷金、保証金等を必要とするときは、その旨及びその額(償却をする場合は、その旨及びその額又は その割合) 〇 〇 〇 16 住宅総合保険等の損害保険料等を必要とするときはその旨 〇 〇 〇 17 家賃保証会社等と契約することを条件とするときはその旨及びその額 〇 〇 〇 18 管理費又は共益費等 〇 〇 〇 19 定期建物賃貸借であるときはその旨 〇 〇 〇 20 契約期間(普通賃貸借で契約期間が2年以上のものを除く。) 〇 〇 〇 21 取引条件の有効期限 〇 〇	<u>11</u>	建物の建築年 <u>月</u> (建築工事が完了していない場合は、 <u>工事の完了予定年月</u>)	0	0	0
14 礼金等を必要とするときはその旨及びその額 ○ ○ ○ 15 敷金、保証金等を必要とするときは、その旨及びその額(償却をする場合は、その旨及びその額又は その割合) ○ ○ ○ 16 住宅総合保険等の損害保険料等を必要とするときはその旨 ○ ○ ○ ○ 17 家賃保証会社等と契約することを条件とするときはその旨及びその額 ○ ○ ○ ○ 18 管理費又は共益費等 ○ ○ ○ ○ 19 定期建物賃貸借であるときはその旨 ○ ○ ○ ○ 20 契約期間(普通賃貸借で契約期間が2年以上のものを除く。) ○ ○ ○ 21 取引条件の有効期限 ○ ○	<u>12</u>	<u>入居可能時期</u>	0		
15 敷金、保証金等を必要とするときは、その旨及びその額(償却をする場合は、その旨及びその額又は その割合) ○	<u>13</u>	賃料	0	0	0
15 その割合) O<	<u>14</u>	礼金等を必要とするときはその旨及びその額	0	0	0
17 家賃保証会社等と契約することを条件とするときはその旨及びその額 O O 18 管理費又は共益費等 O O 19 定期建物賃貸借であるときはその旨 O O 20 契約期間(普通賃貸借で契約期間が2年以上のものを除く。) O O 21 取引条件の有効期限 O	<u>15</u>		0	0	0
18 管理費又は共益費等 O O 19 定期建物賃貸借であるときはその旨 O O 20 契約期間(普通賃貸借で契約期間が2年以上のものを除く。) O O 21 取引条件の有効期限 O	<u>16</u>	住宅総合保険等の損害保険料等を必要とするときはその旨	0	0	0
19 定期建物賃貸借であるときはその旨 O O 20 契約期間(普通賃貸借で契約期間が2年以上のものを除く。) O O 21 取引条件の有効期限 O	<u>17</u>	家賃保証会社等と契約することを条件とするときはその旨及びその額	0	0	0
20 契約期間(普通賃貸借で契約期間が2年以上のものを除く。) ○ ○ ○ ○ 21 取引条件の有効期限 ○ ○	<u>18</u>	管理費又は共益費等	0	0	0
21 取引条件の有効期限	<u>19</u>	定期建物賃貸借であるときはその旨	0	0	0
	<u>20</u>	契約期間(普通賃貸借で契約期間が2年以上のものを除く。)	0	0	0
<u>22</u> 情報 <u>公開日(</u> 又は直前の更新日)及び次回の更新予定日	<u>21</u>	取引条件の有効期限		0	
	22	情報 <u>公開日(</u> 又は直前の更新日 <u>)</u> 及び次回の更新予定日	0		

⁽注) 当初の契約時からその期間満了時までに、事項番号 13 から 18 以外の費用を必要とするときは、その費目及びその額を記載すること。

【8月31日まで】別表9 中古賃貸マンション・貸家・中古賃貸アパート・新築賃貸マンション又は新 築賃貸アパートで残戸数が1戸のもの

	媒 体 事 項	新聞折込チラシ等	新聞·雑誌広告	インターネット広告
1	広告主の名称又は商号	0	0	0
2	広告主の事務所の所在地	0		0
3	広告主の事務所(宅建業法施行規則第15条の5の2 <u>第1号</u> の施設を含む。)の電話番号	0	0	0
4	宅建業法による免許証番号	0		0
5	所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	0		
6	取引態様(貸主、代理、媒介(仲介)の別)	0	0	0
7	物件の所在地(町又は字の名称まで)	0		0
8	交通の利便	0	0	0
9	建物面積又は専有面積	0	0	0
<u>10</u>	建物の建築年(建築工事が完了していない場合は、入居予定年月)	0	0	0
<u>11</u>	賃料	0	0	0
<u>12</u>	礼金等を必要とするときはその旨及びその額	0	0	0
<u>13</u>	敷金、保証金等を必要とするときは、その旨及びその額(償却をする場合は、その旨及びその額又はその割合)	0	0	0
14	住宅総合保険等の損害保険料等を必要とするときはその旨	0	0	0
<u>15</u>	家賃保証会社等と契約することを条件とするときはその旨及びその額	0	0	0
<u>16</u>	管理費又は共益費等	0	0	0
<u>17</u>	定期建物賃貸借であるときはその旨 <u>及びその期間</u>	0	0	0
<u>18</u>	入札及び競り売りの方法による場合においては、規則第12条に定める事項	<u>o</u>	<u>o</u>	<u>O</u>
<u>19</u>	取引条件の有効期限	0		
<u>20</u>	情報 <u>登録</u> 日又は直前の更新日及び次回の更新予定日			0

⁽注) 当初の契約時からその期間満了時までに、事項番号11から16以外の費用を必要とするときは、その費目及びその額を記載すること。

【9月1日以降】別表10 共有制リゾートクラブ会員権

	媒 体	インターネット広告	パンフレット等	住宅専門雑誌記事中広告新聞託事下広告	その他の新聞・雑誌広告
1	広告主の名称又は商号	0	0	0	0
2	広告主の事務所の所在地	0	0	0	
3	広告主の事務所(宅建業法施行規則第15条の5の2の施設を含む。)の電話番号	0	0	0	0
4	<u>広告主の</u> 宅建業法による免許証番号	0	0	0	
5	<u>広告主の</u> 所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	<u>0</u>	0	0	
6	<u>広告主の</u> 取引態様(売主、代理、媒介(仲介)の別)	0	0	0	0
7	広告主と売主とが異なる場合は、売主の名称又は商号及び免許証番号	<u>0</u>	0	0	
8	売主と事業主(宅地造成事業又は建物建築事業の主体者)とが異なる場合は、事業主の名称又 は商号		0		
9	物件の所在地	0	0	0	0
10	交通の利便(公共交通機関がない場合には、記載しないことができる。)	0	0	0	0
11	敷地面積	0	0	0	0
12	借地の場合はその旨	0	0	0	0
13	当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額		0		
14	建築面積及び延べ面積		0	0	
15		0	0	0	0
16	建物の主たる部分の構造及び階数	0	0	0	0
17	 宅建業法第33条に規定する許可等の処分の番号(パンフレット等の媒体を除き、建築工事が完				
17	了済みの場合は省略することができる。)	<u>O</u>	0	0	
18	会員権の種類(共有制、合有制等の別等)	0	0	0	0
19	会員権の価格(入会金等を含む総額)	0	0	0	0
20	会員権の価格の内訳(預り金等返還するものについては返還条件)	0	0	0	
21	会費・管理費等の額	0	0	0	0
22	会員資格に制限があるときはその旨	0	0	0	
23	会員権の譲渡又は退会の可否及びその条件		0		
24	会員権の総口数及び今回募集口数	0	0	0	0
25	総客室数及び1室当たりの口数	0	0	0	0
26	建築年月(建築工事が完了していない場合は、工事の完了予定年月)	0	0	0	0
	① 施設の利用開始時期	0	0	0	0
	 ② 施設の利用料金	0	0	0	0
27	 ③ 施設の予約調整方法	0	0	0	
	 ④ 施設の利用の制限		0	<u> </u>	
		0	0	0	
28	付帯施設(譲渡対象物件以外のレストラン、売店、大浴場、レジャー施設等当該施設において会員が利用できる施設をいう。)の概要及びその利用条件(有料であることが明らかなものを除く。)	<u>o</u>	0	0	
29	会員権の売主と施設の運営主体とが異なる場合は、運営主体の名称		0		
30	相互利用施設(譲渡対象物件及び付帯施設以外で会員相互の施設相互利用契約に基づいて	0	0	0	
	会員が利用できる施設をいう。)の有無 相互利用施設の数及びその利用条件		0		
-	会員以外の者がクラブ施設を利用することができる場合はその旨		0		
-	施設を運用するときは、その旨とその内容		0		
-	取引条件の有効期限	0	0	0	
35	情報公開日(又は直前の更新日)及び次回の更新予定日	0		\vdash	
<u> </u>			L		

⁽注) 提携施設(共有制リゾートクラブの運営主体が、他のリゾート施設運営業者と提携して、会員に当該業者の保有又は管理しているリゾート施設を一般より有利な条件で利用させることを目的とした施設提携契約を締結している施設をいう。)について表示するときは、その利用条件の概要を記載すること。

【8月31日まで】別表10 共有制リゾートクラブ会員権

_	月31日まで】別衣10 共有制リソートグラフ芸員権	.0	12 tr tr	7	71
	媒 体	パンフレット等	住宅専門雑誌記事中広告新聞記事下広告	その他の新聞・雑誌広告	インターネット広告
	7		広告	告	
1	広告主の名称又は商号	0	0	0	0
2	広告主の事務所の所在地	0	0		0
3	広告主の事務所(宅建業法施行規則第15条の5の2 <u>第1号</u> の施設を含む。)の電話番号	0	0	0	0
4	宅建業法による免許証番号	0	0		0
5	所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	0	0		
6	取引態様(売主、代理、媒介(仲介)の別)	0	0	0	0
7	広告主と売主とが異なる場合は、売主の名称又は商号及び免許証番号	0	0		
8	売主と事業主(宅地造成事業又は建物建築事業の主体者)とが異なる場合は、事業主の名称又 は商号	0			
9	物件の所在地	0	0	0	0
10	交通の利便	0	0	0	0
11	敷地面積	0	0	0	0
12	借地の場合はその旨	0	0	0	
13	当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額	0			
14	建築面積及び延べ面積	0	0		
15	専有面積	0	0	0	0
16	構造及び階数	0	0	0	0
17	宅建業法第33条に規定する許可等の処分の番号(パンフレット等の媒体を除き、建築工事が完了済みの場合は省略することができる。)	0	0		
18	会員権の種類(共有制、合有制等の別等)	0	0	0	0
19	会員権の価格(入会金等を含む総額)	0	0	0	0
20	会員権の価格の内訳(預り金等返還するものについては返還条件)	0	0		
21	会費・管理費等の額	0	0	0	0
22	会員資格に制限があるときはその旨	0	0		
23	会員権の譲渡又は退会の可否及びその条件	0			
24	会員権の総口数及び今回募集口数	0	0	0	0
25	総客室数及び1室当たりの口数	0	0	0	0
26	建築年月(建築工事が完了していない場合は、工事の完了予定年月)	0	0	0	0
	① 施設の利用開始時期	0	0	0	0
	② 施設の利用料金	0	0	0	0
27	③ 施設の予約調整方法	0	0		
		0			
	⑤ 1口当たりの年間利用可能日数	0	0		
28	付帯施設(譲渡対象物件以外のレストラン、売店、大浴場、レジャー施設等当該施設において会員が利用できる施設をいう。)の概要及びその利用条件(有料であることが明らかなものを除く。)	0	0		
29	会員権の売主と施設の運営主体とが異なる場合は、運営主体の名称	0			
30	相互利用施設(譲渡対象物件及び付帯施設以外で会員相互の施設相互利用契約に基づいて 会員が利用できる施設をいう。)の有無	0	0		
31	相互利用施設の数及びその利用条件	0			
32	会員以外の者がクラブ施設を利用することができる場合はその旨	0			
	施設を運用するときは、その旨とその内容	0			
	取引条件の有効期限	0	0		
35	情報 <u>登録</u> 日又は直前の更新日及び次回の更新予定日				0
	坦维族設(サ右制リゾートクラブの運営主体が、他のリゾート族設運営業者と埋進して				

⁽注) 提携施設(共有制リゾートクラブの運営主体が、他のリゾート施設運営業者と提携して、会員に当該業者の保有又は管理しているリゾート施設を一般より有利な条件で利用させることを目的とした施設提携契約を締結している施設をいう。)について表示するときは、その利用条件の概要を記載すること。